

神祇志科

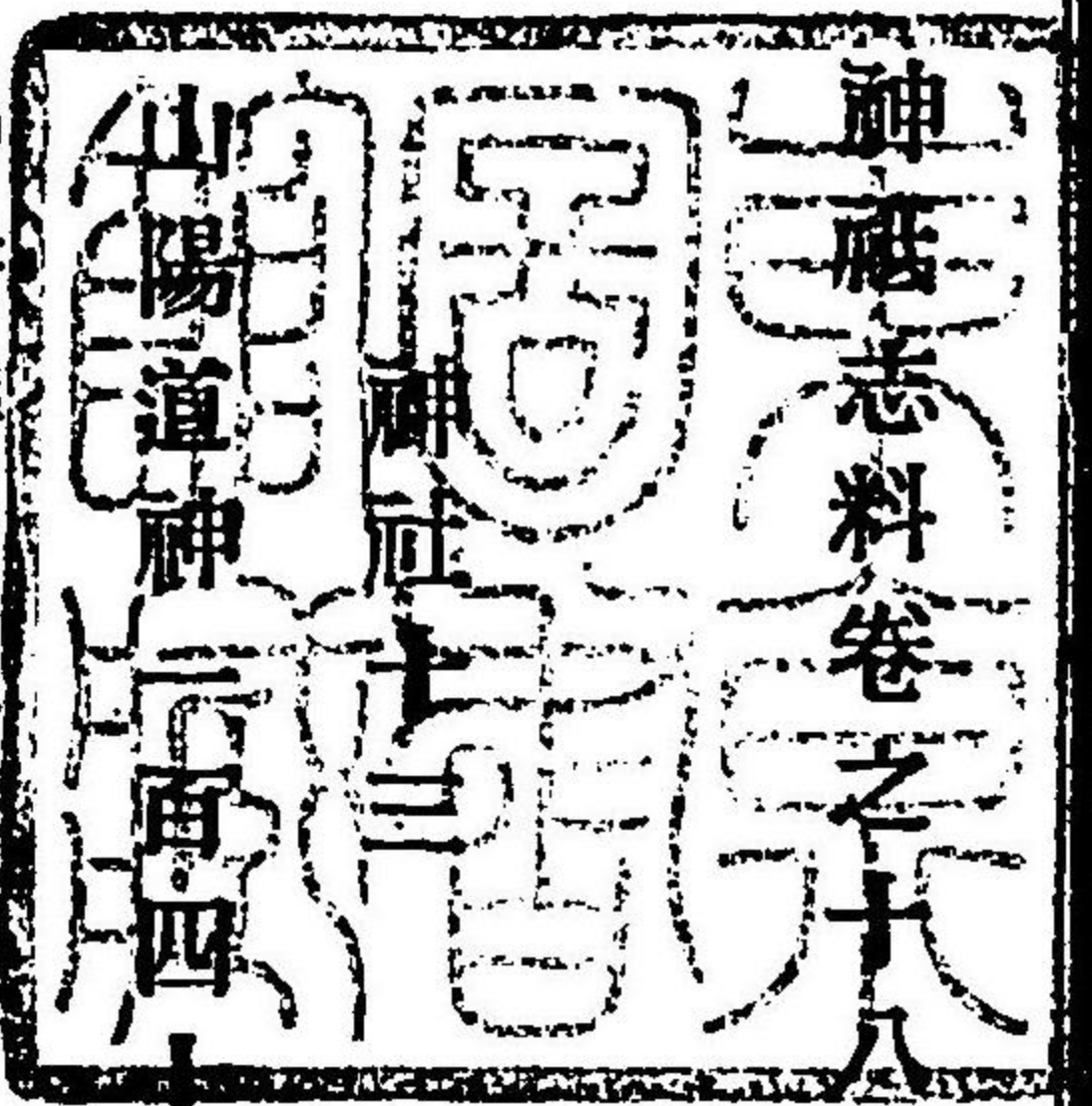
栗田寛著述

十六

東泉圖書齋				
一	一	四	一	
冊	号	架	函	類



No. 519



常陸 栗田 寛 編輯

○播磨國五十座 大七座 小四十三座
大十六座、就中四座、
小一百廿四座

○明石郡九座 大三座 小六座

宇留神社、今平野庄宮崎村宇留山にあり、春日大明神と云、飾磨縣神社
物部神社、今伊川庄池上村にあり、飾磨縣神社蓋宇麻志麻遲命を祭る、舊事本記
明記 凡其祭六月十四日、九月九日を用ふ、飾磨縣神社調

海神社三座、今垂水村に在り、故に垂水神社と云ひ、又日向明神と云ふ、播磨
事始、神名帳考、蓋底津綿津見神、中津綿津見神、上津綿津見神を祭る、酌古
証、神名帳打聞、延
喜式、本社傳説、○本社縁起に、神功皇后三韓を征けて還り、古傳
りて危かりし、かば、皇后綿津見神三座を祭りしに、風波忽静りきとあるは、
と聞にたり、按舊事本紀、倭國造の祖、推根津彦命を以て彦火火出見尊海神の女、
玉依姫命に娶て生坐る武位起命の子とす、又按明石國造は、倭國造の族にて、續

日本紀神護景雲三年本國明石郡人海直溝長等十九人に大和赤石連姓を賜ひ、後世に至て大和氏又在應官人たる者あるに據らば、本社疑らくは明石國造の祭る所ならむ、姑平城天皇大同元年、明石垂水神に神封十戸を充奉る、蓋此神也、新抄格清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下海神に從五位上を授け、三代醍醐天皇延喜の制、三座並に名神大社に列り、月次新嘗の幣に預らしむ、延喜式凡毎年八月十五日祭を行ふ、神祇錄

彌賀多多神社

林神社、今林崎莊林村に在り、上宮と云ふ、播磨事始、神名帳考証

赤羽神社、今井川庄白水村の赤羽に在り、神名帳考証、播磨事始

伊和都比賣神社、今當津庄中庄村にあり、岩屋明神といふ、神祇錄伊和都比賣神を祭る、延喜式○按赤穂郡にも同名の神あり、疑らくは播磨風土記賀古

伊波と假字違るか如くなれど、郡日岡比禮墓坐大御津齒命子伊波津比古命の姫神にや、伊和と恐くは轉音也、姑附て考に備ふ、凡九月十日祭を行ふ、明細帳

○賀古郡一座小

日岡坐天伊佐佐比古神社、今賀古川南大野村日岡に在り、日岡大明神と

云ふ、三才圖會、神社要錄、神名帳打聞天伊佐佐比古神を祭る、延喜式○按播磨風土記云、日岡命子伊波津比古命とあり、峯相記少彦命に作る、伊佐々比古、伊波津、比古、音相近し、或は同神歟、今得て考ふへからず、姑附て後考に備ふ、凡其祭十月十六日を用ふ、神祇錄、神名帳

○飾磨郡四座小

射楯兵主神社二座、舊飾西郡安寶郷矢落村に在り、後之を同郷辻井村に移す、行屋明神と云ふ、播磨名蹟志、播磨事始、神名帳打聞蓋五十猛命大已貴命を祀る、射楯

○按社説に、射楯神は五十猛命にまじ、兵主神は大已貴命にて、其神号を唱へ、饌を献る時は、先一宮兵主神、次に二宮射楯神と申とあるを考ふるに、其主と祭らるゝは射楯神なれど、其社にて神饌を献るには、父子の順序を以て稱奉る古よりの例なりしなるへし、伊大代之神を祀る、昔

息長帶比賣命、韓國を伐けに渡坐時、御船の前に坐、伊大代之神即是也、播磨風土記

凡毎年六月十日十一日十一月十五日祭を行ふ、神祇錄

白國神社、今飾東郡白國村にあり、四宮白國明神と云ふ、峯相記、神名帳頭

磨國圖、○按峯相記、白國神を以て番神と云へり、蓋白國、新羅、音相近き時は、疑らくは新羅國神也、播磨風土記、牧野里條に、新羅訓村の名、新羅國人による事を云り、姑附て、陽成天皇元慶二年六月辛巳、從五位上白國神に正五位下を授考に備ふ

寶室カ

く、三代實錄凡毎年十月十八日祭を行ふ飾磨縣神社調

高岳神社、今飾西郡草上郷新在家村高岳山に在り、高岳大明神と云ふ、播磨名蹟志、播磨事始、即播磨第五宮也、頭注、神名帳 凡毎年七月十九日祭を行ふ飾磨縣神社調

○揖保郡七座大三座、小四座

揖保坐天照神社、按三代實錄、延喜臨時祭式、揖保を粒に作る、並に同じ、今揖保郡上伊勢村に在り、

伊勢宮と云ふ、伊保庄日山村天神山にあり、飾磨縣神社調、播磨事始、古跡便覽、蓋天照國照天火明命を祀る、

五百木連の祖神也、參酌日本書紀、舊事本紀、新撰姓氏錄、三代實錄、延喜式、○按六百、實に火明命の裔也、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下勳八等粒坐天照神に

從四位下を授け、三代實錄、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列らしむ、延喜凡每

年九月廿二日祭を行ふ神社明細帳

阿宗神社、今揖保郡廣山莊廣山村に在り、播磨事始、神名帳考証、神名帳打蓋

針間阿宗君の祖、息長日子王を祭る、此は開化天皇四世孫、息長宿禰王の

子也、古事記、按社傳祭神功皇后とあるは、息長足姫と、息長日子と御名の似たるより誤れるものなるへし、凡其祭九月十五

日を用ふ飾磨縣神社調

祝田神社、今揖保郡林田村吉船山に在り、祝田宮と云ふ、神名帳考、神社聚錄

近、伊和大神の子玉帶比古大稻女神、按豐稻女と云に據らば、大稻女は大稻男なるへし、玉帶比

古豊稻女神を祀る、播磨風土記、按本書に、玉足日子玉足日女命は大石命の御祖神なりと云るは、即此神也、

阿波庭神社、按本書異本、庭を避に作る、

中臣印達神社、今揖保郡中陳村にあり、産土神とす、播磨事始、龍野藩式社取調帳、蓋五十猛

命を祭る、日本書記、延喜式、按倭名鈔、本郡中臣郷あり、蓋此地也、平城天皇大同元年、中臣神に神封五

戸を充奉る、蓋此神也、新抄格、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式

夜比良神社、今揖保郡伊保上村に在り、龍野藩式内取、調帳、神社聚錄、

家島神社、今揖保郡家島の宮浦に在り、宮浦明神と云ふ、神名帳考証、播磨國圖、神名帳打聞、

仁明天皇承和七年六月甲子、官社に預り、續日本後紀、醍醐天皇延喜の制、名神

大社に列る、延喜式、凡七月三十日祭を行ふ飾磨縣神社調

○赤穂郡三座小並

伊和都比賣神社、今新瀨村に在り、三崎大明神と云ふ、播磨事始、神名帳考、伊和都比

賣神を祭る、延喜式凡其祭九月十六日を用ふ、神録

八保神社、保を種に作る、按續日本後紀、今安室谷岡村に在り、播磨事始、神名帳考、仁明天皇

承和七年六月甲子、官社に預る、後紀日本凡其祭六月八月十五日を用ふ、磨飾

縣調社鞍居神社、舊倉井村に在りしと、後岩木谷金出地村に遷す、播磨事始、神名帳考、

○宍粟郡七座、大一座、小六座

伊和坐大名持御魂神社、今神戸郷伊和村に在り、神部大明神と云ふ、播磨國圖

一宮巡詣記、即播磨の一宮也、百鍊抄、一宮記、峯大名持命の御魂を祭る、三代

實錄、延喜式初大名持命國造堅の時、神功成終て後、伊和村に至り、於和と云て

鎮り坐き、故仍て伊和大神と稱奉りき、參酌播磨風、土記、延喜式、平城天皇大同元年、神

封十三戸を充給ひ、新抄格、勅符清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下勳八等

伊和坐大名持御魂神に從四位下を授け、陽成天皇元慶五年六月乙巳、正

四位下に叙され、三代實錄、按峯相記、正一位を授奉るとあり、又證

制、名神大社に列る、延喜式後深草天皇建長元年四月乙巳、播磨一宮焼亡に

依て、軒廊御卜あり、六月壬戌、仗議を行ふ、百鍊抄凡毎年九月十五日祭を行

ふ、播磨事始御形神社、今三方郷公文村にあり、御方社と云ふ、播磨事始、神名帳打聞、

あり、又證蓋葦原志許乎命を祭る、志許乎命は伊和大神也、初大神國を占

るの時、天日槍命と共に黒葛三條を投ち給ふに、大神の黒葛一條は、御形

里に落たりき、播磨風、土記

庭田神社、今伊和郷能倉村にあり、庭田明神といふ、播磨事始、神名帳打聞、

御方谷あり、又證伊和神の裔神也、峯相凡毎年九月十八日祭を行ふ、播磨事始

兩祈神社、今栢野郷千本屋村に在り、貴船明神といふ、播磨事始、神名帳打聞、

與比神社、今伊和郷與位村に在り、與位大明神と云ふ、神名帳打聞、三

の裔神也、峯相凡其祭四月八日、十一月十五日を用ふ、飾磨縣社調

大倭物代主神社、今高家郷下牧谷村にあり、諸守大明神といふ、播磨事始、神社敷録、

神名帳、大倭物代主神を祀る、蓋三諸岳に坐大物代主神也、日本書記、毎年

九月中巳日祭を行ふ、神社敷録

邇志神社、今伊和郷皆木村に在り、邇志大明神と云ふ、神名帳打聞、伊和神

の裔神也、峯相記

○佐用郡二座小

佐用都比賣神社、今佐用町の西にあり、佐用姫明神と云ふ、一宮巡詣記、三

帳、神名帳考証、伊和大神の妃玉津比賣命を祀る、初此神大神と競て國を占る時、

一夜の間に、稻苗を殖生して取殖給ひしかば、大神詔はく、汝妹は五月夜

に殖つる哉と詔給ひき、故此神を號て贅用都比賣命と申しき、播磨風土記、○按古

事記、市寸島比賣命亦御名を狹依毘賣命といふとある、此の佐用都比賣命と、同

神に似たり、されど記紀共に伊和大神の妃なる事を云はず、姑附て考に備ふ、

仁明天皇嘉祥二年十一月壬子、佐用津姫神を官社に預らしむ、續日本紀

天一神玉神社、○按本書一本、神玉を神王に作り、文德實錄、天一神、和名奈加美、天

の女化身也なりとあるに因て、彼外國の天一神を祭る如く云説も聞ゆれど、古本

の神を以て考ふるに、天目一箇神、今柏原庄東徳久村の馬村の山上にあり、神社

敷録、飾磨縣社調、文徳天皇天安元年八月庚辰、正六位上天一神に從五位下を授

け、丁亥官社に預らしむ、文德實錄、凡毎年正月一日より七日を以て祭を行ふ、

飾磨縣社調

○美嚰郡一座小

御坂神社、舊志染庄中村にあり、後之と上村に遷祭る、三坂大明神といふ、

即庄内十村の産土神也、飾磨縣社調、八戸挂須御諸命を祀る、蓋葦原志

許乎命の一名也、此神國堅坐し後、志染里三坂岑に天降り坐き、播磨風土記、凡

其祭正月初亥日、四月朔日之と行ふ、飾磨縣取調書

○神崎郡二座小

新次神社、今神東郡蔭山庄曾坂村にあり、飾磨縣社調、大名持命の子、阿遲須伎

高日古尼命を祀る、播磨風土記、○按土人傳説、凡其祭九月二十一日を用ふ、

田川神社、今神西郡須加院村にあり、飾磨縣

○多可郡六座小並

荒田神社、今高多莊荒田村に在り、荒田明神と云、播磨事始、神名帳考証、之
を二宮とす、峯相記、神名帳願注、蓋天目一命の妃天道主日女命を祀る、初此神父な
くして御子生坐き故田七町を作り、其田に成熟稻もて、盟酒を醸て、諸神
等を集て、其神子をして酒を捧奉らしむる時に、天目一命に向て杯を奉
りき、即其父神なる事を知て、後に其田を荒したりき、播磨風 稱徳天皇天
平神護元年、神封四戸を充奉らしむ、新抄格勅符○按峯相記、桓武天皇延暦
四至を定む、凡神殿改造の時、白馬六十匹を奉り、當國及丹波並に田村麻呂所
領なるを以て、其土貢を充て造宮料とし、其遷宮の日には、朝廷より勅使を立ら
れ、正一位を授奉ると云り、蓋土人の傳説也、
然れど他書考ふる所なし、姑附て考に備ふ、

兵主神社、今大志野庄岡村にあり、飾磨縣、大日貴命を祀る、傳凡其祭

九月九日を用ふ、飾磨縣

古奈爲神社、今小苗村に在り、播磨事始、神名帳打聞、毎年九月九日祭を行ふ、飾磨縣

加都良乃命神社、今間子村にあり、之を高田郷六村の氏神とす、飾磨縣

明細帳 加都良乃命を祀る、延喜 蓋葦原志許乎命也、初此神天日槍命と國を

占る時に、黒葛三條を足に着て投給ひき、播磨風土記○按加都良乃命は蓋

る御名なる事著、附て考に備ふ、凡九月九日祭を行ふ、飾磨縣

大津乃命神社、今島村にあり、飾磨縣、大津乃命を祭る、延喜 凡八月十五日

祭を行ふ、飾磨縣

天目一神社、今大木村にあり、飾磨縣、天津彦根命の子天久斯麻比止都命

を祭る、新撰姓氏錄、延喜 此神亦天麻比止都禰命と云ひ、又天目一箇神と云

ふ、新撰姓氏錄、上古天照大御神、天窓に隠り坐し時、雜刀斧及鐵鐸を作り

仕奉りし神也、拾遺 凡十一月八日祭を行ふ、飾磨縣

○賀茂郡八座小並

崇健神社、

石部神社、今加西郡有田村に在り、石部明神と云ふ、播磨事始、神名帳打聞、

坂合神社、加東郡社村にあり、播磨事始、飾

住吉神社、今加東郡垂井庄古へは河内喜田村にあり、住吉明神と云ふ、播磨

事始、神社取録、蓋住吉大神を祭る、播磨風土記、延喜式○按播磨風土記云、昔

神名帳打聞、の葺置る草を敷物とせるを、草主愁訴へけるに、大神汝か田苗は草を敷ぬと敷

が如くに生なんと詔ひき、故今も此村は草を敷ずして苗代を作る、と云ふ事み白

たり、是に據て思ふに、蓋上古大神經歷の地

菅田神社、今加東郡菅田村にあり、打聞、飾磨縣神社調、蓋菅田首の祖神天目

一命を祀る、氏録、延喜式、凡其祭十月十八日を用ふ、飾磨縣

木梨神社、今加東郡木梨村にあり、播磨事始、神

垣田神社、今加東郡東條小田村にあり、播磨事始、神社取

平疑原神社、今加西郡繁昌村にあり、天神宮と云、之と西河合郷の惣社と

す、飾磨縣蓋少彦名命を祭る、土人凡其祭二月廿五日九月朔を用ふ、飾磨縣

酒見神、今加西郡酒見北條村に在り、播磨事始、三宮と云ふ、平城天

皇大同元年、神封三戸を充奉る、新抄格勅符○按峯相記云、一二宮と同一

考に備ふ、凡古は毎年四月初五日を以て祭を行ふ、此日飾磨津に神幸

ありき、世々山氏を神主とす、峯相

足速手速神、文德天皇嘉祥三年九月壬辰從五位下を授く、文德

速素蓋鳥神、

速風武雄神、清和天皇貞觀八年七月乙卯無位速素蓋鳥神速風武雄神

並に從五位下を授く、三代

射目埜神、今飾西郡餘部莊青山村射目埜川の邊に在り、射目埜明神と

云ふ、播磨名清和天皇貞觀十年閏十二月庚戌、正六位上射目埜神に從

五位下を授く、三代

姪女神、陽成天皇元慶元年四月戊寅、正六位上姪女神に從五位下を授

く、三代

英賀彦神、

古阿賀比賣二神を祀る、此二神は饒磨郡英賀里に坐す神也、播磨風、土記陽

成天皇元慶五年五月壬子、正六位上英賀彦神、英賀姫神、並に從五位下

を授く、三代實錄凡其祭九月十八日を用ふ、飾磨縣神社調

○美作國十一座、大一座、小十座、

○大庭郡八座、小並

佐波良神社、按三代實錄、佐原に作る、並同じ、今社村谷口に在り、四宮と云ふ、作州記、作州風、土略、作陽誌

清和天皇貞觀六年八月己巳、從五位下佐原神に從五位上を授く、三代實錄

本書印本、佐原を加佐美に作るもの恐く、誤れり、今一本及神階記に據て之を訂す、凡每年四月五日、九月九日十一月五

日之を三度大祭と云ふ、此日郡中八座の神輿、みな總社に會て、神饌神酒

を備へ、神樂を奏す、其儀節甚盛なり、又二月十一日十五日を以て小忌祭

を行ふ、古昔社村を擧て、八座の神領とす、其神事を神に掌る者、每社各神

座、神主、祝部、大禰宜、小禰宜等あり、作陽誌

形部神社、按三代實錄、形部を形賣、今社村佐波良社相殿に在り、五宮と云

ふ、作州記、作州風、土略、作陽誌清和天皇貞觀六年八月己巳、從五位下形賣神に從五位

上を授く、三代實錄凡每年三祭の外二月十一月十五日小忌祭を行ふ、作陽誌

壹粟神社二座、按神階記、粟を粟に作る、未だ孰れ、今社村兎上社の東に在

り、作州記、作州風、土略、作陽誌壹粟神、大佐佐神を祭る、三代實錄、延喜式、壹粟神を六宮と

云ひ、大佐佐神を七宮と云ふ、作州記、作州風、土略清和天皇貞觀五年五月庚寅、從五

位下壹粟神に從五位上を授け、六年八月己巳、從五位下壹粟原神に從五

位上を授く、三代實錄○按延喜式、壹粟原の原字なし、之に據らば、原

二月十一月十二日を以て小忌祭を行ふ、作陽誌

横見神社、今社村刑部社の西南に在り、十宮と云ふ、作州記、作州風、土略、清

和天皇貞觀六年八月己巳、從五位下横見神に從五位上を授く、三代實錄凡每

年二月十一月十三日を以て小忌祭を行ふ、作陽誌

久乃神社、今社村壹粟社の東に在り、八宮と云ふ、作州記、作州風、土略、作陽誌清和天皇貞

觀六年八月己巳、從五位下久止神に從五位上を授く、三代實錄 凡毎年二月十

一月十二日を以て祭を行ふ、作陽誌 菟上神社、今社村和佐にあり三宮と云ふ、作州記、作州風土略、作陽誌、清和天皇貞觀六年

八月己巳、從五位下菟上神に從五位上を授く、三代實錄 凡毎年二月十一日、作陽誌 以て祭を行ふ、作陽誌 長田神社、今社村菟上社の西にあり、九宮と云ふ、作州記、作州風土略、清和天皇貞觀

○苦東郡二座、大一座

高野神社、按永方記に、高野社に作り、宇治拾遺 今西條郡二宮村に在り、高野神社物語に、かうやとあるは、即本社之事也 高野大明神と云ふ、作州記、作州風土略、神名帳打聞、即美作二宮也、神名帳頭注 清和天皇貞觀六年八月己巳、從五位下高野神に從五位上を授け、十七年三月壬子晦、正五位下を加ふ、三代實錄 凡古へは此神の祭に猪鹿を奉りき、宇治拾遺物語

中山神社、今西北條郡一宮村に在り、中山大明神と云ふ、作州記、作州風土略、三才圖會、即美作の一宮也、一宮記、神名帳頭注 備中吉備津宮に坐大吉備津彦命を遷し奉る、中山

神社社記、土人傳説、○按備前、備中、備後、並に古へより吉備津神を祀る、和銅六年備前を割て美作を置く時は、當時或は此神を遷し奉る者知へし、其中山神社と云は、備中中山の稱を襲ふ也、然るを古歌に、真金吹吉備中山の詞に因て、鏡作石疑姦命を祭るとし、又美濃中山金山彦神社あるを以て、金山彦神とするが如きは、社撰の説取るに足らず、清和天皇貞觀二年正月戊寅、正五位下中山神に從四位下を

授け、六年八月戊申、仲山大神を官社に列らしめ、七年七月乙巳、從三位を加へ、十七年四月丁巳、正三位を授け、三代實錄 醍醐天皇延喜の制、名神大社に預る、延喜式 凡古へは此神の祭に、猪鹿を備奉りき、宇治拾遺物語 凡毎年四月中午

○英多郡一座

天石門別神社、今川會庄宮地村に在り、十一宮といふ、作州風土略、作州記、神名帳考証、神魂命の子天石門別命を祀る、參酌新撰姓氏錄、天石都倭居命に作る、清和天皇貞觀五年庚寅、從五位下天石門別神に從五位上を授く、三代實錄 凡二月四日、四月三日祭

と行ふ神社明細帳

○式外諸神

奈ナ癸キ神シ ○按本書一本及神 舊勝北郡成松村奈義山に在しと後山下に移祭る北條縣書 清和天皇貞觀五年五月庚寅從五位下奈癸神に從五位上を授く三代實錄 凡毎年九月十五日祭を行ふ北條縣書

大佐佐神今東北條郡大篠村山にあり大築社といふ按中世以來條を書 清和天皇貞觀五年五月庚寅從五位下大佐佐神に從五位上を授く三代實錄 毎年正月六月十四日九月十九日祭を行ふ北條縣書

前社神○按本書前社神を田神に作る未だ孰れか是 清和天皇貞觀六年八月己巳從五位下前社神に從五位上を授く三代實錄 御鴨神古真島郡美甘村宮座山にありしと後世二所に分ち祭る一は新庄村一は美甘村町頭にあり北條縣書 蓋味耜高日子根神を祭る三代實錄 清和天皇貞觀十七年三月壬子從五位下御鴨神に從

五位上を加ふ三代實錄

○備前國廿六座 大一座、小廿五座、

○邑久郡三座 大一座、小二座

美和神社今須意郷東須惠村にあり備中式内書 蓋三輪大物主神を祭る本紀延喜式 ○按舊事本紀大物主神大羽車大鷲に乗て妻を覓て茅渟縣陶邑に下り行しきとあるに本社の順惠村にある亦由縁あり姑附て考に備ふ 毎年八月十四日十五日祭を行ふ備前式

片山日子神社今土師村國府山の麓にあり備前國志備前式社考 ○蓋賀茂片山御子神を祀る 大山山 神神 賀茂別雷神の御父神に坐して賀茂神に由縁あることいふまでもなし片山御子神社は即ち其攝社なれど神官祭ある毎に必ず先本社を祭るもの或は大山神の故にやあらむ本社既に此神を祭ると云説あるが上に片山日子片山御子 凡正月八日八月十九日祭を行ふ備前式

安仁神社今藤井村に在り備前國志備前式社考 仁期天皇承和八年正月己酉安仁神を名神に預らしめ續日本後紀 醍醐天皇延喜の制名神大社に列る延喜式 凡

其祭三月九月十日十一日を用ふ、備前式

○赤坂郡六座、並小

鳴神社三座、今輕部郷仁堀西村鳴谷に在り、備前國志、備前式社考、神名帳打聞、備前式内書上蓋賀茂御祖神、賀茂別雷神を祀る、參酌延喜式、神名帳頭注、凡山城賀茂社司賀茂縣主氏、世々本社之事を掌る、備前國志、神名帳打聞、

宗形神社、今周匝郷是里村にあり、之を山方上下七村の氏神とす、備前式内書上、備前式社考、曾形の三柱神を祀る、古事記、土人傳説、○津高郡にも鳴神宗形の御由縁に依れるが如き心はへにて、山城松尾神社二座は、大山昨神、宗像の市杵島姫命を合

祭れるが如き心はへにて、宗像三女神は大山昨神には伯母に坐し、別雷神には祖伯母に坐し、別雷神には祖伯母に坐し、姑附て考に備ふ、凡八月十六日、九月九日、十一月十五日祭を行ふ、備前式社考

石上布都之魂神社、今石上村山上にあり、備前國志、神名帳考証、布津明神と云ふ、備前國神明帳蓋建御雷神の御魂を祭る、故之を石上布都之魂神と云り、參

古事記、延喜式、○按日本書紀、昔素盞鳴尊蛇を斬給へる劍は、吉備神部の許に在り、と云るは、蓋本社也、然れども本書一説及古語拾遺並云、今石上神宮にあり、二

説同しからず、甚疑ふへし、本社或は石上神宮より遷奉る神なるを以て、此處ある歟、若しくは木この社の神寶なりしを、後に大和に遷されしにや、今得て考ふらへか

布勢神社、舊中勢實村龍天山にありしを、今仁堀西村布勢谷に移祭る、備前國志、備前式社考、

○和氣郡一座、小

神根神社、今藤野郷神根本村に在り、備前國志、備前式社考、神根大明神と云ふ、備前國清和天皇貞觀七年七月乙巳、正六位上神根神に従五位下を授く、三代凡其祭十一月九日十日を用ふ、備前式内書上

○上道郡四座、並小

大神神社四座、今四御神村に在り、備前國志、備前式社考、大物主命三穗津姫命を祀る、延喜式、社家傳説、○今按社傳祭神大物主命少彥名命三穗津媛命大穴牟遲命とある大物主大穴牟遲を祭る疑ふへし、されど大三輪鏡座次第に、奥津磐座大物主命天津磐座大已貴命邊津磐座少彥名命とあるは、疑ふへきにあらずとも云べけれど、從ひかたし、出雲國造神賀詞によらば、大物主命阿遲須伎高孫根命事代主命賀夜奈流美命の四座歟、今詳ならず、姑社傳に従て二神を記し、以て後考を俟つ、

○御野郡八座、小並

石門別神社、今田住村石神にあり、備前式社考、備前式内書、蓋天石門別命を祭る、參酌古事記、延喜式、凡十月廿六日廿七日祭を行ふ、備前式内書上

尾針神社、今伊吹郷別所村に在り、栗岡宮といふ、神名帳打聞、備前式内考、蓋尾治連

の祖神天照國照天火明命を祀る、參酌古事記、舊事本紀、拾芥鈔、○按新撰姓

伊福部連、若犬養宿禰等の姓あり、然れども諸書を考ふるに、本國此諸姓ある事

をみず、唯倭名鈔、本郡伊福郷、邑久郡に尾張郷あるに據時は、件の諸氏本國に居

りしを以て、伊吹尾張の地名あること著く、本社伊吹郷にあり、又其由縁あるへし、宜しく尾張針名異若比女神社の條と併せ考へよ、

天神社、今御野郷三野村にあり、外山縣神社考、○按備前國神名帳、從四位

の下に許字を脱せる、手、姑附て考に備ふ、

伊勢神社、今岡山小畑村に在り、伊勢宮と云ふ、備前式社考、神名帳

天計神社、○按備前國神名帳、從二位下天計明、今北方村にあり、八幡宮と云ふ、備前國志、備前式社考、

國神社、今伊福村の三門に在り、備前國志、備前式社考、國津明神と云ふ、備前國志、備前式社考、

石門別神社、今田住村にあり、石神宮と云、備前式社考、備前式内書上考、蓋天石門別命を

祀る、參酌古事記、延喜式、天石門別命は天手力男命也、神社書上帳、凡十一月三日四

日祭を行ふ、岡山縣証

尾張針名異若比賣神社、舊四日市村花園に在り、後今の御崎宮に遷祭る、

備前式内書上考、○按一説云、本郡北方金山笠井山より引續きて東西に斜なる山を牟田山と云は、針田山の音便に崩れたるにて、針田神社まゝし所ならん

と云る由ありて、尾張針田明神と云ふ、備前國神名帳、○按今、蓋尾張連遠祖

天火明命十四世孫尾張針名根連及建稻種命の女尻調眞若刀俤命を合

祀る、參酌古事記、舊事本紀、延喜式、初建稻種命、吉備武彦と共に日本武尊に從て、蝦夷を

伐て大功あり、邇波縣君祖大荒田の女玉姫を妻として、尻調眞若刀俤命

を生り、日本書紀、眞若刀俤命、又志理都紀斗賣と云ふ、景行天皇の皇子五百

木入彦命の妃として、品陀眞若王を生奉りき、古事記、舊事本紀、○按日本書

紀、五百木入日子命の皇兄日本武尊の妃にして、日本武の御母は吉備臣祖若建

吉備津日子の女なるを以て、其東征の時吉備津日子の子武彦と稻種命と御供

奉りし由縁によりて、甚親しかりけむ、故に尾張連また若犬養連なども、此國に遷

住るより、其祖を祭りしなるへし、然れども、古書甚關たるを以て、之を徵すに足

附るものなし、姑
考を俟つ、

○津高郡二座、小並

鳴神社、今賀茂郷上賀茂村に在り、備前國志、備前式、社考、神名帳考証、鳴明神と云ふ、備前國志、賀茂別雷命を祀る、參酌延喜式、土人傳説、

宗形神社、今驛家郷大窪村にあり、備前國志、備前式、社考、蓋筑紫曾形神を祭る、日本書紀、凡九月十二日十三日祭を行ふ、備前式、延喜式、

○兒嶋郡二座、小並

鴨神社、今賀茂郷長尾村にあり、備前式、社考、備前式、内書上、

田土浦坐神社、○按備前國神明帳、本郡九座の神名を擧たれども、此二座の神名は田之浦の訛也、今竹崎村田之浦に在り、備前國志、備前式、社考、

○式外諸神

見上神、今磐梨郡彌上村にあり、岡山縣神社考証、○社地の邊りを美加美と云事、慶長九年田畑帳にみゆ、清和天皇貞觀七年七月乙巳、正六位上見上神に従五位下を授く、三代實錄

眞賀山神、○按本書山字なし、清和天皇貞觀七年七月乙巳、正六位上眞賀山神に従五位下を授く、三代實錄

○備中國十八座、大一座、小十七座、

○窪屋郡三座、小並

百射山神社、舊輕部村百射山に在りしを、後今の三輪村に移す、備中集成、考、備前國志

足高神社、今大市郷笹沖村奥津嶋山に在り、備前國志、鴨方藩式、内神社書上、

菅生神社、今子位庄村祐安小丸山にあり、小田縣式社明細書、○按祐安もとの能生る地なりと云、誤り、祐安と書しなり、菅陽成天皇元慶二年二月癸酉、從五位下菅生神に従五位上を授く、三代實錄凡其祭八月廿八日を用ふ、小田縣式社明細書、

○賀陽郡四座、大三座、小三座

古郡神社、今八田部村西山宮山にあり、永仁六年服部郷古圖、吉備武彦命を祀る、本社傳説凡十一月一日祭を行ふ、小田縣式社明細書

野俣神社、今八田部村惣社の境内天神山にあり、本社傳説蓋大歳御祖神を祀る、本社傳説○按野俣は即沼田の義、神社記云、上古此地一面の泥濘なり、當時沼田の時、大歳御祖神を祭て、壘田の爲にせしなるへいといへり、姑附て考に備ふ、

鼓神社、今高田村に在り、備中集成、備中式吉備武彦命高田媛は國人樂々

森彦命の子にして、吉備武彦命の妃也、土人傳凡九月廿五日祭を行ふ、明細帳

吉備津彦神社、今板倉川の東宮内村吉備中山に在り、備中集成、備中國圖、三才圖會、一宮巡詣記○

按中山の絶頂に、茶臼山あり、山は即吉備津彦命の御墓也、是に據らば、墓に就て社を建しものなる事著し、姑附て考に備ふ、吉備津宮と云ふ、百鍊鈔、諸社根元記即吉備一宮也、太平記、孝靈天皇皇子比古伊佐勢理毘古命を祭る、古事記、吉備津宮社記、比古伊佐勢理毘古命、按日本書記、彦五亦名を大吉備津

日子命と云ひ又吉備津彦命と申す、崇神天皇の御世、其弟若建吉備津日子命と共に此國を平和給ひき、日本書紀、其功德威烈、世に超たるを以て、子孫

族類、世々吉備國造たり、參酌日本書紀、古事記、仁明天皇承和十四年十月甲寅、無位吉備津彦命神に從四位下を授奉り、十五年二月辛亥、從四位上に

叙され、後紀日本文德天皇仁壽二年二月丁巳、特に四品を授て、官社に列し

め、八月辛酉、封甘戸を充奉り、齊衡二年四月乙亥、使を遣して幣を吉備津彦名神に奉らしむ、神庫の鈴鏡一夜に三度鳴ことあるを以て也、按本

津彦名神とあるに據ば、當時既に名神たるに似たり、然れども天安元年及三代實錄並に名神の字なし、故疑を闕て後考を待つ、天安元年六月戊辰、三品を授け、實錄清和天皇貞觀元年正月甲申、二品を授奉り、三代

醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、延喜式朱雀天皇天慶三年二月丁酉朔、一品を授奉る、承平中海賊の事を祈りし報賽也、長寬勘文後堀河天皇寛喜元年十一月辛卯、神社火あり、御體以下、皆災に罹り、百鍊鈔、歷代皇

皇元弘元年、神社又兵燹に罹りき、初備後人櫻山茲俊官軍に属し、其功以て本社を修むるに志ありしが、官兵振はさる事を憤りて、我此社を焼拂は、後人必造營の議あるへし、然らば志願を遂るに足れりと謂て、火を

神殿に放て、遂に死たりき、太平記凡年中祭祀七十餘度、其六月廿八日、九月未申日祭尤著る、備中集成神官賀陽朝臣、實に本社之神裔也、扶桑略記、古本、今昔物語、神名考

十四

○下道郡五座 小並

石疊神社、今泰下村高瀬川の北に在り、巖壁聳立て高き事凡十八丈、石を疊むか如し、仍て之を名て石疊と云ふ、石疊神即是也、備陽國志、備中社考、備中神名考、

神神社、今下原村の八代に在り、備陽國志、備中社考、蓋神首の祖神大國主命を

祭る、參酌新撰姓氏錄、東大寺正倉院文書、延喜式、○按東大寺文書、本國天平二年大稅帳に、窪屋郡美和郷戸主美和首廣床、神首伯、神人部赤猪などみ

たるを備中國圖に合考ふるに、窪屋下道と郡界相接きて、其甚近き處に三輪村ある時は、蓋窪屋郡神首氏の族人祭る所なる事著し、姑附て考に備ふ、凡其

祭九月十七日十八日を用ふ、備前式社考

麻佐岐神社、泰下村眞佐岐山に在り、備陽國志、備中社考、猶靈石二顆を祭て

神體とす、雨を乞に必驗あり、凡其祭六月十七日、十八日を用ふ、備中社考、

横田神社、今久代村字横田にあり、天正十三年棟札、備陽國社考、蓋天穗日命を祭

る、廣田社記、凡十月十日祭を行ふ、小田縣式、

穴門山神社、今川上郡高山市村に在り、亦濱權現と云ふ、備中社考、備中國圖、穴門山檢注記、○按本社の後に所謂穴門あり、入る事七八間に、石門と云へき形あり、土人之を一城戸と云、二城戸三城戸と云もあり、穴門山の證とす

れるに足

○小田郡三座 小並

在田神社、今在田村に在り、備中集成、備中社記、

神島神社、舊高島の王泊に在しと、後に今神嶋の外浦に遷して、興世明神と云ふ、備中集成、備中社記、蓋神日本磐余彦天皇を祭る、參取日本書紀、土人傳説、天皇東

征の時吉備高嶋に坐て舟楫を備給ふ、即是也、日本書紀、○按土人傳説云、本社確證を得ず、日本書紀古事記に據に、天皇吉備高嶋に坐て、舟楫を備給ふ時は、また據なしと云べからず、姑附て考に備ふ、

鵜江神社、今宇内の隣邑河面村に在り、鵜宮と云ふ、備中集成、備中社記、○按宇内は、蓋鵜江の

轉音也、蓋樂々森彦命を祀る吉備津彦命此國の賊を撃時、賊水に没て

逃る時に樂々森彦命水に遊て之を逐ふ、狀鵜の如く遂に賊を捕へたり

き、吉備津宮社傳、凡毎年十月朔二日祭を行ふ、小田縣式社明細書

○後月郡一座 小

足次山神社、舊吉井村足次山に在り、後之を足次郷江原村に遷祭る、足次

大明神と云備中神名考、神名帳打聞、蓋阿須波神を祭る、和名鈔、足次山社傳、即一郡の産土神也、内書上

○英賀郡二座小並

比賣坂鐘乳穴神社、今皆部郷赤馬村に在り、日賣宮大明神と云ふ、蓋鐘乳穴に就て之を祭る備中集成、備中社考、凡祭九月廿九日を用ふ小田縣式

井戸鐘乳穴神社、今井尾村井殿岡にあり、岩山大明神と云、鐘乳穴に就て之を祭る備中集成、備中社考、清和天皇貞觀元年二月癸巳、典藥頭出雲朝臣峯嗣を遣して備中石鍾乳を採らしむ、蓋是也三代實錄、每六月九月廿日祭を行ふ小田縣式

○式外神

名方濱宮、今賀陽郡福井村にあり、神明社と云小田縣式、天照大御神を祭る、初崇神天皇御世倭姫命大神を頂奉り、神地を求給ふ時、吉備名方濱宮に遷して、四年齋き奉りき、時に吉備國造采女吉備都比賣又地口

御田を奉る倭姫世記、後之を伊勢御神社と云備中風土記

宮原神、今賀陽郡下足守村に在り備中神名考、清和天皇貞觀六年二月壬戌、

正六位上宮原神に従五位下を授け、十月戊辰、從五位上を加ふ三代實錄

○備後國十七座小並

○安那郡二座小並

多那伊奈多伎佐耶布都神社、今山野村原谷にあり、磐穴宮と云神名帳打

式社明細書、○按本社疑らくは、素盞鳴命を祭れるか、神名帳山城國健伊那太比賣神社、能登國久志伊奈太比賣神社、出雲風土記に、久志伊奈太美等與麻奴比賣命などあるは、素盞鳴命の妃備稻田媛の一名ならむと思はる、物々断切に附て考ふるに、伊奈多伎は、頂の義、佐耶布都は、佐士布都の義に同じく、物を断切に附て考て、素盞鳴命の稻田媛を湯津爪備に取成し、御誓に挿て、八岐大蛇を断給ひし功を稱て、多那伊奈多伎佐耶布都神社と申せるには、あらし敷、若然らば、日本書紀に、其蛇を斬し、劍は吉備神部許に在ると云るは、本社を指せるものなるへく、延喜臨時祭式に、大和石上神社冬祭料は、備後國封租穀を充、又新鈔格勅符に、備後之地を石上神社封に充とあるも、本社に由縁あり、凡九月十九日祭を行ふ小田縣式

天別豐姫神社、今神邊驛川北村黃葉山にあり小田縣式、陽成天皇元慶二

年十一月甲辰、從五位下天別豐姬神に從五位上を授く、三代實錄 凡其祭九月廿五日を用ふ、小田縣式社明細書

○深津郡一座 小

須佐能袁能神社、又疫隅社といふ、今品治郡江熊郷戸手村字江熊に在り、

神代卷口訣、日本紀纂疏、小田縣式社明細書、○按疫隅社、隅恐限の訛、江熊疫限、音相同し、蓋須佐能袁能神を祭る、延喜式備後國

風土記 昔此神北海に坐す時、南海の神の女神許に幸すに日暮たり、彼所に

二人の兄弟あり、兄は甚貧しく、弟は饒に富りき、爰に神かの兄に宿處を

借給ふに、惜みて借奉らす、弟は借奉り、粟柄を座とし、粟飯を御饗として

奉りき、年經て後、八柱子を率て還來て、汝か子孫其家に在やと問給ふ、弟

答て曰く、已女と婦と侍りと申す、宜く茅輪を腰上に着しめよ、と詔ふ、隨

に着しかば、即夜弟の女子と婦と二人を置いて、其兄か族を皆盡く殺し亡

してき、時に詔く吾は速須佐能雄神也、後世に疫氣在は、汝か子孫と云て、

茅輪を腰に着は、免れむと詔ひき、釋日本紀、古事記裏書引備後國風土記、○按本書に須佐能袁能神を武塔神とし、兄

弟二人の名を蘇民將來、且將來など云るは、此風土記を作る時、世人の誤り傳ふる者、既に此の如しとみゆ、然れども其他みな當時の實事なれば、讀者其名を疑て、其實を廢る事なくして可也、

○奴可郡一座 小

爾比都賣神社、今久代西城驛にあり、神名帳打聞 蓋國堅大神の子爾保都比賣命

を祭る、釋日本紀引播磨風土記、延喜式、 凡三月廿日祭を行ふ、明細帳

○沼隈郡三座 小並

高諸神社、今津村に在り、劔大明神と云ふ、備後式社考、神名帳打聞、 清和天皇貞觀九

年四月丁丑、從五位上高諸神に正五位下を授く、三代實錄 凡每年六月下旬を

以て祭を行ふ、行薩鈔

沼名前神社、今輛浦に在り、渡守明神と云ふ、神名帳考証、明細帳、神名帳打聞、 蓋綿津見神

を祭る、參酌延喜式、本社傳説、 凡其祭八月十一日を用ふ、明細帳

比古佐須伎神社、今諫山郷長和村彦山に在り、備後式社考、神名帳打聞、明細帳、

○品治郡一座 小

多理比理神社

○葦田郡二座 小並

賀武奈備神社、○按三代實錄、今出口村三室山にあり、神南備明神といふ、

縣社、社名、小田、清和天皇貞觀九年四月丁丑、從五位上甘南備神に正五位

下を授け、陽成天皇元慶二年十一月甲辰、正五位上を授く、三代實錄

國高依彦神社、今藤尾村父尾市に在り、社既廢て高麗神社の相殿に坐り、

神名帳打聞、小田縣式社明細帳、

○甲奴郡一座 小

意加美神社、今稻草邑伊賀美谷に在り、神名帳打聞、蓋闇麗神を祭る、日本書記、

○三上郡一座 小

蘇羅比古神社、今本村にあり、神名帳打聞、社明細帳、

○惠蘇郡一座 小

多加意加美神社、今向泉村の山上に在り、神名帳打聞、蓋伊弉諾尊の子高

麗神を祭る、日本書記

○御調郡一座 小

賀羅加波神社、

○世羅郡一座 小

和理比賣神社、今太田庄本郷村にあり、神名帳打聞、社明細帳、

○三谿郡一座 小

知波夜比古神社、今高杉村に在り、千早彦明神といふ、神名帳打聞、社明細帳、

○三次郡一座 小

知波夜比賣神社、今下布野村布野山にあり、神名帳打聞、社明細帳、

○式外諸神

大藏神、今品治郡今岡村小池谷にあり、

神田神、今安那郡山野村大谷にあり、小田縣式社明細帳、清和天皇貞觀二年二月

己酉、正六位上大藏神、神田神、並に從五位下を授く、
大神神、

天照眞良建雄神、清和天皇貞觀三年十月庚申、正六位上大大神神、天照眞良建雄神に從五位下を授く、

隱島神、陽成天皇元慶二年十二月丙子、無位隱島神に從五位下を授く、

三代實錄

○安藝國三座、大並

○佐伯郡二座、大並

速谷神社、今佐西郡上平良村に在り、二宮速谷大明神と云ふ、藝備國郡志、嚴島道芝記、安藝式社考、神名帳考証、蓋多支都比咩乃命を祭る、速谷社傳○按土人本社の神を以て、御妹神なるを語り傳へし也、嵯峨天皇弘仁二年七月己酉、速谷神を名神の例に列れ、四時奉幣に預しめ、日本後紀、類聚國史、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位上より從四位下を授け、九年十月戊寅、從四位上を加へ、三代實錄醍醐天皇延喜の制、名

神大社に列り、月次、新嘗の幣に預り、延喜式朱雀天皇天慶三年二月丁酉、正

四位下を授く、承平中海賊の事を祈奉れる報賽也、長寛勘文凡其祭每年二月

十一月中申日を用ふ、嚴嶋の祠官、必ず來て其事に預る、安藝式社考、明細帳、

伊都伎島神社、今佐西郡地御前の南、海中ある嚴島に在り、藝備國郡志、嚴島道芝記、安藝國圖、三才圖會、市杵島姬命を祭る、日本書紀、古事記、延喜式、神名帳頭注、即安藝の一宮也、源平盛衰記、一宮記、

嵯峨天皇弘仁二年七月己酉、伊都伎島神を名神に列れ、四時幣に預らし

め、日本後紀、類集國志、清和天皇貞觀元年正月甲申、正五位下より從四位下を授け、

九年十月戊寅、從四位上を加へ、三代實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、

延喜式朱雀天皇天慶三年二月丁酉、承平中御祈の賽に、正四位下を授奉り、

長寛勘文高倉天皇承安四年三月癸卯、後白河上皇建春門院共に行幸し給ひ

き、近年以來、平清盛の族類、殊に此神を崇奉るを以て也、玉海、百鍊鈔、源平盛衰記、治承

二年六月庚辰、中宮懷孕の御祈に、幣を奉らしむ、山根清盛其皇子を生奉

らむ事を冀ひ、月毎に嚴島に詣つるに、神驗頻りに著るを以て、神社の内

侍巫女をして、事ある毎に必之を祈りき、此後朝廷も亦此神を敬給へり、
長門本平家物語、源平三年三月甲申、是よりさき大外記清原頼業、中原師尚
盛衰記、參酌山槐記等に勅して、本社を廿二社に加へ、祈年穀奉幣あるへき由と議せしむ、此
に至て二月十一月上申日を祭日とし、其祭日に官幣を奉るへく制給ひ、
左近衛中將平重衡を遣して幣帛を奉り、之を告しむ、玉海、山槐四年九月
庚午、後白河法皇又清盛が爲に本社に行幸し給ひき、百鍊鈔、帝初清盛安
藝守たりし時、神殿を修奉りしに、嚴嶋神夢に長刀を授けて、汝此を以て
朝廷を護り奉れ、若行ひ惡からば、子孫絶なんと教給ひたりしが、其勢を
恣にするに及て、法皇を社前に劫し奉るが如き横暴尤甚しく、終に一族
悉滅ること、果して神教の如くなりき、源平盛衰記、東後堀河天皇貞應元
年四月丁酉、將軍藤原頼經安藝千與末地頭職を寄して社領とす、東凡每
年正月下亥日より二月上申に至るまで、社司齋て祭を行ひ、六月七日よ
り十七日まで大祭會を修め、神饌を奉る、凡其祠官は上卿、祝師、大行事、小

行事、檢校横竹、修理行事、及内侍、神樂男、湯立祝、樂人等の職凡百卅餘人、而
して佐伯氏、所氏、専ら其事を掌る、藝備國郡志、

○安藝郡一座 大

多家神社、今府中村に在り、三宮總社明神と云ふ、備後式社考、神名帳考証、嚴
社の下方を多許の下と云ひ、社をば於保能美と唱ふ、清和天皇貞觀元年正月
と云り、されど神社も正しくは多許と訓へきにや、甲申、從五位下多家神に從五位上を授け、四月壬子、從四位下を加ふ、三代
凡本社に仕ふる者、古は上卿、祝師、大小行事、棚守、内侍、八乙女等あり、今大
吞氏を以て神主とす、神

○式外諸神

大麻天神

伊都伎島中子天神

水分天神

天社天神、清和天皇貞觀元年三月壬午、正六位上大麻天神

伊都伎島中子天神、水分天神、天社天神、並に從五位下に叙さる、
天磐門別神、

在屋神、清和天皇貞觀五年十月戊子、正六位上天磐門別神、在屋神に從五位下を授く、

安藝津彦神、

生石神、清和天皇貞觀九年十月戊寅、從五位上安藝津彦神に正五位下、正六位上生石神に從五位上を授く、

伊都伎島神宗形小專神

相檜神、清和天皇貞觀九年十月戊寅、正六位上伊都伎島神宗形小專神、相檜神に從五位下を授く、

風伯神、陽成天皇元慶七年十二月庚申、正六位上風伯神に從五位下を給ふ、三代實錄

○周防國十座

○熊毛郡二座、並小

熊毛神社、今呼坂村にあり、神社明細帳、山口縣神社取調帳、按倭名鈔、熊毛郷あり、蓋此地也、○聖武天皇天平

十年春月の祭酒料稻四十束を充奉りき、神教あるを以て也、東大寺正倉院文書

石城神社、今三輪庄岩城山にあり、岩城權現といふ、神社明細帳、神蓋石城國

造の祖天津彦根命を祀る、周防國造、亦此神裔也、古事記、舊事本紀、○按延喜式、陸奥磐城郡二俣神社、桃

生郡二俣神社ありて、祭神詳ならぬと、周防都濃郡に二俣神社あり、石城と周防の國造同祖なる、極めて由縁あり、石城國造は成務天皇の朝に定め賜ひ、本國なるは應神天皇朝に定め賜へるを思ふに、或は石城國より其、清和天皇貞觀九年八月壬午、正五位上石城神に從四位下を授く、三代實錄 凡十一月中卯日祭

を行ふ、明細帳

○佐婆郡六座、並小

玉祖神社二座、舊惠良村に在しと、後に今大崎村に遷す、一宮巡詣記、神名帳、考證、神名帳打聞、

玉祖大明神と云ふ、今昔物語、即周防の一宮也、今昔物語、△蓋玉祖宿禰の祖神玉祖命を祭る、參酌日本書紀、古事記、神名帳頭注、玉祖命、又名天明玉命、亦天櫛明玉命と云ふ、

伊弉諾尊の子也、日本書紀、參取古語拾遺○按日本書紀一書に、玉作部遠祖豐玉神玉を造るとあるは、玉祖命と別神の如くにも聞ゆれど、新撰姓氏錄、古語拾遺に、此神の裔孫玉祖連と、玉作連と二氏あるを合せ、考ふるに、此神の一名を豐玉とも云しにやあらむ、姑附て考に備ふ、天祖の天窟に坐時、此神八坂瓊の五百箇御統玉を造り奉り、又皇孫命の天降りし給ふ時、御伴仕奉り、玉璧を作りて神幣とし給ひき、日本書紀、古事記、新撰姓氏錄、聖武天皇天平十年、本社の神稅額稻三千八百三十四束を以て、神社改造等の雜用料に充て、又禰奇玉作部五百背に三年田租を免し、神稅二百束を分給ひき、是よりさき神宣あるを以て也、東大寺正倉院文書、平城天皇大同元年、神封十戸を寄し給ひ、新鈔格勅符、清和天皇貞觀九年三月庚戌、從四位下玉祖神に從三位を授け、三代實錄、村上天皇康保元年四月丁未、正二位より從一位を加奉りき、日本書紀略、凡其祭每年二月四日八月十五日を以て之を行ふ、明細帳、神社に禰宜あり、官司あり、世世玉祖氏を以て之を任さる、東大寺正倉院文書、元亨釋書、今昔物語、今に至て玉祖氏其祭事を掌る、神名帳打聞、實に玉祖神の神孫也、新撰姓氏錄、出雲神社二座、今得地郷堀村の二宮に在り、神名帳考、神名帳打聞、鎮守出雲兩所大

明神と云ふ、東寺文書、蓋出雲國の神を祀る、延喜式大要○按東鑑文治三年、周防方、弘正などあるに據時は、其祖天穗日命に同族仕奉る處の出雲杵築神を配祭て、之を出雲神と云る事、猶武藏國造の出雲神を氷川神社に祭るか如くなるへし、土人傳説に、大穴牟遲神事代主命をまつると云る一處、大穴牟遲神はかなへれど、事代主命は疑はし、故今附て考に備ふ、聖武天皇天平十年、額稻二十束を以て春秋祭料に充奉り、東大寺正倉院文書、清和天皇貞觀九年八月壬午、正五位上出雲神に從四位下を授く、三代實錄、此後正一位に進めらる、鳥羽天皇元永二年九月己未、國司藤原家保本社に至て弓箭鉾劍等神寶を捧けて、神拜の禮を行はれき、東寺文書、凡毎年正月六日八月十五日十一月初申日、祭を行ふ、其十一月は即新嘗祭也、神名帳考、明細帳、御坂神社、今下徳地の岸見村に在り、御坂社といふ、神名帳打聞、神社明細帳、蓋大國主命を祀る、播磨風土記、土人傳説、聖武天皇天平十年、春秋祭料に額稻二十束を充奉り、東大寺正倉院文書、仁明天皇承和六年閏正月丁亥、無位三坂神に從五位下を授け、續日本後紀、清和天皇貞觀九年三月庚戌、從四位下より從三位を加ふ、三代實錄、按本書、從四位下に叙さる、凡八月十五日十六日祭を行ふ、神名帳、明細帳

劔神社、今高井村山崎にあり、神社明細帳、山口縣神社取調帳、蓋素盞鳴尊を祭る、式、白山記

傳社 清和天皇貞觀九年八月壬午、從五位上劔神に正五位下を授く、三代實錄

凡二月十四日、九月九日祭を行ふ、明細帳

○吉敷郡一座 小

仁壁神社、今山口の宮野下村に在り、三宮と云ふ、神名帳考証、神名帳打聞、文德天皇天

安二年二月己卯、正六位上仁壁神に從五位下を授け、文德實錄、清和天皇貞觀

九年三月庚戌、從四位下を加ふ、三代實錄、凡九月己午日祭を行ふ、明細帳

○都濃郡一座 小

二俣神社、今大向二俣村に在り、神名帳打聞、神社明細帳、○按社傳に大物主神

神と、當郡の名に由あれと、其據詳ならず、陸奥磐城郡桃生郡共に二俣神社あり、

國造本記に、成務天皇の朝、建許呂命を以て石城國造に定賜ふとみわたる、建許

呂命は天津彦根命の裔にして、周防國造同祖なるに、當國に石城神社あるは、石

城國造に由縁あれば、二俣神も其神縁にて、此に祭らるゝ歟、さらば國造の祖天

津彦根命を祭れる、文德實錄、文德天皇天安二年三月甲戌、二俣神を官社に預らし

○式外諸神

比美神、今都濃郡須万村秋尾にあり、上宮、中宮、若宮合せて、露嶋宮とい

ふ、山口縣神社取調帳、○按若宮、顯近傍の村を比美村と云ふ、清和天皇貞觀九年八月壬午、正五位上比

美神に從四位下を授く、三代實錄

赤田神、今吉敷郡吉敷村赤田にあり、四宮といふ、

山田神、今都濃郡鹿野上村宮山にあり、山田權前社といふ、山口縣神社取調帳、○按

周防國國、都濃郡山田村あり、蓋此地也、陽成天皇元慶二年六月丁亥、正六位上赤田神、並に從

五位下を賜ふ、三代實錄

○長門國五座 大三座 小二座

○豐浦郡五座 大三座 小二座

住吉坐荒御魂神社、今豐西郡山田村に在り、住吉大明神と云ふ、神名帳考

轡本記、豐府志略、○按山田村又之を一宮村と云、即長門の一宮也、永万記、住吉社文書、表筒雄命、中筒

雄命、底筒雄命の荒魂を祭る、初息長帶比賣命、韓國を伐給ふ時、此神の荒

魂を皇軍の先鋒とし、和魂を御船の鎮として幸しつるに、其王等悉に順
服奉りき、故還、坐、時に、この三柱神我荒魂をば穴門の山田邑に祭らしめ
給へと神教のまゝに、穴門直踐立を神主として、祠を立て齋祭りき、日本書紀

古事記 即今神社是也、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下住吉坐荒魂神

に從五位上を授け、十七年十月丁巳、正五位下に叙され、十二月甲寅、從四

位下より從四位上を加へ、光孝天皇仁和二年十一月己丑、正四位下を授

奉り、三代實錄 醍醐天皇延喜の制、三座並に名神大社に列る、延喜式 凡毎年八月

十五日、本社及忌宮の神輿、同しく長濱に幸して、祭を修め、十二月晦日、又

祭を行ふ、此夜早輓の浦の海潮自ら乾く時に、社司燭を執て海底に下り、

稚海藻を刈て、元日の神供とす、○按、本社と豐前、早輓社と磯に一海

毎に違ふ事なく、尤も神異也、世に之を海藻刈神事と云ふ、道行夫理、八幡

府志略、豐

忌宮神社、今豐東郡長府豐浦の濱に在り、和爾雅、三才圖會、八幡本 二宮と云

ふ、諸神 蓋息長帶比賣命を祀る、足利尊氏和歌亭、道行夫理、諸神記、 初仲哀天皇崩坐し時、息

長帶比賣命齋宮を造り、神命を請奉りしは即是也、日本書紀、參、取道行夫里、 清和天皇

貞觀十五年十二月丙午、從五位下忌宮神に從五位上を授く、三代實錄、 凡本社

の祭、八月十五日、神輿長濱に幸し、十二月は朔日より十五日に至るまで

祭を行ふ、其七日と御齋神事と云ひ、十五日神服を奉る、神官及里民みな

甚く齋潔めて、鐘鼓歌舞を禁め、深く言語を慎み、或は燈火を燒き仕奉る

事、古より今に及て、猶異なることなし、道行夫里、八幡、本記、豐府志略、

村屋神社今黒井村にあり、豐浦藩、 蓋三穗津姫命を祭る、參取日本書紀、延喜式

○式外諸神

鹿集神、按、山口縣神社取調帳に、一説を載せて云、鹿集はカツ、と訓て厚狹郡

郡村梶浦に鹿集坊鹿集松と云あり、其近き所に宮崎神社あり、是疑

福賀神、らくは鹿集神、ならむと云り、

磨能峯神、按、神社取調帳に美祿郡大嶺村下領入橋の社山を

壬生神、今美禰郡嘉万村下郷堅田にあり、神社取調帳文徳天皇仁壽元年十月

丙午、鹿集、福賀、磨能峯、壬生等四神、並從五位下を授く、實録

武智石打命神、接神社取調帳云、美禰郡伊佐徳定村に杉森石打神社あるは是歟

意久神、

土地神、今阿武郡川島庄舊城地にあり、土地神といふ、山口縣神社取調帳清和天

皇貞觀十五年十二月丙午、正六位上武智石打命神、意久神、土地神並に

從五位下を授く、

宮城神、○接神社取調帳、阿武郡嘉年堂免村三明原に三明原神社あり、此三

附て考に備ふ、光孝天皇仁和二年十一月己丑、從五位下宮城神に從五位上を

加ふ、三代實録

神祇志料卷之十八終

神祇志料卷之十九

常陸 栗田 寛 編輯

神社十四

南海道神壹百六十三座、大廿九座、十座、月次、新嘗、就中四座相嘗、小一百卅四座、

○紀伊國卅一座、大十三座、小十八座

○伊都郡二座、大一座、

小田神社、今中官省符庄、小田村に在り、南紀名勝志、神名帳考、

丹生都比女神社、今高野山の東麓、天野庄、天野村に在り、長明文宇録、南紀名勝志、南遊紀事、紀伊

國神社之と高野天野大明神と云ふ、釋日本紀、神名帳頭注、伊弉諾尊の御子、丹生都

比女命を祀る、丹生明神告門、釋日本紀、引播磨風土記、○接播磨風土記に、此神

伊弉冉二神此國を作り堅成とあるに據る時は、國盛大丹生都比女命、又余保

都比賣命と云ふ、○接神名帳頭注云、丹生都比賣は天照大神の妹、稚日女神也

神の事、神功記に見わたるを、本書と合考ふるに備ふ、初息長帶比賣命新羅國を

平服給はむとして、播磨國に下坐て、諸神に禱奉る時に、介保都比賣命即國造石坂比賣命に教て詔く、能我前を治奉らば、我善き驗を出して比々、良木の八尋梓根底不附國越賣の肩引國、玉匣賀々益國、若尻有寶國、若尻一本に若尻或は若尻に作る、未た孰れ是とも決難く、其義も又詳ならず、白衾新羅國を丹浪以て平賜はむ、如此教給ひて、赤土を出し給ひき、故其土を天之逆梓に塗り、神舟の艦舳に建て、又御舟裳及御軍の冑を染め、又海水を攪濁して渡、坐時に、底潜る魚も、高飛鳥も、前に遮らす、新羅を平服給ひき、其神功威烈尤盛なり、故、還上坐て、此神を管川の藤代の峯に鎮め奉りき、播磨風土記○按紀伊國國藤代村藤代村、共に海部郡に在りて、遙に本郡と隔れり、然れど土人傳説に、神代古へは藤代峯に在りしを、後今地に遷せる也、さて藤代峯は今水香峯、石堂峯、子粒嶽なども云て、富貴、筒香、大和等の界の高峯を云り、管川は今筒香と詛り呼ぶ處にて、天野あたりを總云ふ庄名也と云り、姑附て考に備ふ、應神天皇御世、大和、十市郡田五百代、紀伊那賀郡、名手村千代を、御門代に奉り、又淡路國三腹郡の白犬一伴、紀伊國大黒小黒一件この犬の口代に赤穗村布氣田千代、美野國三津柏、また濱木綿、飯盛器と寄給ひ、又其犬甘藏吉人、三野國をる別牟毛

津の見、犬黒比を寄奉り、殊に東は丹生川上、南は阿諦河の南橫峯、西は應神山、星川并に神勾、北は吉野川を限りて、神界と定め奉り、飯盛器以下參取丹生祝氏文天武天皇御世封戸二戸を依し給ひ、○按本書此文の上に、天日次命太神封戸二戸を依奉るとあるは、何れの御世を申せるにか詳ならず、元明天皇御世、神封二戸、及神服を奉り、光仁天皇御世、弓刀を奉り、平城天皇御世、造宮料物を依給ひ、嵯峨天皇御世、勳八等を授く、丹生明初息長帶姫命此神を祭り給ひしより、歷世に崇奉る事既に此の如し、釋日本紀、丹生明神告門、弘仁七年僧空海書を朝廷に奉り、丹生都姫命の神教ある由を偽奏して、悉く神界を奪まつり、金剛峯寺を建るに及て、神社大に衰ふ、歷代皇紀、一代要記、帝王編年記、性靈集、弘仁七年管符、元亨釋書、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下勳八等丹生都比賣神に從四位下と加へ、陽成天皇元慶七年十二月庚申、從四位上に叙され、三代實錄○按紀伊國神名帳に、正一位勳八等丹生津比咩命、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、月次新嘗の幣帛に預る、延喜式後世高野氣比、嚴島を合せて四所明神と云ふ、正應六年官符、三才圖會、安徳天皇壽

永二年十月庚子、丹生神に一階を授奉り、百鍊鈔、柱史鈔、○按高野山所藏丹位を授奉りしより後、寛平九年、天曆六年、承暦五年、永治元年、元暦二年、並に天下諸神増階の事あり、又云、壽永二年十月十六日、正二位丹生明神に從一位を授くとあり、元暦七年十二月、從四位上の神階に據り、天慶以後、此年までの五度の増階を推考ふるに、從二位にあり、然るを丹生明神記に於て、記せるは、當昔本社之神官は、みな僧徒にけおされ、其僧徒のみ専ら仕奉りし故、其伽藍の神を尊くせんとして、偽造れる妄説なれば、今後、宇多天皇弘安七年十二月乙卯、將軍惟康親王和泉國近木郷を社領に充奉りき、是よりさき、弓箭御劔を捧て、蒙古の難を祈りし時、神威大に顯れ給ふを以て也、伏見天皇永仁元年三月戊辰、詔して近木郷に伊勢神宮役夫以下雜役を充る事を停めて、異國降伏を祈奉るべく制給ひき、正應六年、凡每年九月十六日、玉津島神幸の祭あり、紀伊國二月十一月並に朔日より十六日に至るまで祭を行ふ、其十三日の夜を木祭と云ひ、十六日を大神供と云ふ、紀伊續風土記其神社に仕ふる者、神主、禰宜、祝、仕丁及官仕僧數人を置く、龍門氏文曆元年文書丹生直氏、高野山中神社の事を總掌る、之を一祝總神主と云ふ、古へ所謂天野祝の裔孫也、日本書紀、參取丹生祝

○那賀郡三座並小

荒田神社二座、今廣田庄森村に在り、南紀名勝志、紀伊式社考

海神社、今池田庄神領村に在り、南紀名勝志、陽國名勝志、神名帳、考証、豐海神と云ふ、紀伊國蓋

海神豐玉彥命を祀る、喜式、紀伊神名帳、延凡其祭正月九月午日、七月十一月十五日を用ふ、神祇社

○名草郡十九座大十九座小十座

日前神社、今宮郷、秋月村に在り、南紀名勝志、陽國名勝志、天祖天照大神の前御靈日矛

を祭る、之を日前大神と申す、日本書紀、大倭本記、明文鈔、前御靈、據兩大神宮、縁起、日本書紀、本紀、○按日本書紀、一說石凝姥を治工とし、天香山の金を取りて日矛を作る、是即紀伊國所坐、日前神也、とあり、古語拾遺には、初度に鑄る所の鏡は、日前神也、と見えて、其說異なるに似たり、とあり、日前國懸兩大神も、同体の神にまざるを以て、其靈形の事を語り傳へしが、彼と此と混ひたるのみ也、故日前神の神體は、書記一説により、國懸神の神體は大倭本記によれば、附て參証に備ふ、

國懸神社、今日前神社の東に在り、南紀名勝志、陽國名勝志、三才圖會、天照大神の前御靈の鏡を齋祀る、之を國懸大神と云ふ、日本書紀、大倭本記、明文鈔、紀伊國造、所藏、文書、上古天照大神天

石窟に隠り坐し時、思兼神思慮りて、大神の家を圖造りて、招禱奉るべしと白して、石凝姥命を治工とし、天香山の金を採て、日矛を作らしめ、又眞名鹿の皮を全剝に剝て、天羽籥を造り、日像鏡を鑄しむ、初度鑄たる鏡少しく神等の意に合はず、次度に鑄たる其狀明麗、故其鏡を五百箇眞坂樹に懸て、大神を招出し奉りき、日本書紀、參取古語拾遺、其初度に鑄たる一鏡は、國懸大神に坐り、日本書紀、古語拾遺、大倭本紀、明文鈔、爰に皇御孫命天降り坐時、天祖の詔以てろの御靈を護齋鏡として、天璽の神寶と共に副降し賜ひき、日本書紀、蓋此

後世々二神を大殿に齋奉り、垂仁天皇御世に及て、名草宮に崇奉りき、參古語拾遺、大倭本紀、小右記、大要、垂仁以下據國造系圖、○按古語拾遺に、崇神天皇の御世、八咫鏡草薙劍を摸造り給ひて、神物をは笠鏡邑に移し奉り、遂に伊勢に齋奉りき、此時本社之神鏡も共に天照大神御靈に附添て、宮中に齋奉りしを司し、く摸造りし也、小右記に天德四年の災を記せる村上御記を引て、鏡三面、其一は伊勢大神、其一は紀伊國大神、其一は眞形破損せずとある、穴師大神と聞ゆれば、三面共に摸造ありし事も、大殿に齋奉られし事も知られたり、又釋日本紀に引大同年大神宮本紀、倭姫世記に、崇神御世豐鋤入姫命大神を戴奉り、官處を求給ふ時、木の國奈久佐濱宮に三年齋奉るとあるに據て考ふるに、疑らくは此時二柱の神体をば、名草宮に留め奉りて、永く鎮り坐しめ給ひしにやあらむ、又按國造系圖に、神社舊毛見、郷舟若浦の山上にありしを、垂仁天皇十六年國造大

名草比古命に神敷あるを以て、今地に遷し奉れりと云へり、姑附て後考に備ふ、天武天皇朱鳥元年七月癸卯、幣を國懸神に奉り、日本書紀、平城天皇大同元年、日前神に神封五十六戸、國懸神に六十戸を寄し給ひ、勅符格、文德天皇嘉祥三年十月甲子、左馬助、紀朝臣貞守を遣して、神財を二柱大神に奉らしむ、宿禰あるを以て也、文德、清和天皇貞觀元年七月丁卯、紀朝臣宗守をして、神寶幣帛を二神に奉り、三代醍醐天皇延喜の制、日前神國懸神、並に名神大社に列り、月次相嘗新嘗の幣に預らしむ、凡名草郡を定めて神郡とするは、蓋日前國懸神坐すを以て也、延喜式、四條天皇嘉禎元年五月甲辰、使を遣し幣を奉て、神殿造替の延引を謝申さしめき、是よりさき日前宮奉幣使は、神祇官人を例とす、此に至て紀氏を用ふ、神殿造替の故也、百鍊、此後神祇官の中臣氏、紀氏を以て幣使とせらる、神祇官年中行事、古より以來、世々此神を崇め奉るの甚儼なる事、既に此の如し、故朝廷大營作ありと雖も、曾て雜役を本國に充る事なく、一國をして専ら日前國懸の造營に仕奉らしむるは、尤其敬を盡し給ふ所

以也、弘二右記凡兩社年中祭事極めて多し、正月御嶽山祭、大歳祭、三月御

種下祭、四月御田打祭、五月田殖祭、九月御穗上祭、廿六日流鏑馬祭あり、其

相嘗祭、日前宮は十一月十五日、國懸宮は十二月十六日、並に四日の祭を

行ふ、仍て之を四夜神事と云ふ、兩社年中行事名目、紀伊國造文書、今猶流鏑馬相嘗等祭を

行ふ、凡其祠官白冠、人母、行事各二人、權行事相見、大内人、火燒、權内人各二

人、大案主六人、酒殿守一人、土師、御琴引各二人、案主二十五人、内人六人、紀伊國名

り、所別會其長官紀伊國造、世々二柱の大神に仕奉る、實に天孫天道根

命の神裔也、日本書紀、新撰姓氏錄、紀伊國造系圖、紀伊國造文書、

伊太祁曾神社、今山東庄、伊太祁曾村の西北に在り、南紀名勝志、陽國、即紀

伊の一宮也、伊太祁曾神社所藏久安承久延元年中文書、素蓋鳴尊の子五十猛命を祀り、大屋津

姫命、日本書紀、釋日、昔素蓋鳴尊此神を帥て新羅國

に天降り坐し時、此神多に木種を持下り坐き、然るに韓國には殖盡さき

盡に持歸て遂に筑紫より始て、大八洲國內に播殖て、みな青山となし給

ひき、其神功尤大にして、天下悉其恩德を被らさる者なし、是故に五十猛

命を稱奉りて、有功之神と申し又大屋毘古神と申しき、大屋毘古神、此神

の妹大屋津姫命、次に抓津姫命も能木種を分布し給へるを以て、即紀伊

國に渡し奉りき、日本書紀、此三柱の神は即紀伊國造が齋祀る神等也、續日本書紀、

本紀、初三柱の社、共に宮殿を同して、宮郷に鎮り坐し、垂仁天皇の御世

日前國懸大神を齋祀るに及て、即今の地に遷り給ひ、伊太祁曾社傳、文武天皇大

寶二年二月己未、伊太祁曾、大屋都比賣、都麻都比賣三神社を分遷し奉り、

續日本紀、平城天皇大同元年、是よりさき伊太祁曾神に奉る神封五十四戸に

十二戸を加奉り、新鈔格、支德天皇嘉祥三年十月甲子、紀貞守を遣して從

五位下を授て、宿禰を賽し、文德實錄、按本書十月壬子條、從五位下を授くと

を省て、此後勳八等に進め給ひ、清和天皇貞觀元年正月甲申、從四位下に

叙され、按本書、勳位を給へる年月今考ふる所なし、紀伊國神名帳、又云、正一

姑附て考、陽成天皇元慶七年十二月庚申、從四位上を加へ、三代實錄、醍醐天皇

加太神社、上古友嶋の神嶋にあり、因て嶋の神と稱す、紀伊續風土記 今海部郡粟島南紀名勝志、陽國名 之を粟島大神と云ふ、紀伊國神名帳、加太社神主文書、 蓋少彦名命を祀る、○按本社傳説に、大己貴命少彦名命を祀ると云り、附て考に備ふ、 初此神大己貴命と共に天下を經營給ひ、又醫藥の方を定給ふを以て、百姓みな其恩頼を蒙りき、其神德甚大也、後淡島に至坐て、遂に常世郷に適給ひき、日本書紀○按本書、淡島或は熊野之御崎に作る共に紀少日子命粟を持給ひ、よく實秀れる時、粟に載り彈れ坐て、常世國に渡りき、故粟島と云ふ、是亦一説也、姑附て考に備ふ、 神功皇后韓國御征けの後、御舟此に幸して、幣帛を捧げ給ひき、加太社記 近衛天皇康治二年五月、加太郷淡島敷地を寄し給ふ、美福門院の御願に依て也、加太社神主文書 凡每年十一月朔日、日前社司數人來て祭を行ふ、陽國名、略志

伊久比賣神社、今楠見庄市、小路村に在り、南紀名勝志、紀伊神社略記、

朝棕神社、今宇治村の鷲森にあり、鷲森神といひ、又國主大明神といふ、本國にて國主明神と云は、大國主神也、故に刺田比古神社の相殿に大國主坐すを以て、之をも國津明神と云り、南紀名勝志、神名帳、考證、紀伊式社考、

刺田比古神社、今雜賀庄岡里岡山の麓にあり、岡明神、又岡津明神といふ、南紀名勝志、紀伊續風土記、 此は蓋刺國大神にして、大國主神の御母、刺國若比女命の父神也、古事記

麻爲比賣神社、今廢、紀伊續風土記、

竈山神社、今和佐庄宮郷、和田村の西南三許町にあり、舊海部郡湊牛町の濱水門舊名男にありしと、後今地に遷す、南紀名勝志、紀伊志略、神名帳、考證、鹽尻竈山山陵考證、 蓋彦五瀨命を祀る、參酌日本書紀、 凡正月十五日祭を行ふ、明細帳

高積比古神社、

高積比賣神社、並に今和佐庄禰宜村和佐山の巔に在り、土人之を高の三社神と云ふ、南紀名勝志、陽國名、跡志、神名帳考證、

伊達神社、今貴志庄園部村に在り、一宮大明神と云、紀伊名勝志、紀伊神社略一宮明神と稱ふと見たり、伊達大神と云ふ、神名帳蓋五十猛命を祀る、取日本書紀、延喜式、本社傳説○按伊達神、蓋五十猛神也、伊達、五十猛、音又相近、出雲國に韓國伊太臣神社あるも、又或は同神、疑らくは其韓國に天降り坐て終に皇國に還り給ふを以て、韓國伊太臣神と稱奉るに似り、又按伊達以下三社合せて紀伊三所神と云ひて、一連の神と聞は、其所在の地も北より南に連りて、次第も宜しく適へり、と云ふによりて考ふるに、志摩神は大屋津姫命に、靜仁明天火神は妻津姫命に當るへし、されど未だ確證を得ず、姑附て考に備ふ、仁明天皇承和十一年十一月辛亥、從五位下伊達神に正五位下を授け、續日本後紀 文德天皇嘉祥三年十月乙丑、從四位下を加へ、文德實錄 清和天皇貞觀元年正月甲申、正四位上に叙され、十七年十月丙寅、從三位を授奉り、三代實錄 醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式 凡毎年九月十三日祭を行ふ、

志摩神社、今若山の東雜賀庄中野島村に在り、九頭明神といふ、陽國名跡志、紀伊神社略記、紀伊式社考、平城天皇大同元年、島神に神封七戸を充奉り、新抄格仁勅符 仁明天皇承和十一年十一月辛亥、從五位下志摩神に正四位下を賜ひ、續日本後紀 文德天皇嘉祥三年十月乙丑、從四位下に進み、文德實錄 清和天皇貞觀元年正

月甲申、正四位上を授奉り、十七年十月丙寅、從三位を加へ、三代實錄 醍醐天皇延喜の制、名神大社に預らしむ、延喜式 凡毎年六月十五日、御祓、九月廿九日秋祭十一月十二日御火燒祭を行ふ、神社叢書、紀伊名所圖會

靜火神社、今宮郷和田村にあり、南紀名勝志、陽國名跡志、神名帳考證、仁明天皇承和十一年十一月辛亥、從五位下靜火神に正五位下を授奉り、續日本後紀 文德天皇嘉祥三年十月乙丑、從四位下を加へ、文德實錄 清和天皇貞觀元年正月甲申、正四位上に叙され、十七年十月丙寅、從三位を授け、三代實錄 醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式 凡毎年九月十五日、靜火祭を行ふ、日前國曆年中行事目錄、凡伊達、志摩、靜火の神之を紀伊三所社と云ふ、神名帳頭注

堅眞音神社、○按本書、音字を脱せり、今本書異本、三代實錄、紀伊國神名帳に據て之を補ふ、又按紀伊國神名帳、堅を有に作り、倭名鈔又有馬郷、み白、神代今有馬村に在る時は、堅は有の訛歟、恐らくは有肩の字體相似て、肩堅音訓相通ふを以て、此誤ある歟、然れども三代實錄みな堅と作る時は、概く改難し、姑附て、今神宮上郷有馬村、鳴神山の麓に在り、陽國名跡志、紀伊神社略記、神社の御手洗池あり、其地に音浦山、音浦川あり、蓋堅音の音は、是に由て起るに似り、姑附て考に備ふ、音明神と云ふ、國造清

熊野坐神 熊野早玉神 熊野行幸此に始る、略記

熊野坐神 熊野早玉神 熊野行幸此に始る、略記

と昔近きを以て、熊野權樟日命なりと云説も開ゆれど、さては自餘、崇神天皇
御世、始て神社を建つ、世に所謂熊野本宮即是也、帝王編年記、皇年代零紀、熊
稱徳天皇天平神護二年九月丁丑、速玉神、熊野牟須美神に神封各四戸を
充奉り、新鈔格、勅符清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下熊野早玉神、熊野坐
神に從五位上を授け、五月癸未、二神並に從二位を加へ、五年三月甲子、
熊野早玉神に正二位を賜ひ、三代實錄、〇按是歲、從五位上より八階を越て
非ず、思ふに出雲の熊野神と此神と同神なるに、出雲熊野神は既に正三位に越
給へるを、此神は纔に從五位に坐す事を、本社より愁ひ申たる事などあり、故
附て考に備ふ、姑醍醐天皇延喜の制、早玉神を大社とし、熊野坐神を名神大
社とし、延喜式七年十月丙午、宇多法皇熊野山に幸し給ひ、熊野早玉神に從
一位、熊野坐神に正二位を加ふ、日本紀略、熊野、略記、長寬勸文、熊野行幸此に始る、熊野
遷駕朱雀天皇天慶三年二月丁酉、二座並に正一位を授奉る、承平中海賊
の事を祈りし報賽也、長寬勸文、白河天皇應徳二年三月丁酉、新宮の遷宮に依
て、勅使權中納言平清盛を遣して、宸筆宣命及神寶を奉り、又太神宮に准

て御拜せさせ給ひき、百鍊堀河天皇寛治四年正月戊子、白河上皇熊野山
に幸して、百餘町地を三山に寄し、百鍊鈔、帝王編年記、鳥羽天皇元永二年九月
庚申、上皇又紀伊、阿波、讃岐、伊豫、土佐五國の地各十烟を奉りき、中右記、此後
朝廷此神を崇奉りしより、鳥羽、後鳥羽、上皇相繼て、屢本社に詣給ひしを
以て、之を御熊野詣と申したりき、百鍊鈔、扶桑略記、中右記、東鑑、仲資王記、明月記、二條天皇長寬
元年四月丁卯、勅を諸道に下して、國司甲斐守藤原朝臣忠重、目代中原清弘、在廳
の罪名を勤へしむ、是よりさき熊野所司等國司忠重、目代中原清弘、在廳
官人三枝守政に仰せて、鳥羽院本社に寄給へる八代莊を停廢め、榜示を
拔棄、年貢を奪ひ、神人を捕ふる事を訴ふ、是に至て明法博士中原朝臣業
倫奏さく、律に大社の神物を盜む者は、流罪に當へきの文あり、説者云伊
勢大神宮を大社とし、自餘を中小社とす、且舊記に熊野權現は伊勢大神
宮也と云ひ、三月大赦詔に、神社の訴に觸る者は赦限にあらすと云り、今
忠重既に大社神物を盜み、又先帝の勅に背ける事、人臣の禮なし、宜しく、

絞刑に處へしと奏しき、仍て又群臣に勅して、伊勢熊野同神なるや否を
議さしめ給ふ時に、刑部卿藤原朝臣範兼大外記博士中原朝臣師光等謂
らく、日本書紀に、伊弉冉尊を紀伊熊野の有馬村に葬ると云り、是即熊野
神にして、實に天照大神の御母なる時は、熊野伊勢其名異なれとも、其實
相同トと云ひ、或は本宮は伊勢内宮、新宮は外宮、那智は荒祭宮に同ト、或
云、熊野靈神は熊野櫛樟日命也、熊野高倉下命也、早玉社は伊弉冉尊也と
奏しき、太政大臣藤原朝臣伊通姓名據公卿補任議しけらく、謹て國史延喜式を
按ふるに、櫛樟日命は素盞鳴尊の子、高倉下は神武天皇の侍臣、速玉之男
は伊弉冉尊の子也、貞觀中淡路伊弉諾尊に一品を授奉りつるに、本社に
其事なき時は、熊野神を以て伊弉冉尊とする者、其證なきに似たり、唯式
に出雲國熊野坐神社、速玉神社あるに據らば、即本社と同神にして、實に
素盞鳴尊也、されど又太神宮同體の神にあらき、古語拾遺曰、天照大神は
惟祖惟宗にして、尊き事二つなく、自餘諸神は、乃子乃臣なれば、之に抗す

へからき、日本紀私記に、天照大神は、是諸神の最貴者也、延喜御記に太神
宮と豐受宮と、君臣の如しと云り、豐受宮猶然り、況や他神をや、凡神社に
大小の別あり、大神宮を大とし、賀茂住吉を中とし、其餘を小とす、今伊勢
熊野、大小各異なり、是其疑一也、凡神に宮と稱ひ社と云ふものあり、然る
に宮社の號又異なり、是其疑二也、凡神階に品を授ると、位を賜ふの神わ
り、式内の明神みな品位を授くれども、未だ太神宮に品位ある事を聞き、
譬へば人臣に品位ありて、帝皇に其制なきが如し、然るを今太神宮同體
の神と云ふは、是其尤疑ふべきもの三也、清原賴業又云、日本書紀、古事記、
舊事紀を按るに出雲伯耆の界を以て、伊弉冉尊を葬るの地とし、一説に
熊野有馬村とすれとも、此神熊野に坐と云の文なし、延喜式に伊弉奈岐
尊宮を伊勢の神とし、熊野社を紀伊の神とするは、撰式の時、已に同神な
らざる事を知れば也、且日本紀に、伊弉諾尊所唾の神を速玉之男と云文
に據らば、伊弉諾尊の子にして、伊弉冉尊にあらき、貞觀元年淡路伊弉奈

岐命に一品を給ひ、九年伊勢伊佐奈彌命を崇めて宮とす、此社誠に伊勢
再尊ならんには、當時何ぞ高位を授られさらむ、伊佐奈岐伊佐奈彌尊は、
伊勢の別宮にして、更に授位の禮なく、且尊と云は書紀の注に至貴を尊
と云ひ、自餘を命と云ふの謂にして、尊崇他に異なる故也、而るに熊野神、
貞觀以來天慶に至て、終に崇班を極る時は、餘社に異なる事なく、神と云
て尊と云はざるも、又同神にあらざるの證也、若此神實に神母に坐ば、八
幡賀茂の重事を香椎松尾に告るが如く、神宮の異變を本社に告ざるは
如何ぞや、縱令神母たりとも、又同體にあらざるをいかにせむ、夫大神は
諸神に超れて、甚尊嚴き大神に坐を、何て此神を以て大神に超奉らしめ
む、昔朝政の盛なりし時、其禮典を殊にし給へるを、今に至て改むべから
きと奏しき、長寛勘文後深草天皇寛元四年十一月庚午、覺仁法親王を以て熊
野三山檢校とす、熊野檢校此に始る、兼實記、覺仁據皇胤紹運錄、蓋中世以來、僧徒専ら
神事を掌りしより、本社を號て證誠殿とし、末社の神を合せて十二所權

現と云ふが如きに至りき、其事尤妄なり、參酌熊野文書、熊野社傳、僧官補任、盧主、江談鈔大意、後醍醐
天皇元亨元年護良親王兵を擧て熊野に至り坐す時、熊野神に祈りけら
く、兩所權現は是伊勢諾伊勢再尊に坐せり、○按二神を祭ると云者、當時の
傳傳既に此の如し、然れ共今姑
本文に従て、
輒く改めず、今上其苗裔として、大陽浮雲の爲に隱さるゝ事、神鑿空しき
に似たり、神若神たらば君何を君たらさらんとを祈り給ひけるに、果し
て神教を得て、十津川に入る事を得たりき、太平記其神威又此の如き者わ
り、後龜山天皇天授五年三月戊子、兵亂の御祈りに依て阿波國日置庄を
寄し給ひ、元中三年十月丙戌、勅して新宮の神寶を奉らしむ、初後醍醐朝
神官等奏して云、本社神殿凡三十三年毎に遷宮を行ふ者、往昔以來の例
也、而るに德治中、本殿營作の時、適火災に罹り給ふを以て、假殿に坐せ奉
れり、是故に建治以後五十餘年の間、遷宮の事なし、嘗先規に違ふのみに
あらず、實に神慮測り難し、願くは早く造營を賜へと奏しき、其後遂に成
らき、元年に及て、神官京に至り之を訴へしかば、此に至て始て神殿を造

神志 卷之十九

り、神寶を奉り、其若殿以下十社の神寶は、相繼て獻らしむへく制給ひき、
熊野新宮文書 凡熊野祭、本宮は四月十三日十五日、新宮は五月十五日十六日、
用ふ、十六日新宮の神輿を御船島に幸し丹塗の諸手船に坐せて祭を行
ふ、三才圖會、紀伊志略、紀伊名勝志、紀伊續風土記 其神主本宮に仕ふる者を和田氏と云ふ、實に
熊野連姓也、新宮に仕ふる者、宇井、鈴木、榎本三氏あり、之を新宮三黨と云
ふ、又續南行雜錄、熊野略記
海神社三座、串太浦にあり、熊野略記 蓋底津少童命、中津少童命、表津少童命を
祀る、日本書紀 神主津守連氏、新宮の祭に本社より魚味を備ふ、熊野略記
天手力男神社、今本宮村熊野神社の境内にあり、御戸開神といふ、神紀、伊式社考
明細帳、蓋天手力男神を祭る、延喜式 文德天皇齋衡二年七月壬申、官社に預
らしむ、文德實錄

○式外諸神

玉津嶋神、今海部郡雜賀庄弱浦の東南に在り、南紀名勝志、紀伊志略、紀伊國圖 蓋稚

日女尊を祭る、日本書紀、本社傳説 此神息長帶姫命の新羅を征け給ふ時、大に靈
威を顯し給ひき、日本書紀 聖武天皇神龜元年十月壬寅、勅して春秋二時、官
人を遣して、玉津島神明光浦の靈を奠祭らしむ、是よりさき、天皇此地
に幸して、山川の望と愛給へるを以て也、續日本紀 陽成天皇元慶五年十月
丁酉、正六位上玉出島神に従五位下を授け、三代實錄 醍醐天皇延喜六年二
月庚寅、從五位上を加ふ、日本書紀 凡、毎年三月中卯、九月十八日を以て祭を
行ふ、南紀名勝志、三才圖會

御船神、今那賀郡荒川庄神田村に在り、所謂御船島神幸の地是也、陽國志、紀伊神志略記 御船大神と云ふ、紀伊神名帳 清和天皇貞觀三年七月甲戌、正六位
上御船神に従五位下を授く、三代實錄 凡、毎年九月十六日新宮の祭神輿を
船に乗せて、此島を廻るを例とす、陽國名勝志

三前神、今日高郡小池庄和田浦、日比御崎に在り、紀伊名所圖會 之を御
崎大神と云ふ、紀伊神名帳 清和天皇貞觀十七年十月己未、正六位上三前神

に從五位下を授く、三代實錄

大佐神○按三代實錄、佐を位に作る、然れども紀伊神名帳大佐神とあり、今も大佐神社ある時は、位は佐の訛なる事著し、故今之を訂せり、今

牟婁郡有馬庄井上村にあり、紀伊神略記清和天皇貞觀十七年十二月丁丑

正六位上大佐神に從五位下を授く、三代實錄

浦上國津姫神、今那賀郡池田庄神領村にあり、陽國名跡志、紀伊神社略記之を浦上

國津姫大神と云ふ、紀伊神名帳光孝天皇仁和元年十二月巳卯、正六位上浦

上國津姫神に從五位下を授く、三代實錄

高野御子神、又丹生高野御子神と云ふ、紀伊神名帳今伊都郡天野庄上天

野村にあり、紀伊神名所圖會、蓋丹生都比女神の御子神也、諸神記、醍醐

天皇延喜六年二月庚寅、從五位下を授け、日本紀略安徳天皇壽永二年十月

庚子、一階を加ふ、玉海、百鍊鈔凡二祝子丹生相見氏本社の祭事を掌る、丹生

那智神、今牟婁郡那智山に在り、那智權現と云ふ、南紀名勝志、紀伊神名略記蓋熊野

坐神の御祖伊那那美命を祀る、參酌日本書紀、諸社大事之を熊野牟須美大神と申

す、新抄格勅符、紀伊國神名帳後世本宮新宮那智を合せて三山と云ふ、帝王編又熊

野三所と云ひ、江談鈔、諸神記後堀河天皇寬喜二年六月庚午、那智遷宮に依て

院廳より神寶を獻る、即是也、百鍊鈔

○淡路國十三座、大二座、小十一座

○津名郡九座、大一座、小八座

淡路伊佐奈伎神社、今郡家村に在り、多賀大明神と云ふ、日本紀通覽、淡路常

才圖、即淡路の一宮也、一宮記、按柏家部類に載る、永万元年記に淡路國一宮

也、伊弉諾尊を祭る、上古伊弉諾尊天下を修固め給ふ始めに、先淡路嶋を

生成し、次に群神を生坐て、神功既畢る時に、幽宮を淡路之洲に構りて、長

く鎮り坐き、日本書紀、參取古事記故之を嶋神と云ひ、釋日本紀其津名郡に坐を以て、津

名神とも申しき、新抄格勅符△神威靈德又尤大也、履中天皇神社に行幸して御

狩し給ふ時、河内飼部等罪ありて、黥れし者、扈從仕奉りき、故此島に坐伊

神

葇諾神、祝に託て血臭に得堪すと教給ひき、即之を卜ふに飼部の黥の氣を惡給ふ由占合り、仍て飼部を黥事を止め給ひき、尤恭天皇も御狩坐しに、鹿猪甚多なれとも、一つも獲給はざるを以て、卜問給ふに島神崇りて詔曰く、是我御心なり、赤石海底に眞珠なもある、其珠以て我を祀らば、悉く其獸を得てむと教へ給ひき、故其珠を取て島神を祭りしかば、果して獲多かりき、其靈威のかしこくおはし坐こと大抵此の如し、日本書紀、參取釋日紀、平城天皇大同元年神封十三戸を充奉り、新鈔格清和天皇貞觀元年正月甲申、無品勳八等伊佐奈岐命に一品を授奉り、三代實錄醍醐天皇延喜の制名神大社に列らしむ、延喜式土御門天皇元久二年四月本國東神代八木兩郷荒野十町を以て、一二宮法華、櫻、兩會の舞樂料田に充つ、常磐草引護國寺所藏文書凡毎年二月十日祭を法華會といふ、淡路國式社考證凡二月四日、九月十一日祭を行ふ、明細帳伊勢久留麻神社、○按新鈔格勅符、來馬神に作る今久留麻村、伊勢森に在り、來馬大明神

又伊勢明神と云ふ、神名帳考證、淡路常磐草平城天皇大同元年神封二戸を充奉りき、新鈔格勅符、凡四月十五日、九月十七日祭を行ふ、神社叢書、淡路式社考證石屋神社、今來馬郷岩屋浦繪島の南に在り、岩屋明神、又天地明神と云ふ、神名帳考證、淡路常磐草、書紀集說別記蓋伊葇諾尊を祀る、日本書紀、參白河天皇承曆四年六月御卜に、石屋神の祟あるを以て、社司に中祓を科す、即是也、朝野群載凡正月十六日八月十五日祭を行ふ、明細帳

築狹神社、今千草村に在り、諏訪明神と云ふ、淡路常磐草、淡路國式社考證賀茂神社、今三原郡上賀茂村にあり、神名帳考證、淡路常磐草蓋山城の賀茂別雷神を祭る、參酌延喜式、山城別雷社、壽永三年社領文書、土人傳説、○按社領文書、淡路國佐野生穂庄とあるもの徴とすべし、凡正月廿日、八月十日祭を行ふ、明細帳

由良港神社、今由良浦八幡の城内王子社蓋是也、淡路常磐草白河天皇承曆四年六月御卜に、由良港神の神崇り坐すを以て、社司に中祓を科す、即是也、朝野群載

志筑神社、今志筑村田井に在り、天神といふ、淡路常磐草、神社取調帳

岸河神社、今三原郡上内脇村に在り、淡路草、淡路國式社考證、○按村は岸河の邊側世と云り

河上神社、今南谷村都志河上に在り、鮎原天神といふ、淡路常磐草、淡路式社考證

○三原郡四座、大一座、小三座

笑原神社、今德村野原にあり、東宮明神といふ、

湊口神社、今湊里村に在り、淡路常磐草、淡路式社考證、清和天皇貞觀元年十二月乙未

正六位上湊口神に従五位下を授け、光孝天皇元慶八年九月戊寅、從五位上に叙さる、三代實錄、朱雀天皇天慶三年二月丁酉、正四位下を授く、承平五年海賊の御祈ありしに依て也、長寛勘文

大和大國魂神社、○按本書、大國の大を脱せり、今三代實錄に據て之を補ふ、今上八太村泰山に在り、二宮と云ふ、淡路常磐草、○按伯家部類に載る永万元年記に、淡路國二大和坐大國魂神を祀る、三代實錄、大國魂神は實に大年神の子也、古事記

紀○按大和國大國魂神は、大倭直の祭る所也、大倭直の祖は、實に海神の女王依姫命の所生にして、八太遺に由あり、今本社は大村にあるに據らば、其族此地に

住者、或は大倭氏の由縁に依て之を祭る歟、姑附て考に備ふ、文德天皇仁壽元年十二月壬寅、詔して官社に預らしめ、文德實錄、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、祭料八百束を充奉りき、延喜式、土御門天皇元久二年四月、東神代八木兩郷を以て一二宮の法華櫻兩會舞樂料田に充つ、護國寺所藏文書、凡毎年三月十日櫻會祭を行ふ、淡路常磐草

久度神社、今國衙村の久度にあり、神名帳考證、淡路常磐草、神名帳打明、清和天皇貞觀六年二月壬戌、正六位上久度神に従五位下を授け、陽成天皇元慶八年九月戊寅、從五位上を加ふ、三代實錄、凡二月九月十六日祭を行ふ、明細帳、淡路式社考證

○式外神

生石神、今津名郡由良浦佐昆山の生石崎に在り、生石明神と云ふ、淡路常磐草、國史見、在社取調帳、蓋新羅王子天日槍命を祀る、出石刀子を以て靈形とす、初垂仁天皇御世、天日槍始て渡參來し時、天皇詔して淡路島出淺邑を賜ふて、之に居しむ、此後其曾孫清彦に仰せて、彼天日槍か持來れる神寶數種を獻らしめて、神府に藏め給ひたりしに、出石刀子自ら失ぬ、故清

彦に問しむるに、昨夕其刀子自然に臣家に至つるを、今朝失ぬと奏す、
天皇惶恐まして、又更に覓め給はさりき、此後出石刀子自然に淡路嶋
に至れるを、島人神なりと謂て祠を立て之を祀りき、日本書紀即今生石社
是也、釋日凡淡路國司、月朔毎に幣を國內諸神に奉る、名て朔幣と云ふ、
本社も其幣に預るを恆例とす、釋日本紀、引淡路國例式

○阿波國五十座、大三座、小四十七座、

○坂野郡四座、大一座、小三座

大麻比古神社、今坂東郡板東村板東山上に在り、大麻大明神といふ、一宮
記、神名帳考、阿波志、阿府志、○按一宮記、神名帳頭注並云、猿田彦神を祭る、然れども、
他書考ふる所なし、一説に昔本社之峯に峯權現三社あり、谷に本社、大比古、
古社ありしを、後三社を大比古の社に合祭るとあるに據らば、猿田彦神と云は峯
權現にして、配享の神なるへし、故今取らず、又按讚岐國、多度郡大比古神社あり、天
太玉命を祀り、忌部氏を以て神宮とす、此に據るに、太玉命の孫、天日鷲命
穀麻を殖給ふの功あるを以て、大比古神とも、大比古神とも稱申せるにや、あ
ら、石見國那賀郡大比古神社あり、土人傳説に、昔長白羽神麻を殖し、地なる故、大
森山と名くと云り、恐くは天日鷲命の故事を謬傳へしものなるへし、姑附て考
ふ、備即阿波の一宮也、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下大比古神

に從五位上を授け、九年壬辰、正五位上を加へ、陽成天皇元慶二年四月巳

卯、從四位下に叙され、七年十一月甲子、大麻神に從四位上を賜ひ、三代實錄、○按

本書、前後の位階に據るに、大比古神、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、
大麻神同神なる事著し、故今此に繋ぐ、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、

延喜 白河天皇承暦四年六月御卜に大麻神の崇あるを以て、社司に中祓

を科す、即是也、朝野群載凡毎年九月十二日祭を行ふ、明細帳

鹿江比賣神社、今坂東村大比古社旅所の東に在り、千貝大明神と云ふ、神名帳考、

式社略考、陽成天皇元慶七年九月戊辰、從五位下鹿江比咩神に從五位上を授

く、三代實錄

宇志比古神社、

岡上神社、今坂西郡大寺村岡上にあり、岡宮と云ふ、神名帳考、阿波志、阿波國圖、蓋豐宇

氣毘賣神を祀る、土人傳説凡毎年十月亥日、土俗每家に赤豆飯を升に盛て、之

を備ふ、名て岡神祭と云、阿波式社考證又稻穀を守る神なるを以て、蝗害なき事

を祈る者多し、小杉村説

○阿波郡二座、小並

建布都神社、今香美村にあり、阿府志、阿波式社考證、蓋建布都神を祀る、古事記、建布都神は、建御雷之男神の一名也、古事記○按日本書紀、息長帶姫尊神、敷を請給りや、答曰、幡狹穗出吾也、於尾田吾田節之淡郡所居神之有也、問またありや、於天事代於、事代玉鏡入彦殿之事、代主神ありと答給ひきとある、幡狹の一句、闕誤あるが如く、猶事代主神社と並載られたるも、彼故事に由縁あり、姑附て考に備ふ、事代主神社、今伊月村に在り、事代大明神と云ふ、阿波式社考略考、阿蓋大國主神の子事代主神を祭る、延喜式、事代主神又八重事代主神と云ひ、亦名天乃八重事代主命と云ふ、即是也、古事記、撰姓氏錄、凡十月四日祭を行ふ、式社考證

○美馬郡十二座、小並

鳴神社、今三好郡加茂村に在り、鳴明神といふ、阿波志、阿波式社考略考、神名帳考、○按三代實錄、貞觀二年三月、美馬郡を割て、三好郡を置とある時は、延喜の式を作るに當て、三好郡とあるへきに、然らざるは、貞觀以前の式のまゝにて、改められざりしものと見たり、蓋賀茂別雷神を祭る、賀茂別雷神社、永三年、社領文書、土人所傳、凡九月九日、四月中、西日祭を行ふ、式社考

田寸神社、

横田神社、今加茂村横田にあり、横田神と云ふ、式社考略考、

伊射奈美神社、蓋伊弉冉尊を祭る、清和天皇貞觀十一年三月庚午、正六位上

伊射奈美神に従五位下を授く、三代實錄

建神社、今半田村にあり、建權現と云、蓋是也、寛保神社改帳、阿波志、式社考略考、

天橋立神社、今三好郡晝間村に在り、天戸明神といふ、神名帳考、阿蓋伊射

奈藝命を祀る、丹後風土記、土人傳説、○今按丹後風土記云、與謝郡北隅の方に

射奈藝命、天に通ひ給ふ爲に梯を作立き、故天梯立と云ふ、神の御寝坐る間に、射奈藝命、云々とある御寝ませる間云々は、此晝間村によしあり、然れば祭神は、射奈藝命なるべし、

天都賀佐毘古神社、

八十子神社、

彌都波能賣神社、蓋伊弉諾尊の兒彌都波能賣神を祀る、初伊弉冉尊、火神を生坐て病臥し給ふ時に、此神生出給ひき、實に水を掌坐神也、日本書紀、古事記、○

按日本書紀、彌都波能賣を岡象女に作る、

波余移麻比彌神社、○按本書、彌を彌に作る、恐くは訛、蓋彌都波能賣神の妹

植山姫神を祭る、日本書紀、延喜式、植山姫神、亦植安神と云ひ、又波邇夜須毘賣神

と云ふ、參取日本書紀、古事記、實に土を知坐神也、此神も伊弉冉尊、閻熱懊惱給ふ時

に生出給ひき、日本書紀

倭大國玉神、大國敷神社二座、

○麻殖郡八座、大一座 小七座

忌部神社、今山崎村忌部山にあり、阿波忌部の祖神天日鷲神を祀る、續日本後

紀、三代實錄、古語拾遺、延喜式、天日鷲神は神魂命五世孫也、新撰姓氏錄上古天祖の石窟に隱

り坐時、此神天太玉命に従ひ、穀木綿を殖て、白和幣を作り奉り、大に神功

を著し給ひき、古語拾遺、舊事本紀故其功を稱へて麻殖神とも申しき、延喜式神武天

皇檀原に宮造りし給ふ時、其孫肥饒地を求て阿波國に至り、穀麻を殖て

仕奉りき、蓋歷世神々相承て麻布衣服等に用て、百姓を惠み給ふ事此の

如し、古語拾遺、舊事本紀其神裔大嘗會毎に木綿麻布種々の物を貢き獻るは、即其

緣也、古語拾遺、延喜式仁明天皇嘉祥二年四月乙酉、天日鷲神に従五位下を授奉

り、續日本書紀清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位上を加へ、○按本書、忌部天

陽成天皇元慶二年四月巳卯、正五位下を賜ひ、七年十二月庚申、從四位下

に叙され、三代實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、月次新嘗の幣に預る、

延喜式白河天皇承暦四年六月御卜に齋部神の御崇あるを以て、社司に中

祓を科す、即是也、朝野群載忌部氏此國に在る者、世々荒妙御衣を奉る、其族頗

多し、名けて御衣御殿人といふ、三木氏所藏、古文書大意後醍醐天皇元弘中に至て、蓋

荒衣貢進を怠る者あり、依て御殿人等毎年二月九月二十三日、山崎市に

其族人を會ひて、怠忽なからん事を定む、三木氏所藏、正凡其祭二月九月

二十三日を用ふ、今三木氏實に其神裔なるを以て、祭日必ず拜祭を致すといふ、

天村雲神、伊自波夜比賣神社二座、今山崎村忌部山下字叢雲、阿波志、天村

雲命、伊自波夜比賣神を祭る、延喜式、○今按信濃諏訪神系に、健御名方命の御

子出速雄命の女に出速姫命あるは、伊自波夜比

實神に由り、出速雄命の弟神には梓命あり、那賀郡は梓神社に由縁あるが如し、姑附て考に備ふ、天村雲命は神魂命五世孫

天御雲命の子也、外宮補宜 補任次第伊加加志神社、舊桑村、伊加賀志の地にありしを後村の山麓に移す、日命大明神といふ、阿波志、阿波式社考

天水沼間比古神、按本書神の下に社字あり、諸本に從ふ、今之に從ふ、天水塞比賣神社二座、今牛島村高足良にあり、阿波志、天水沼間比古神は蓋景行天皇皇子水沼別

祖國乳別命を祭る、天水塞比賣神は、蓋其妃神を祭る、參酌日本書紀、延喜式大意、秘羽目神、足濱目門比賣神社二座、

○名方郡九座、大一座 小八座天石門別八倉比賣神社、今名東郡一宮村に在り、一宮明神と云、式社考、阿波國式社

考、仁明天皇承和八年八月戊午、正八位上天石門和氣八倉比賣神に從五位下を授け、續日本書紀清和天皇貞觀七年二月己卯、從四位下に至り、十三年二月壬寅、從四位上を加へ、十六年三月癸酉、正四位下に叙され、陽成天皇

元慶三年六月壬子、正四位上を賜ひ、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列り、月次新嘗に預り、延喜式朱雀天皇天慶三年二月丁酉、承平中海賊の御祈わ

りしを以て、天石門和氣八倉比賣神に正三位を授奉る、長寛勘文凡毎年八月八日祭を行ふ、寛延元年神輿寄進帳

天石門別豐玉比賣神社、今名東郡佐那河内村に在り、天磐門別社と云ふ、阿波神帳天石門別豐玉比賣神を祀る、延喜式○按日本紀一書、天石門の段に

同神にて、其天石屋に功あるを以て、天石門別の稱ある乎、されど豐玉神果して女神なりや詳かならず、或は豐玉神の姫神ならむ、神名秘書に、櫛明玉命を高皇

産靈神の女とあれど、此書偏るに信がたし、此に天石門別と云るは、下條にも豐玉比賣神社ありて同神の如く聞ゆる故に、同神に非る事を別ん爲にか、附て考に備ふ、姑

麻能等比古神社、和多都美豐玉比賣神社、舊徳島城内にある龍王宮蓋是也、阿府志、式社考、○按本書龍

王宮を以て、天石門別豐玉比賣神社にあつる者、此神を和多都美豐玉比賣神と同神と思へるよりの誤り也、俗に龍王と云稱の海神たる事、もとより著し、故之を引り、海神の子豐玉比賣命を祀る、日本書紀、古事記、延喜式、即安曇宿禰、凡海連等の

祖神也、古事記、新撰姓、氏錄、三代實錄、陽成天皇元慶二年二月乙酉、從五位下山背忌寸大海全子に詔して、山城正稅稻三百束を賜ふ、幣を氏神に奉る爲に阿波國に向ふを以て也。○按山背忌寸大海全子は元大海姓なりしが、山背忌寸に由海連なる故に、此神を以て氏神とせしなり、本社が如し、さて大海全子は、即凡名東郡に住るにても明らか也、姑附て考に備ふ、七年十二月甲午、從五位下和多都美豐玉比賣神に從五位上を授く、三代實錄

大御和神社、今名東郡府中村に在り、印鑰大明神と云、神名帳考、阿府志、蓋大三輪

神南備に坐大物主櫛賤玉命を祀る、延喜式、凡毎年九月九日祭を行ふ、明細帳

天佐自能和氣神社、今高崎村和氣にあり、神名帳打聞、阿波式社考、

御間都比古神社、今名東郡佐那河内村に在り、神名帳考、神名帳打聞、蓋長國造の祖

觀松彦色止命を祀る、舊事本紀、○按本書、觀松彦色止命は、何神の子なる事を載せず、然れども疑らくは大己貴命族類の神也、其は新撰姓氏錄に、長公は、大奈牟智神兒事代主命の後とみ、續日本後紀に、長我孫は、事代主命八世孫などあり、續日本紀、三代實錄等に據るに、長直、世々本國の勝浦郡に住りし事みえ、又勝浦と本郡と接近くして、此郡中に大御和神多郡御奈刀彌神の社あるも、甚由縁

あれば也、唯未た其明證を得ず、姑附て考に備ふ、

多郡御奈刀彌神社、○按奈の下疑らくは、方字を脱せる歟、郡名或は、今名西郡、諷訪村に在り、諷訪大明神と云ふ、阿波志、阿府志、神名帳打聞、蓋健御名方富命

と祀る、古事記、延喜式、大穴牟遲神の御子神也、古事記、舊事本紀、凡十月廿日祭を行ふ、阿波式社考、

意富門麻比賣神社、今八萬村に在り、宅宮といふ、神名帳考、阿波式社考、蓋大苦邊尊

を祀る、大苦邊尊、亦名大戸摩姬尊、亦大富邊尊と申す、日本書紀、○按古事記、

也、即是、清和天皇貞觀十八年八月丙午、意富門麻比賣神に從五位下を授く、三代實錄

○勝浦郡八座並小

勝占神社、今西須賀村神路山に在り、杉尾明神といふ、神名帳考、阿波志、阿府志、

ありとす、今阿波國圖を閱るに、勝浦西塚相隣れり、蓋大己貴神を祭る、參取播磨風土記、本社傳説、○按

に、葦原志許乎命、天日槍命と各黒葛三條を足に着て投給ふ時に、葦原志許乎命の黒葛一條は、但馬氣多郡、一條は、夜夫郡、一條は、此村に落きと云も、由あり、之に

神祇志

卷之九

廿一

阿波國

神祇志

因て考るにこの郡名も、凡十月七日を以て祭を行ふ、阿波式、社考證、

事代主神社、今生夷船沼江村にあり、愛美須社と云、阿波志、式、社考、大奈牟智神

の兒積羽八重事代主命を祀る、新撰姓氏、錄、延喜式、長直の祖神也、參酌新撰姓氏錄、續

山方比古神社、

宇母理比古神社、

阿佐多知比古神社、今飯谷村にあり、權現といふ、雨を乞に必驗あり、阿波式、

畧考、明細帳、阿佐多知比古神を祀る、延喜式、此は蓋淤迦美神也、日本紀、凡九月八日祭

を行ふ、明細帳、

速雨神社、今八多村にあり、雨宮と云、雨を祈るに必應あり、阿波式、社考、凡

八月十七日祭を行ふ、明細帳、

御縣神社、今中郷村に在り、官方社と云即是也、阿波國神社帳、阿波志、式、社考、

建島女祖命神社、今中田村にあり、竹島大明神と云ふ、阿波國神社帳、陽成

天皇元慶七年十二月庚申、從五位下植生女屋神從五位上を授く、即是也、

三代實錄、毎年十月八日祭を行ふ、阿波式、社考、凡神主竹島氏其祭を掌る、實に此神

の裔と云、阿波志、式、社考、

○那賀郡七座並小

和耶神社、今宮倉村にあり、今熊野權現といふ、凡毎年正月七日村民豆を

擲て追儼す、名て和也々々の神事といふ、阿波式、社考、

宇奈爲神社、今木頭谷、奈井瀬邑にあり、十二社權現と云、蓋是也、阿波式、社考、

和奈佐意富曾神社、今海部郡奈佐湊の邊にあり、阿波志、

室比賣神社、今海部郡相川村室津にあり、御室大明神蓋是也、阿府志、阿波國、

八梓神社、今那西郡宮内村に在り、八梓大明神と云ふ、竹原庄十八村の氏

神とす、阿波國神社帳、阿波志、八梓神を祀る、三代實錄、延喜式、○按信濃諏訪神

八神命と云之内、此書古傳ありて書るな、系と云書に、健御名方命の御子に

らむには、此神なるへし、姑附て考に備ふ、陽成天皇元慶七年十二月庚申、從

五位下八梓神に從五位上を授く、三代實錄、凡八月廿七日祭を行ふ、明細帳、

賀志波比賣神社、今那東郡見能方村に在り、賀志波比賣神と云ふ、阿波國神社、

建比賣神社

○式外諸神

葦稻葉神、今板野郡神宅村にあり、葦稻葉大明神と云ふ、阿波志、阿波、仁明天皇承和九年十月壬戌、無位葦稻葉神に従五位下を授け、後紀、日本清和天皇貞觀九年四月壬辰、正五位上を加へ、十六年三月癸酉、從四位下に叙され、陽成天皇元慶三年六月壬子、從四位上を授く、三代實錄凡毎年九月廿二日祭を行ふ、國史見在、社取調書

白鳥神、今名西郡白鳥村に在り、神名帳考、阿傳云ふ、日本武尊を祭る、土

傳清和天皇貞觀三年三月庚辰、正六位上白鳥神に従五位下を授け、陽

成天皇元慶七年十二月甲午、從五位上に叙さる、三代實錄○按本書甲午、

今二年の位階に據て此に附く、白河天皇承曆四年六月御卜に、白馬神の神崇に依

て社司に中祓を科す、即是也、朝野群載凡九月九日祭を行ふ、國史見在、社取調書、

伊比良咩神、板野郡奥野村にあり、國史見在、社取調書清和天皇貞觀十四年十一

月乙未、正六位上伊比良咩神に従五位下を授く、三代實錄

船盡比咩神、今名東郡入田廣野の境日本木村の川上にあり、船盡宮と

いひ、又羽辻大明神といふ、慶長十二年、練札文清和天皇貞觀十四年十一月乙未、

正六位上船盡比咩神に従五位下を加ふ、三代實錄

中臣大鳥神、平城天皇大同元年中臣大鳥神に阿波地二戸を奉る、新抄

符

天河別神、名方郡坂東村、樋殿谷の奥天がつかにあり、天堂といふ蓋是也、國史見在、社取調書

○讚岐國廿四座、大三座、小廿一座、

○寒川郡五座、並

志太張神社、今鴨前郷東山村の下張に在り、志太張明神と云ふ、讚州府志、

廿四社順拜記、蓋思兼神、兒天下春命を祭る、舊事本記、凡九月十六日祭を行ふ、香

進狀

布勢神社今石田郷布勢村にあり、布勢宮といふ、讚岐國官社私考、讚岐州府志、

多和神社今志度郷志度村に在り、多和八幡といふ、讚岐國官社私考、香川縣注進狀、陽成

天皇元慶元年三月乙巳、從五位下多和神に從五位上を授く、三代實錄、凡其祭

九月十五日を用ふ、香川縣注進狀、

大菴彦神社今石田村菴神池の西山上に在り、菴神大明神と云、大菴彦神

を祀る、此は蓋寒川比古寒川比女命の父大水上神也、參取延曆儀式帳、延喜式、大意、讚岐州府志、神名

帳考、廿四社順拜記、讚岐官社私考、○按大神宮儀式帳に、大水上神兒寒川比古寒

川比女命あり、大菴彦神の名大水上神に音稍近く、且此神社の寒川郡に在るを

也、姑附て考を俟つ、凡每年九月八日祭を行ふ、神社私考、

○三木郡一座小

和余賀波神社今井戸村鱒川に在り、和余賀波大明神といふ、廿四座順拜、

讚岐國官社私考、蓋海部豐玉姬神を祭る、參取肥前風土記及社記、凡其祭四月九月廿八日

以て之を行ふ、香川縣注進狀、

○香川郡一座大

田村神社今香東郡大野郷一宮村に在り、一宮田村定水大明神と云ふ、讚岐州府志、

接一宮村、舊名を田村と云、蓋國生神の兒水佐々良比古命の兄弟田村命を

祭る、延曆儀式帳、參取、即讚岐一宮也、一宮記、神名帳、仁明天皇嘉祥二年二

月癸丑、田村神に從五位下を授奉り、續日本後紀、其後從五位上に叙され、清和

天皇貞觀三年二月丁巳、官社に列り、七年十月丁巳、正五位下を加へ、九年

十月庚午、從四位下に至り、十七年五月戊申、從四位上を授け、陽成天皇元

慶元年三月乙巳、正四位下より正四位上に進め奉り、三代實錄、醍醐天皇延喜

の制、名神大社に列る、延喜式、白河天皇承曆四年六月御卜に、田村神の崇む

るを以て社司に中祓を科せしむ、朝野群載、凡八月八日祭を行ふ、明細帳、

○阿野郡三座、大一座、小二座、

鴨神社、又賀茂天神と云ふ、三代實錄、今鴨郷、鴨村に在り、讚岐州府志、神名帳考、廿四

考、蓋別雷命を祀る、參取鴨縣主系圖、土人傳說、○按鴨縣主系圖、祐俊條下云、建長六年十月廿八日當宮御幸之時、勅して讚岐國鴨郷

を以て祐俊子孫相傳すべき由を詔給ふと見え、倭名抄本郡に、鳴部郷あるを思ふに、此國古へより、鳴神の神地などありしを以て、鳴部郷もありしなるべく其所奉れる事又明けし、然れども未だ明徴を得ず、姑附て考に備ふ、清和天皇貞

觀七年十月丁己、從五位下賀茂神に從五位上を授け、十七年五月戊申、正五位下を加ふ三代實錄凡八月廿四日祭を行ふ神代實錄

神谷神社、又神谷天神と云ふ、三代實錄今高屋郷神谷村に在り、讃州府志、神名帳考、廿四社順

七年五月戊申、正五位下を加ふ、三代實錄城山神社、今阿野南郡府中村城山の麓北谷に在り、廿四社順拜記、神社要錄蓋讚岐國

造祖神櫛別命を祀る、參取日本書紀、舊事本紀、城山社記清和天皇貞觀元年十一月戊午、正六位上城山神に從五位下を授け、七年十月丁己、從五位上を授く、三代實錄宇

多天皇仁和四年五月戊戌、讚岐守菅原朝臣道真祭文を作り雨を此神に請ふて境内山多けれとも、茲山獨峻しく、城中社多なれども此社尤靈なる時は、八十九郷二十万口の民の爲に甘雨を降し賜はる、多く玉幣を奉

て、應驗に賽せんと申しき、菅原醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式

凡其祭二月九月九日を用ふ、神代實錄

○鵜足郡二座並小

飯神社、今二村郷東二村飯野山の麓に在り、飯天神といふ、讃州府志、廿四社順拜記、蓋

讚岐國魂神飯依比古神を祭る、古事記此飯神の妃を飯盛大刀自神と云、播磨保郡に度り坐て、飯盛山に鎮座す、即是也、播磨風土記凡毎年九月十六日

祭を行ふ、神代實錄

宇閑神社、今栗熊郷栗熊西村にあり、鵜井權現、又玉井權現といふ、讚岐國私

考傳云ふ、武卯王四世孫綾真玉の子酒部益甲黑丸家に井なきを憂ふ、一日鵜ありて地を掘りしに、清泉涌出づ、郷人之を名て玉井といひ、祠を建

て齋き祭りき、三代物語○按和名抄、本郡栗隈の上に井上郷あり、郷名蓋玉井によりて、井を掘りしな、蓋御井神也、古事記凡八月十六日祭を行ふ、明細帳

○那珂郡二座並小

櫛無神社、今櫛無郷、下櫛梨村に在り、廿四社順拜、神名帳考、酒部公祖神櫛別命を祀る、新撰姓氏錄、白河天皇承暦四年六月御卜に櫛無神の崇あるを以て、社司に中祓を科す、即是也、朝野群載、凡其祭九月十五日を用ふ、神社叢書、按櫛の古名也、神櫛別の御名、酒部に由あり、櫛無は酒を作りなすの義なるべし、姑附て考に備ふ、

神野神社、今眞野郷眞野村、万濃池の堤にあり、池の宮といふ、讚岐國綱目、陽成天皇元慶五年十一月戊午正六位上、万濃池神に従五位下を授く、三代實錄、蓋神野神也、按神野社傳云、昔万濃池の邊、天眞井あり、清泉湧出つ、即美豆し池の守護神とす、其説據あるに似たり、姑附て考に備ふ、

○多度郡二座、小並

大麻神社、今生野郷大麻村、大麻に在り、廿四社順拜記、神名帳考、蓋天太玉命を祀る、大麻社傳説、按古語拾遺云、神武天皇の時、太玉命孫天富命、東國に往て麻穀を播殖とみ、太玉命と長白羽神に麻を殖しむとあるに、本社傳説を合せ考へ、大麻神社の名あるを思ふに、世々麻穀の事に功ありしを以て、其祖を大麻神と稱申せるにやあらむ、神願に、迄火理々并尊及供奉三十一神の神像を配祭ると云り、此も、清和天皇貞觀七年十月丁巳、從五位下、大麻神に従

五位上を授け、三代實錄、醍醐天皇延喜十年八月乙酉、大麻天神に従四位下を加ふ、日本紀略、白河天皇承暦四年六月御卜に、大麻神の崇に依て、社司に中祓を科す、朝野群載、毎年九月九日祭を行ふ、香川縣注進狀、凡忌部氏を以て本社之神主とす、神名帳打聞

雲氣神社、今廣田郷弘田村、雲氣の地にあり、神名帳考、讚岐國官社考證、清和天皇貞觀元年三月戊寅、正六位上、雲氣神に従五位下を授け、按本書、戊寅の下、攝津本に據て之を訂す、二年五月己巳、官社に預らしむ、三代實錄、按本書、元事を載す然れども、事理を推考ふるに、元年官社に預らしむ、年正月甲子、條、既に此預る者恐らくは、衍文也、仍て彼を削り、此を存せり、凡三月九月廿一日祭を行ふ、神祇叢書

○菊田郡六座、大一五座

高屋神社、今豐田郡高屋郷高屋村に在り、高稻積明神と云ふ、廿四社順拜、社考證、清和天皇貞觀六年十月戊辰、高屋神に従五位下を授く、三代實錄、高屋粟井神とあり、高屋の下に神字を脱せり、今延喜式に據て之を訂す、又接貞觀九年高家神あり、神階に據るに、蓋別神也、姑附て考に備ふ、凡其祭

九月三日之を行ふ、神祇

山田神社、今豊田郡柞田郷黒淵村に在り、山田大明神と云、廿四社順拜記、

岐官社、毎年九月九日祭を行ふ、神祇

加麻良神社、今豊田郡高屋郷流岡村丸山の上にあり、加茂宮といふ、拾要、

神祇考、蓋大山咋神を祀る、參酌古事記、三代實錄、土人傳説、○按大山咋

神祇考、蓋大山咋神を祀る、神を鳴鶴神と申し、多々須玉依媛に娶て賀

は、別雷神を生坐き、故土人誤て加茂宮といへるなるへし、加麻良、加富良、疑らく

考に備ふ、清和天皇貞觀六年十月戊辰、賀富良津神に従五位下を授く、蓋

是神也、三代實錄凡九月十五日祭を行ふ、神祇

於神社、今豊田郡姫郷粟井村上野に在り、上野八幡と云ふ、神名帳考、神祇拾要、

粟井神社、今姫郷粟井村に在り、廿四社順拜記、神名帳考、神社實錄、○按本社

後之を今の、凡毎年九月九日祭を行ふ、神祇蓋天太玉命を祀る、拾遺、粟井

傳云ふ昔讚岐忌部等阿波忌部神を遷し齋ふ所也、粟井社傳、○按古語拾

房の訛也、姑附仁明天皇承和九年十一月乙卯、名神に預らしめ、續日本清和

天皇貞觀六年十月戊辰、正六位上粟井神に従五位下を授け、三代實錄醍醐天

皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式

黒島神社、今山本郷池尻村に在り、廿四社順拜記、神

○大内郡一座小

木主神社、今與田郷水主村にあり、大水主大明神と云ふ、讃州府志、讚岐國

仁明天皇承和三年十一月壬申、水主神に従五位下を授奉り、續日本清和

天皇貞觀八年四月癸未、從五位上を加へ、三代實錄朱雀天皇天慶三年二月丁

酉、正五位下を授く、承平中御祈ありしに仍て也、長寛勘文凡毎年九月九日祭

○三野郡一座小

大水主神社、今神田郷羽方村に在り、之を二宮大水主大明神といふ、建長

練札、廿四社順拜記、神蓋寒川比古命の父大水主神を祀る、太神宮延曆儀式

比古命の名、本國寒川郡に由あり、又大饗彦神あるも此、清和天皇貞觀七年十

月丁巳、從五位上大水上神に正五位下を授け、十七年五月戊申正五位上を加ふ、三代實錄 白河天皇承暦四年六月御卜に大水上神の崇あるを以て社司に中祓を科せしむ、朝野群載 凡九月十五日祭を行ふ、香川縣注進狀

○式外諸神

園神、

韓神、稱徳天皇神護元年、園神に神封二十戸、韓神に十戸を授奉る、新鈔格

梶州神、清和天皇貞觀六年十月戊辰、梶州神に從五位下を授く、

天川神、○按本書元慶五年今鵜足郡造田村天川にあり、天川大明神といふ、香川縣注進狀、清和天皇貞觀六年十月戊辰、天川神に從五位下を

授け、陽成天皇元慶五年十一月戊午、從五位上を加ふ、三代實錄 凡十月十七

日祭を行ふ、香川縣注進狀

宇夫志奈神、今鵜足郡鵜足津村にあり、宇夫志奈明神と云ふ、又小鳥明

神と云ふ、讚州府志、清和天皇貞觀六年十月戊辰、宇夫志奈神に從

五位下を授く、

高家神、清和天皇貞觀九年五月乙卯、正六位上高家神に從五位下を授

く、三代實錄

大水神、今三木郡上高野村にあり、大水上明神と名く、讚州府志 蓋津布良比

古、津布良比賣命の父、大水神を祀る、大水神之を大山罪乃御祖命と云

ふ、即是也、大神宮延曆儀式帳 陽成天皇元慶元年三月乙巳、正五位下大水神に正

五位上を授く、三代實錄

松井神、今豊田郡荻原村にあり、井上大明神といふ、讚岐國官社考証 陽成天皇

元慶元年四月戊寅、松井神に從五位下を授く、

船山神、陽成天皇元慶五年十一月戊午、正六位上船山神に從五位下を

授く、三代實錄

氏大神、

荻田神、今荻田郡粟井神社境内にあり、杉野明神と云ひ、地主神と稱す

即是也、社考証 國官

連岳神、今寒川郡多和神社の末社山王社名けて連岳明神といふ即是也、社考証 國官

國榮神、醍醐天皇延喜六年二月庚寅氏大神、菟田神、連岳神、國榮神並に從五位下を授け、十年九月辛卯氏大神に從五位上を加ふ、日本紀略五〇

位上を從五位下に作るもの、恐くば謬れり、今上文に據て之を訂す、

天津高結、槻本地祇座也、按高結神槻本神蓋二、姑附て考を俟つ、天津高結神今阿野郡國分村にあり、高結大明神といふ、社考証 國官蓋高皇產靈尊を祭る、本書參取 土人傳説醍醐天皇延喜廿年二月戊申、正六位上天津高結槻本地祇に從五位下を

授奉る、類聚符 宣鈔凡三月廿六日十月十八日祭を行ふ、香川縣 注進狀

海神、朱雀天皇天慶三年二月丁酉、海神に正五位下を授く、承平中海賊の御祈に依て也、長寛 勘文

○伊豫國廿四座、大七座、小十七座、

○宇摩郡一座 大

村山神社、今津根村椿森に在り、神名帳打聞、愛媛面影、文德天皇仁壽三年六月甲戌、村山神を名神に預らしめ、文德 實錄清和天皇貞觀九年二月乙亥、從五位上より、正五位下を授け、十二年八月戊申、正五位上を加へ、三代 實錄醍醐天皇延喜

の制、名神大社に列る、延喜 式白河天皇承曆四年六月御卜に村山神の崇に依て、社司に中祓を科せしむ、朝野 群載凡其祭九月九日を用ふ、神祇 實錄

○新居郡二座、大一座、小一座、

伊曾乃神社、今中野村に在り、神名帳考証、愛媛面影、稱徳天皇神護元年伊曾乃神に神封十戸を充て給ひ、新鈔格 勅符二年四月己亥、從四位下を授け、神戸五畑を

充奉り、續日本紀〇按新鈔格勅符云、十二月三子、從四位上磯野神に正四位下を授け、十二年八月戊申、正四位上を加へ

十七年三月壬子、從三位に叙され、三代 實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、延喜 式朱雀天皇天慶三年二月丁酉、承平中の宿禰に依て、正二位を授け

奉りき、長寛勸文凡毎年九月十五日祭を行ふ、神社取調帳愛媛
黒鳴神社、今西條の東黒島村に在り、神社取調帳愛媛面影、

○桑村郡三座並

佐佐久神社、今古田郷安保村佐志久山に在り、神名帳打聞愛媛面影、

布都神社、今石延村にあり、神社取調帳愛媛面影、蓋布都主神を祭る、參酌三代實錄清

和天皇天安二年十月巳酉、正六位上布都神に従五位下を加ふ、三代實錄凡九

月廿二日祭を行ふ、愛媛縣神社取調帳、

周敷神社、今周敷郡周敷村に在り、神名帳打聞愛媛面影、蓋周敷連の祖神天火明命

を祀る、參酌續日本紀凡其祭九月十一日を用ふ、愛媛縣神社取調帳

○越智郡七座大二座 小五座

大須伎神社、今高橋郷高橋村にあり、愛媛面影神社取調帳、

伊加奈志神社、今鴨部郷五十嵐村にあり、神名帳打聞愛媛面影、

大山積神社、今大三島の宮浦に在り、伊豫國圖一宮巡詣記三島大明と申

す、釋日本紀即伊豫一宮也、全葉和歌集十大山積神を祀る、一名を和多志大神

と云、初仁德天皇の御世、此神百濟國より渡來坐て、津國御嶋に坐き、故之

を三島大明神と云ふ、釋日本紀引伊豫風土記○按此大山積神は百濟の神に

と、大己貴少彥名神の外國に渡り坐て、後に復還り給へるが如く、此神も上古百

濟國に往まして仁德天皇の朝に歸り來坐るにもやあらむ、凡て神の御上の事

は、凡人の測り知べきにあらねば、輒く論ふべからず、又按國造本紀に小市國造

珠流河國造、伊豆國造、共に物部連同祖にて、本國越智郡大三島に大山積神社あ

り、駿河富士郡淺間神社、伊豆賀茂郡三島神社、並に大山積命を祭るは、極めて故

こそあるへけれ、此神もどより物部氏に由縁ありて、其同族の住る處に祭られ

たる歟、若しくは同名異神にて、物部連の祖神を殊にしかぬへて祭れる歟、此神

百濟より歸來ると云るは、日本靈異記に、越智郡大領の先祖越智直百濟の援軍

に遣され、唐國に捕はれたりしが、其後筑紫に歸來りしを、天皇召問て其樂む所

を申さしめしに、郡を建てたりと云ふ、稱德天皇神護二年四月甲辰、

大山積神に従四位下を授け、神戶五烟を充奉り、續日本紀○按新鈔格勅符

三日の、仁明天皇承和四年八月戊戌、名神に預らしめ、續日本清和天皇貞

觀二年閏十月壬戌、從四位上より、從三位を加へ、八年閏三月壬子、正三位

を賜ひ、十二年八月戊申、從二位に叙され、十七年三月壬子、正二位を授け

三代 醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、式延喜 後世に及て、神靈威徳頗る
顯る、全葉和歌集、十訓抄、袋草子、白河天皇承暦四年六月御卜に大山積神の崇に依て
社司に中祓を科せしむ、群野凡毎年祭祀二度櫻會と云ひ、大頭といふ、祭
毎に鹿の生贄を備ふ、正應中に及て、僧一遍神教に託て其禮を止む、上人
綴今四月十一日廿二日、九月九日祭を行ふ、愛媛縣神取調帳

大野神社、今鳴部郷大野村に在り、鳴部大明神と云ふ、神名帳打聞、愛媛面影、之を三
島の若宮とす、河野系圖○按豫章記、鳴部明神を以て越
智益躬を祀ると云者謬説也、故今取らず、

姫坂神社、○按本書、姫坂、多伎兩社共に名神大社なる由を記せり、大山積社と
座は、何れか衍なるべく思はるれど、諸本或は名神大の三字を載するものあり
或は載ざるものありて、何れを衍とも決難し、唯多伎神には叙位の事あり、本社
には其事なきを以て考ふるに、姫坂神を名神大と云もの、恐らくは謬也、故今
始く此を削り彼を存して、大社の總數に符合はしむ、附て以て後考を俟つ、
今日吉郷日吉村に在り、愛媛面影、神取調帳

多伎神社、今高市郷古谷村にあり、瀧宮と云ふ、神名帳打聞、愛媛面影、清和天皇貞觀
二年閏十月癸亥、從五位上瀧神に從四位下を授け、八年閏三月壬子、從四

位上を加へ九年二月乙亥、正四位下に進め奉り、十三年八月戊申、正四位
上に叙され、三代實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、式延喜 凡八月十五日

祭を行ふ、愛媛縣神取調帳、土人本社の奥山なる川上巖に雨を祈る時は、屢驗あ
り、愛媛面影蓋多伎都比古命、多伎都比女命を祀る、參酌出雲風土初阿遲須枳

高日子命、天御梶日女命に娶て御子多伎都比古命を出雲楠縫郡多吉村
に生給ひき、故此神の御魂は、神名樋山の西に坐て、早の時零するに必き
雨ふらせ給ふ神也、出雲風土記

樟本神社、今八町村にあり、神取調帳、愛媛面影、清和天皇貞觀十七年四月丁巳、從五
位下楠本神に從五位上を授く、三代實錄

○野間郡一座 大

野間神社、又野間天神と云ふ、三代實錄今神宮村に在り、神取調帳、愛媛面影蓋
怒麻國造の祖神飽速玉命を祀る、舊事本紀、野間社傳、稱徳天皇神護二年四月甲辰、
野間神に從五位下を授け、神戶二烟を充奉り、續日本紀平城天皇大同元年神

封六戸を寄し、新鈔格 仁明天皇承和四年八月戊戌、從五位下野間神を名神に預らしめ、續日本 清和天皇貞觀三年五月甲午、從五位上より從四位下を授け、八年閏三月壬戌、從四位上野間天皇神に正四位下を加へ、十二年八月戊申、正四位上に叙され、陽成天皇元慶五年十二月壬寅、從三位に進め、實錄 醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、延喜式 朱雀天皇天慶三年二月丁酉、承平中の宿禰に仍て、正二位を授く、長寬 白河天皇承暦四年六月御卜に野間神の崇あるを以て、社司に中祓を科せしめき、朝野 凡毎年九月三日祭を行ふ、愛媛縣帳

○風速郡二座並

國津比古命神社、今八段地村に在り、神名帳 打聞、蓋風速國造の祖神櫛玉饒速日命を祀る、實錄、延喜式、參取土人傳説、其祭九月三日を用ふ、愛媛縣帳

凡本社神社物部國造と云ふ、蓋神孫也、神名帳 打聞

櫛玉比賣命神社、今國津比古命神社同所に在り、愛媛面影、愛媛縣帳 蓋櫛玉饒

速日命の妃神也、延喜式 大要、文德天皇齊衡元年三月壬辰、櫛玉姫神に

從五位下を授く、實錄 凡其祭日國津比古命の神に同じ、面影

○温泉郡四座大一座、小三座

阿治美神社、按本書印本、治を沼に作る、今臨時祭式及神名帳諸異本に醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式

出雲崗神社、今道後村湯神社の域中に在り、神名帳 打聞、

湯神社、今道後村冠山に在り、一宮巡詣記、和爾雅、神名帳考、蓋大己貴命、少彥名命を祀る

伊豫風 七記、初大穴持命湯郡に坐て、宿奈毗古那命を活さまく欲して、大分、速見の湯を下樋より持度り來て、宿奈毗古命に浴漬奉りしかば、暫間ありて、活て起居坐て、眞慙寝つる哉と詠て、踐健ひし跡處、今猶湯中の石上に在り、即是也、故是より、温湯の奇驗、又大に著る、伊豫風 凡八月十二日祭を行ふ、愛媛縣帳

伊佐余波神社、今道後村伊佐爾波岡に在りしを、後今の湯山に遷す、神名帳考

神名帳打聞、愛媛縣神社取調帳、凡毎年四月十七日、八月十二日祭を行ふ、愛媛縣神社取調帳

○伊豫郡四座、大一座、小三座、

伊豫神社、今神崎村にあり、神社要録、松山藩式内神社録、蓋久味國造の祖、伊與主命を祀

る、參酌續日本紀、續日本後紀、舊事本紀大要、○按伊與國圖、本郡久米浮穴二郡と相接けり、故續日本紀此神を以て久米郡の神とし、續日本後紀に大久米命の裔浮穴直千繼、此國に住る事あるを以て推考ふるに、國造の祖伊與主命を神魂尊十三世の孫といひ、新撰姓氏錄に、久米直も又神魂命の後とし、久米と久味と音相近く、本社古へ久米郡に属たりしに據らば、伊豫主命の祖、疑らくは大久米命ならむ、日本書紀、伊與來目部あるもの、或は國造に属たる部属也、姑附て考ふ、稱徳天皇神護二年四月甲辰、久米郡伊豫神に従五位下を授け、神戸

二烟を充奉り、續日本紀清和天皇貞觀四年九月甲申、從五位上伊豫村神に従四位下を授け、後又從四位上に至り、八年閏三月壬戌、正四位下を加へ、十二年八月戊申、正四位上に叙され、三代實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式凡毎年八月十五日祭を行ふ、愛媛縣神社取調帳

伊曾能神社、今宮下村の南神前庄に在り、愛媛面影、神名帳打聞、高忍日賣神社、今徳丸村にあり、

伊豫豆比子神社、今久米郡居相村にあり、伊豫豆比古大明神と云ふ、神名帳打聞、

内、松山藩式昔伊豫郡毘古伊豫郡毘賣二神天降りて、此國を鎮護り坐神となり給ひき、日本紀纂疏○按播磨風土記、神前郡の下に、伊與都比古神、宇智賀久牟豐富命と相聞ひし事を記せるは、蓋同神に似たり、姑附て考ふ、凡毎年正月八日、八月十五日祭を行ふ、愛媛縣神社取調帳、

○式外諸神

伊方神、舊越智郡伯方島伊方村にありしを、今北浦村に遷す、愛媛面影、神名帳、

社取調帳、清和天皇貞觀二年閏十月壬戌、正六位上伊方神に従五位下を授く、三代實錄毎年八月十五日祭を行ふ、愛媛縣神社取調帳、

高繩神、舊風早郡高繩山にありしを、後宮内村に遷す、愛媛面影、愛媛縣神社取調帳、清和天皇貞觀五年九月甲寅、正六位上高繩神に従五位下を授く、三代實錄凡其祭九月三日を用ふ、愛媛縣神社取調帳、

浮島神、今浮穴郡牛淵村にあり、愛媛縣神社取調帳、清和天皇貞觀九年二月乙亥、正六位上浮島神に従五位下を授く、三代實錄凡毎年八月廿三日祭を行ふ

愛媛縣神
社取調帳

龍神、清和天皇貞觀十二年八月戊申、正四位下龍神に正四位上を加ふ、
風伯神、清和天皇貞觀十七年三月壬子、正六位上風伯神に從五位下を
授く、

墓邊神、

雄郡神、今温泉郡小栗村にあり、小栗八幡といふ、愛媛縣社
取調帳 陽成天皇元

慶二年七月辛丑、無位墓邊神、雄郡神並に從五位下を授く、三代
實錄 凡毎年

九月三日祭を行ふ、愛媛縣神
社取調帳

井河神、今宇麻郡瓜尾村にあり、井河明神といふ、蓋是也、愛媛縣
神社取調帳 光孝

天皇元慶八年十一月甲戌、正六位上井河神に從五位下を授く、

德威神、

門島神、光孝天皇仁和元年二月丙申、正六位上德威神、門島神、並に從五

位下を授く、三代
實錄

宇和津彦神、今宇和郡宇和島にあり、愛媛縣神
社取調帳 宇和津彦命を祀る、三代
實錄

宇和津彦命は蓋伊豫宇和別祖國乳別命也、舊事
本紀 光孝天皇仁和元年二

月丙申、正六位上宇和津彦神、並に從五位下を授く、三代
實錄 凡毎年九月八

日九日祭を行ふ、愛媛縣神
社取調帳

○土佐國廿一座、 大一座、 小廿座、

○安藝郡三座、並

室津神社、今室津村、室殿に在り、天津大明神と云ふ、土佐國式社
考、神社取調帳

多氣神社、今奈半郷奈半利村に在り、嶽明神と云ふ、土佐國式社考、神名
帳考証、神名帳打聞、

坂本神社、今和食郷金岡山上に在り、坂本權現と云ふ、慶長十三年梁文、蓋
土佐式社考書入、

坂本朝臣の祖葛城襲津彦命を祀る、新撰姓氏錄、參取和名抄、○按布師臣、坂
本朝臣と同祖にして、本郡に布師郷あり

取なる事著し、清和天皇貞觀八年五月乙丑、正六位上坂本神に從五位

下を授く、三代實錄、類聚國史、○按二書並に坂本を岑本に作
るもの誤れり、故今延喜式、神階記に據て之を訂す、凡十月二十五

日祭を行ふ、高知縣神
社取調帳

○香美郡四座小並

天忍穗別神社、今大忍里庄山川村に在り、石舟明神と云ふ土佐國式社考、神名帳考證、神

打名帳、蓋正勝吾勝勝速日天忍穗耳命を祀る、天之忍穗耳命亦名を勝速日

命兒天大耳尊と申す、日本書紀、古事記、○按土人傳說云、天忍穗別尊は物部

人の所領たり、元享元年政所下知文に、物部末正大夫本領、清遠名、國弘名等、石船

大明神に寄する事、み白、同四年文書に、禰宜物部とあり、又古老傳に、此神石船に

乘て天降ると云時は、物部の祖神なる事著しと云り、然れども天忍穗耳尊を物

部の大祖とするものは、舊事本紀に火明命饒速日命二人を一人とせざる謬説に

據れるにて、取に足らず、物部氏神官たりとて、必しも其氏神ども決難し

但此神を以て、天忍穗耳命とする者蓋古來の傳説也、故附て考證に備ふ、玉石

一枚、靈鏡一面を以て、靈形とす、土佐國式社考忍穗耳命の御兒天火明命三世孫

天忍男命葛木土神劍根命の女賀奈良知姫を妻として、瀨津世襲命、建額

赤命、世襲足姫命を生き、舊事本紀、○按神名帳考證引本國人説に、賀奈知村、南

兩社ありと云るは、極めて此に由、凡九月廿一日祭を行ふ、明細

縁あるに似たり、姑附て考に備ふ、小松神社、今大忍里庄槇山別役村にあり、土佐國式社考、神名帳考證、○按本村

すて小松神社本村に在るの一證と

深淵神社、今深淵村野市にあり、土佐國式社考、神名帳考證凡毎年八月八日祭を行ふ、社

大川上美良布神社、今川上村韭生野に在り、川上大明神と云ふ、土佐國式

帳考證、神名帳打聞、仁明天皇承和八年八月辛丑、官社に預り、續日本

八年八月巳卯、從五位下大川上美良布神に從五位上を授く、三代

九月十九日を以て祭を行ふ、其祭に必ず猪鹿を供ふるを例とす、之を懸

猪といふ、神名帳考證、南路志

○長岡郡五座小並

豊岡上天神社、今豊岡長曾我部古城山の麓に在り、豊岡大明神と云ふ、土

國式社考、同書蓋豊宇氣毘賣神を祭る、祭酌古事記、延喜式、凡毎年八月十八

日、後世九日を以て祭を行ふ、土佐國式社考、同書

朝峯神社、今介良村に在り、土佐國式社考、神名帳打聞、清和天皇貞觀八年五月乙

丑、正六位上朝峯神に從五位下を授け、○按本書、類聚國史、朝峯を岑木に作

神代卷 延喜式 卷之七 延喜式 卷之七 延喜式 卷之七

大泊瀬天皇葛城山に獵し給ふ時、此神老翁と化りて、天皇と獸と逐争ひしかば、天皇御怒坐て老翁を土左に遷し給ひき、所謂老翁は實に臣等先祖の仕奉れる高鴨神也と申せるを以て也、續日本紀、參取釋日本紀、醍醐天皇延喜の制、大社に列り、式、延喜朱雀天皇天慶三年二月丁酉、承平中の宿禰を賽して正一位を授く、長寛勘文凡本社の祭、古は正月十五日、百姓社下に聚て射禮を行ひ、五月下旬、田畝の事終る由を告し、八月上旬、封戸調物を貢る、此時國司必ず社に向て祭を修む、釋日本紀今猶其遺風あり、二月七月三日並に祭儀を行ふ、之を之奈禰祭と云ふ、神名帳考凡七月三日八月十七日祭を行ふ、明細葛木男神社、今布師田村に在り、高結社と云ふ、土佐國式社考、神名帳考蓋高魂命の孫葛木直の祖神を祀る、參酌新撰姓氏錄、舊事本紀葛木咩神、今布師田村にあり、葛木社と云ふ、土佐國式社考、神名帳考郡頭神社、今鴨部村にあり、鴨部神と云ひ、六所明神と云ふ、土佐國式社考、神代卷、○按土佐國式社考、神名帳考、證並云、鴨部神社今鴨部村に在り、郡頭恐らくは鴨部の訛也と云り、されど信濃國郡戸莊あり、遠江郡邊神社あり、延喜兵部式に、阿波郡

頭驛播磨物部神社延久三年棟札に、郡頭正一位物部大明神などみえれば、誤りとも定めかたし、又按續日本紀、景雲二年、本郡の人神依田公名代等四十一人に賀茂姓を賜ふとみえ、新撰姓氏錄、鴨部祝賀茂朝臣同祖とあるに、據らば鴨部祝の祖神を祭れる社にやあらむ、姑く附て後考を俟つ、朝倉神社、今朝倉村に在り、土佐國式社考、神名帳考天石門別神の子天津羽羽命を祭る、土佐國風土記凡八月廿七日祭を行ふ、高知縣神社取調書

○吾川郡一座 小

天石門別安國玉主天神社、今神谷村神谷山巔に在り、土佐國式社考、神名帳考蓋朝倉社に坐天津羽羽命の父天石門別神を祭る、土佐國風土記天石門別神一名

天石斬別命亦名櫛石窓神豐石窓神と申す、實に天太玉命の子也、古事記、遺、土左風土記○按新編纂圖尊卑分脈引本系帳云、興登魂尊は玉主命の女許登館麻遲媛命に娶て天兒屋根命を生じあるに據るときは、玉主命は即兒屋根命の外祖父也、然れども天石門別命と同神か異神か、未だ明証を得ず、故今附て考に備ふ、凡毎年九月廿三日祭を行ふ、明細帳

○幡多郡三座 小並

伊豆多神社、今伊豆多坂村の高知山に在り、玉石二枚を以て靈形とす、高知坐神社、今枚田郷戸内村に在り、高知者大明神と云ふ、青黒の玉を靈

形とす、考、神社要録、蓋都味齒八重事代主神を祭る、參酌舊事本紀、延喜式大意、此は大和高市社に坐神也、舊事本紀、凡九月廿二日祭を行ふ、
賀茂神社、今入野村に在り、土佐國式社考、神名帳、蓋味耜高日子根神を祭る、
參酌古事記、新撰姓氏錄、延喜式、○按舊事本紀、都佐國造の祖三島瀧杭命は實に事代主命の裔也、又按延喜式大和高市郡高市御縣坐鴨事代主神社あるを合せ考ふるに、此の高知賀茂二神疑らくは、國造族類の祭れる神にはあらし敷、姑く附て考に備ふ、凡其祭九月十三日を以て之を行ふ、明細帳

○式外諸神

殖田上神、今長岡郡殖田村殖田神社の後なる山上にあり、若宮社と云ふ、蓋其舊址也、土佐國式社考、高知縣神社取調書、清和天皇貞觀八年五月乙丑、正六位上殖田上神に従五位下を授く、
祈年神、今長岡郡廿枝村坂折山の北山麓にあり、祈年諏訪大明神といふ、土佐國式社考、高知縣神社取調書、清和天皇貞觀八年五月乙丑、正六位上祈年神に従五位下を授く、實錄、凡九月十日を以て祭を行ふ、土佐國式社訂正

神奈地祇神、○按本書、岑を奈と、類聚國史、岑に作る、未だ孰れを是とも決め難し、今姑く本書に従ふ、今香美郡岩村郷神奈地村の支邑神通寺村にあり、土佐國式社考、高知縣神社取調書、里人之を賀奈知姫といふ、土佐國式蓋葛木直の祖劔根命の女賀奈長知姫を祭る、舊事本紀、土人傳説、

清和天皇貞觀八年八月己卯、正六位上岑地祇神に従五位下を授く、實錄、凡九月十五日祭を行ふ、土佐國式社訂正
宗我神、今香美郡香曾中村にあり、土佐國式社考、清和天皇貞觀十年閏十二月庚戌、無位宗我神に従五位下を賜ふ、實錄、九月九日祭を行ふ、式外訂正

立山神、今香美郡香宗土居村にあり、立仙明神といふ、土佐國式社考、清和天皇貞觀十二年三月丁己、從五位上立山神に正五位下を授く、陽成天皇元慶三年九月甲寅、立山神に正五位上を授く、並山は蓋立山神、

小村神、今高岡郡日下郷、小村に在り、小村天神といふ、秦山集、神社要録、清和天皇貞觀十二年三月丁己、從五位下小村神に從五位上を加ふ、實錄、九月十五日祭を行ふ、式外訂正

十五日祭を行ふ、式外訂正

大谷神、今香美郡深淵郷大谷村にあり、土佐國考、神社叢錄、清和天皇貞觀十二年三月丁巳、正六位上大谷神に從五位下を授け、陽成天皇元慶三年九月甲寅、從五位上に叙さる、

伊勢神、吾川郡西分村伊勢山にあり、高知縣神社取調書、土佐國式外訂正、清和天皇貞觀十二年十一月辛未、正六位上伊勢神に從五位下を授く、三代實錄、凡九月十五日を祭日とす、土佐國式外訂正

竝山神、陽成天皇元慶三年九月甲寅、正五位下竝山神に正五位上を授く、

宇賀神、今吾川郡長濱村にあり、土佐國考、土佐國式外訂正、陽成天皇元慶三年九月甲寅、正六位上宇賀神に從五位下を授く、三代實錄、凡九月廿日を以て祭を行ふ、土佐國式外訂正

堰留神、今廢、石留神の同殿にあり、石留神、今香美郡山田郷岩積村物部河の要衝、大巖の上にあり、大洪水

と雖も、其巖を浸す事なく、居民皆此に登て其患を避く、故に此巖を齋て御岩權現と云、土佐國考、土佐國式外訂正、光孝天皇元慶八年十月辛卯、正六位上堰留神、石留神並に從五位下を加ふ、三代實錄、○按本書堰留の下に、神字ふ、凡九月十四日を例祭とす、土佐國式外訂正、○按本書當社地、今猶地を巨る、之に據るに、古昔大堰を設け堰留神を祭る、亦皆此地に祭りしか、而して然るを後世に至て、神祠石堰共に廢たるものなるべし、乃葉神、安藝郡にあり、村上天皇康保四年五月七日從八位下布師首勝士丸を以て從四位下乃葉神社の祝に補す、類聚符宣鈔、○按乃葉印本、據る、

甲 祗 志 料

栗田亮著述

十一

東 京 圖 書 館			
一	四	一	一
冊	号	架	西 属 類

内 蔵 月 日 印



常陸 栗田 寛 編輯

大卅八座 小六十九座

○筑前國十九座

○宗像郡四座 大並

宗像神社三座、市杵嶋姫命、田心姫命、湍津姫命を祀る、日本書紀、市杵嶋姫

命は胸形の奥津宮に坐神也、故之を瀨津島姫命と申す、日本書紀○按古事

名奥津島姫命とす、されど多紀理思賣命、記、多紀理思賣命亦

は葦田心姫にして、市杵嶋姫命にあらす、其神社今大島の北四十八里瀨津

島又市杵に在り、第三宮と云、筑前續風土記、田心姫命は、中津宮に坐神也、

日本書紀○按古事記、市杵嶋思賣命、亦名狹依思賣命、曾形之中津宮に坐と云ひ、

社説には湍津姫命を祭ると云り、並に本書と異なり、未だ孰是とも決難し、姑く

本書に、其神社今神湊の北三里大島に在り、第二宮と云ふ、筑前續風土記、

湍津姫命は、邊津宮に坐神也、日本書紀、古事記、○按古事記、湍津姫命を田寸

と云もの、二書と合はす、其神社舊神湊の東海濱に在し、後今の田島に遷疑ふへし、故今取らす、

す、之を第一宮と云、筑前續風土記 上古建速素盞鳴尊皇姊天照大御神と

御誓約の最中に田心姫命、湍津姫命、市杵島姫命を生坐日本書紀、此三柱女

神、之を三前大神と申し合せて之を宗像大神とも申す、古事記西 爰に大御

神其女神と筑紫國に天降し奉る時に、汝三柱神は道中に降居て、天孫を

助奉りて、天孫の爲に所祭イソノよと詔ひき、日本書紀○按本書一説に葦原中國

に在して、道主貴と號す、此は筑紫水沼君等祭神是也、故宗像大神天より降りて、崎門山に坐時、青玦玉

を以て奥津宮の表に置き、八尺瓊の紫玉を以て、中津宮の表に置き、八咫

鏡を以て邊津宮の表に置き、此三表を以て神體の形として、三宮に納置

て、即齋祭りき、西海道風土記 奥津島に坐神田心姫命は、大日貴神の妻となり給

ひて、味耜高彥根神を生坐し、舊事本紀、邊津宮に坐高津姫神は、都味齒

八重事代主神を生坐し、舊事本紀、世々此大神に仕奉るは、實に事代主神五

世孫阿田賀田須命の裔なるを以て也、舊事本紀、大帶姫命新羅を

降伏しめ給ふ時、宗像大神威靈を顯し給ひしより後、神驗尤多きを以て、

國家御祈ある毎に、必ず幣使を奉りき、三代實錄、日本書紀類聚三代格、△應神天皇の御世、

神教に依て吳工女兄媛を奉り、履中天皇の御世、神崇あるを以て、筑紫車

持部を三神に分奉り、雄略天皇の御世、親新羅を伐給はむと思して、凡河

内直香賜を遣て、此神を祠らしめき、日本書紀 平城天皇大同元年、神封七十四

戸を充奉り、新鈔格 仁明天皇承和七年四月丙寅、勳八等宗像神に從五位

下を授け、續日本後紀 文德天皇嘉祥三年十月辛亥、從五位上に叙され、仁壽三

年二月癸亥、正五位下を加へ、其後正四位下を給ひ、天安元年十月丙寅、正

三位に進め奉り、文德實錄○按本書、二年閏二月戊午條、又此叙

觀元年正月甲申、田心姫神、湍津姫神、市杵島姫神、並に從二位に至り、二月

丙辰、正二位を授く、十二年二月丁酉、大中臣朝臣國雄を遣して、幣帛宣命

を奉り、新羅の賊船筑前那珂郡に至て、貢調物を奪ふ事を告ぐ、其詞に曰、

我皇大神は、掛卷も畏き、大帶日姫の新羅を降伏ひ賜ふ時、相共に神力を

社務宗

加坐て、我朝を救給へり、然るに今如此狎侮るをば、最も大神の御怒りし給ふべき物なり、然れば皇大神國內の諸神等を唱導ミナトき給ひて、寇賊を未來に拒き退けて、我神國と畏憚オカシクられ來し故實を澆シし失ひ給ふ勿と申さしめ給ひき、三代實錄後從一位を授け奉り、三代實錄醍醐天皇延喜の制、三座並に名神大社に列らしめ、又宗像郡を神郡を定めて仕奉らしむるは、蓋此神を尊て也、延喜式朱雀天皇天慶中に至て、正一位勳一等を授く、是よりさき此神を祭るに、必獸を獵り魚を漁りて奉る例也、しが、此に至て大神に菩薩號を授けて、漁獵の祭を停め給ひき、類聚符宣鈔崇徳天皇長承元年九月戊辰、社司衆徒等合戦に依て、神殿火あり、御體神寶みな災に罹り、中右記、下部宿禰兼文勘文○按宗像三座の内、何れの社をさせるにや詳かき、ならず、又按筑前續風土記に、弘治三年四月二十四日、田島社内陣より火起りて、神體神寶悉く災に罹り、凡宗像祭、古へは十一月上卯日を以て、氏人之を行ふ、公事今十二月晦を以て、三神を佐津氣濱に祭るは、即古の遺風也、土人傳説に、佐津氣濱は、神の始て、降り坐處也、故に祭りを此に行ふ、正月元日、七日二月十六日神樂祭、五月五

日總社祭八月十三日放生會の如き尤著る、其它又甚多し、宗像事跡考、筑前續風土記大島祭は九月十二日、澳津島祭は三月十月を用ふ、大島社人齋戒沐浴する事八日にして、魚を取て神膳に備ふ、筑前續風土記初宗形朝臣を宗像郡の大領として、本社の神主を兼帶しめ、續日本記、類聚符、天元二年、始て大官司を置て、専ら祭事を掌らしむ、類聚符宣鈔凡其神官大官司、少官司、權擬大少官司、權大少官司、擬大少官司、忌子、禰宜、宣命、禰宜等の職あり、類聚符宣鈔、今に至て社官僅に十三人、なほ宗形氏の族ありと云ふ、筑前續風土記

織幡神社、○按本書、織幡神社一座、又筑前宮一座とあるは、前後の例に違へり、此社なくして、筑前宮を載たるに、此に名神とありて、筑前宮に、今鐘崎浦の織幡山に在り、事跡考、神名帳考證、蓋武内宿禰を祭る、考、引宗像社務氏重時、土人傳説、文徳天皇嘉祥三年七月甲辰、從五位下を授け、實錄清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位上を加へ、陽成天皇元慶元年十二月壬午、正五位下に叙され、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列る、延喜式凡毎年正月十六日、官司

以下踏歌を行ふ筑前續風土記

○那珂郡四座大並

八幡大菩薩宮崎宮筑前續風土記、和余雅、蓋八幡神の別宮也、葉字類鈔、色傳云、應神天皇を主として、仲哀天皇神功皇后を合祭る朝野群載醍醐天皇延喜の制、名神大社に列らしむ延喜式初八幡の若宮神、祝に託て、吾は八幡一の御子也、八幡神教し奉らく、吾穗浪郡大分宮に住給ふに、吾宮に詣る者、我伯母神竈門宮に無禮き事在なる、其恐し、故宮崎松原に移坐て、外國の寇を禦給はむと宣ふ由を奏しき、故延長元年詔して社を建つ、之を宮崎宮と云朝野群載、字佐託、宣集、色葉字類鈔凡神社北大海に臨みて、西絶域に向ふは、蓋神慮也と云り朝野群載、色葉字類鈔後鳥羽天皇文治三年八月辛未、源頼朝那珂西郷糟屋西郷を大官司親重に賜ふ、是よりさき親重をして平氏の事を祈らしむるに、効驗あるを以て也東鑑後宇多天皇文永十一年十月壬戌、蒙古來侵すを以て、社司等御體を他處に遷し奉りけるか、神

社終に災に罹りき歷代皇紀百續、八幡愚童訓凡毎年正月三日、玉取祭五月騎射八月十五日、放生會流鏑馬を行ふ江師記、筑前續風土記

住吉神社三座、今那珂郡住吉村に在り、住吉大明神と云ふ、筑前續風土記、三才圖會、神名帳考即筑前一宮也住吉社所藏建武三年文書底筒男、中筒男、上筒男三柱大神を祀る、

○按日本書紀一書に、底土命、赤土命、磐土命あり、日本書紀纂疏に、之を以て住吉神同神とす、據あるに似たり、姑附て考に備ふ、息長帶姫命

韓國を伐給ふ時、嚴き大威靈を顯し給ひて、海表金銀の國を胎中に坐す

譽田天皇に授奉れるは、即此大神也日本書紀、古事記聖武天皇天平九年四月乙巳、使を遣し幣を奉て、新羅無禮の狀を申し續日本紀平城天皇大同元年、神封

三十六戸を充奉り新鈔格、勅符清和天皇貞觀元年正月甲申、無位住吉神に従五位下を授け、陽成天皇元慶二年十二月乙酉、兵部少輔平朝臣季長を遣

して、幣を奉らしむ、檀日神の神教に、新羅費を窺ふと云ふを以て也三代實錄醍醐天皇延喜の制、三座並に名神大社に列る延喜式後醍醐天皇延元元年三月乙卯、源尊氏豐前河崎莊を本社に寄して、天下の安寧を祈りき住吉社文

凡住吉祭、正月七日鬼平祭、二月七日田殖祭、三月二日潮干祭、八月四日新嘗祭、九月十三日神輿博多に幸し、流鏑馬を行ふ、十一月七日步射祭あり、然れとも其儀今多くは絶たり筑前續風土記、八幡本記、

○糟屋郡三座大並

志加海神社三座、今那珂郡志賀島に在り筑前續風土記、一宮、底津綿津見神、中津綿津見神、上津綿津見神を祀る、實に海原を掌り坐神也、故之を海神と云ふ古事記、初伊邪那岐大神、筑紫日向の橋小門の阿波岐原に御禊し給ふ時、此三柱神を生坐き、即阿曇連の祖神と以齋く神也日本書紀、因又阿曇神とも云ふ、平城天皇大同元年、神封八十戸を充奉り、新抄格勅符、○按木書、大寄神封の條に、八戸とあれど、八戸にては大寄と云ふへからず、十字を脱せる事著し、故今之を補ふ、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下志賀海神に從五位上を授け、實錄、醍醐天皇延喜の制、三座並に名神大社に列る、延喜、凡毎年正月元日、神饌を供へ、十五日武射、二月五日、禰宜海藻を執て香椎宮に獻り、十五日漁獵の祭等を行ふ、大官司、神

主、祝部あり、並阿曇氏を用ふ、筑前續風土記、一宮巡詣記、即神裔也、

○怡土郡一座小

志登神社、今志摩郡志登村に在り、志登大明神と云ふ、筑前續風土記、福岡縣管内神社考証、海神豐玉姬命を祀る、土人傳説、和爾雅、凡毎年九月七日祭を行ふ、筑前續風土記、三才圖會、神名帳考証、

○御笠郡二座大並

筑紫神社、初肥前基肆郡宮浦村城山の頂にありしを、後山麓に遷す、今本國筑紫村の隣邑原田村に在り、筑前續風土記、三才圖會、筑紫神を祭る、昔此神甚く荒び坐て、往來の人多く傷れき、時に筑紫君、肥君等占問て、筑紫

君の祖饗依姬を以て此神に祭らしめしかば、即人害はると事なかりき、即此神也、筑後風土記、○按土人傳説に云、筑紫神は五十猛神也、若然らば五十稱奉れる歟、然れども明證を得ず、風土記の說に據らば、筑紫君の祖を祭るに似たり、筑紫君の祖は、大彦命にして、實に筑紫國造の祖なれば、筑紫氏の世々此神に任るも又由あり、清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下筑紫神に從四位上を授け、陽成天皇元慶三年六月丁卯、從四位上に叙され、實錄、醍醐天

皇延喜の制、名神大社に列る式延喜。凡二月廿日十一月中卯日を以て祭を修む、筑紫氏世々其祭を掌る筑前續風土記、福岡神社考証。

竈門神社、今内山村竈門山又寶の頂に在り、寶滿山神と云ふ筑前續風土記、三才圖會。

神名帳考証、福蓋海神の女豐玉姬命を祀る本社傳説、廿二社本縁、○按八幡岡縣式社考証。

應神天皇の皇后とし、或は竈門神を八幡の伯母神といふを以て、虛空津比賣命といふが如き、諸書の説皆然り、然れども是は應神天皇を以て八幡大神と思へり、故今取らず仁明天皇承和七年四月丙寅、從五位下竈門神に從五位。

上を授け、後紀日本。文德天皇嘉祥三年十月辛亥、正五位下○按本書、

正を從に作るも誤れり、類聚國史に據て之を訂せり、又本書及類聚國史に、清和下を上と作るも誤れり、今三代實錄、貞觀元年の文に據て之を訂す、

天皇貞觀元年正月甲申、從四位下に進め給ひ、陽成天皇元慶三年六月丁延喜

卯、從四位上に叙され、實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列らしむ、

堀河天皇長治二年三月丁丑、竈門上宮神殿、天火に罹て、御體みを焼たり、中右記、凡

兼文勘文嘉承元年十一月辛卯、從一位より正一位を授奉りき、

其祭十月初午日を用ふ福岡縣管内。

○上座郡一座小

麻氏良布神社○按三代實錄、麻氏良山上に在り、筑前續風土記、和爾雅、神

名帳陽成天皇元慶元年九月癸亥、從五位下真天良布神に從五位上を授

け○按本書、三年九月甲寅の條、又此

毎年二月十五日、九月十六日を例祭とす福岡縣管内。

○下座郡三座、大並

美奈宜神社三座、今林田村に在り、宮郷八村の産土神と云、筑前續風土記、和爾雅、神名帳

証、蓋大已貴命、素盞鳴尊、事代主命を祀る美奈宜社傳、參

年正月甲申、從五位下美奈宜神に從五位上を授け、實錄醍醐天皇延喜の

制、名神大社に列る延喜。凡其祭三月九月、廿一日六月晦を用ふ福岡縣管内。

○夜須郡一座小

於保奈牟智神社、また大神神とも申す新鈔格。今彌永村にあり、大神大明

神と云ふ、夜須東郡の總社也筑前續風土記、和爾雅、八幡本記、大穴貴神を祀る、初息長帶姫

命、新羅を伐給はむとして軍士を整ひて發行時に軍士道より逃亡て、集難かりしを以て、其由を卜求るに、此は大三輪神の御心也と申しき、故此社を建て、刀矛を奉りしかば、軍士自ら集て、終に新羅を平給ひき、日本書紀、筑前平城天皇大同元年、神封六十二戸を大神神に充奉る、即是也、新鈔格凡每年六月廿二日、九月廿三日祭を行ふ、筑前續風土記、福岡縣式社考証、

○式外諸神

香椎廟宮、今糟屋郡香椎村に在り、香椎大明神と云ふ、筑前續風土記、三才圖會、○按此宮をば神社と申さずして、古書に廟とのみあることは、他に例なく、又神名帳に載らざるは、極めて所以あるへし、蓋上世の風俗、伊勢の大御神を除き奉るの外は、諸天皇皇子皇后の神靈をば、其陵墓に就て祭るなへての例なれど、神功皇后三韓を伐給へるは、世に卓越たる功烈なるを以て、殊に之を崇奉り、其服従ひ參來し韓人等にも、其威靈を仰がしめむとの御心しらびにて、廟宮と稱申せるにやあらむ、其帳に載らざるは、山陵ましませは也、始附て考を俟つ、

息長帶姫命を祭る、兵範記、宇佐託宣集、諸神記、色葉字類鈔、初息長足比賣命新羅を伐給ふ時に、先加襲カシヒの行宮に坐て、大臣武内宿禰命と其事を謀り給ひ、諸社根元記引或異しく奇き大御慮もて、天神地神の御誨の隨に、皇軍を誘率給ひ、大

威を耀し、外國の王を御馬甘ウマカミの奴と仕奉らしめ給へる神功尤大也、日本書紀、古

事記、故其後此宮を廟堂として、足比賣命を齋奉りき、諸社根元記引或堂を建られしは、皇后崩御の後、幾程も經さりし時なるへし、然るに本社古記に元正天皇養老七年二月、神教あるを以て、九國に課て大廟を造らしめ

神龜元年十二月に至て就る、八幡愚童訓も神龜元年の造營とす、未だ明證を得ず、凡即位大嘗、及變災外寇ある毎に、使を遣し幣を奉て御祈りせさせ給ふは、又此故也、續日本紀、三代、聖

武天皇天平九年四月乙巳朔、使を香椎宮に遣し、幣を奉て、新羅無禮の狀を告し、廢帝寶治三年八月己亥、太宰帥船親王をして、新羅を伐へき由を香椎廟に告しめ、六年十一月庚寅、參議武部卿藤原巨勢麻呂等を

以て幣を奉り、新羅を伐の軍旅を習はしむる事を告し、續日本紀平城天皇大同二年正月辛丑、唐國の綵幣を奉り、日本書紀略嵯峨天皇弘仁元年十二月壬午、幣帛を奉て、藥子の亂を靖むる宿禰に賽し、類聚國史仁明天皇天長十年四月壬戌、和氣朝臣真綱をして御劔幣帛を奉て、位に即給へる事を告す、續日本書紀此後天皇即位、必使を遣して之を告る事此に始る、三代實錄、日本書紀略、

江家、承和八年五月己丑、本社及神功皇后山陵の御祟に依て、使を遣し幣を捧けて、國家の平安を祈らしむ。續日本後紀 清和天皇貞觀十二年二月丁酉、新羅賊船、筑紫の貢絹を奪ふを以て、大中臣朝臣國雄を奉幣使として、詔を宣しめ給ひけらく、我日本國は固より神の國也、故諸神等の助護り給はく、何の寇か有へき、况や彼新羅は掛畏き御廟の威徳に依て、降伏しめ給ひ訖て、若干の時代を経たるに、今如此狎侮る事は、最も御廟の聞驚き怒り坐へき所なれば、國內の諸神等を唱導て、未來に速けて追却け給へ、若兵船必す來へくば、境内に入賜はすして、追還し浮漂しめて、神國の威風を耀し給へと申しき、十八年正月癸卯、初太宰府奏さく、香椎廟宮、毎年祭日に志賀海人、男女各十人、風俗の樂を奏る時の衣冠は、去寶龜十一年大貳佐伯宿禰今毛人が造れる物にして、今用ふるに堪す、願はくは府庫の物を以て造り充むと奏しき、此に至て詔して春秋祭料の衣冠を改造らしむ、陽成天皇元慶二年十二月乙酉、播日神、

人に憑て新羅鬘を窺ふ由の神教あるを以て、使を遣して綾羅御衣一襲、金銀裝寶劍一口を奉り、三代實錄 朱雀天皇天慶元年十月壬午、右近衛少將小野好古を遣して、幣帛を奉る、宇佐八幡宮に御祈あるを以て也、朝本紀 白河天皇承暦元年二月丙戌、香椎廟の火あるを以て、朝廷五日の廢朝ありき、百鍊鈔 ○按禁秘鈔、永保四年の事とす、永恐らくは承の誤也、承保四年即承暦元年也、 凡朝廷にして香椎廟を畏み敬ひ奉る事、既に此の如し、故に筑紫に至る者、又必ず此宮に詣つるを例とす、仙覺萬葉鈔 凡其祭二月十一月之を行ふ、此日太宰帥已下、郡司己上、みな廟宮を拜奉りき、太宰府例 其它毎年七十餘度の祭あり、其二月六日、九月九日を二季祭日とす、九月は神興、瀨男頓宮に幸し、又原上村川上明神、三苫村龍王社に幸す、蓋二社並に海神なるを以て、韓國を順服しめ給ふ恩を報ふる也、古へは此二季毎に、管崎海人紅魚四十八尾を奉りき、其儀後世絶て聞ゆる事なし、八幡本記 唯二月十一月六日の祭、志賀の海人猶海藻魚貝を奉る者あるは、即古の遺風也、筑前續風土記 凡

其祠官、廟司、舍人、大官司あり、延喜式朝野群載 伴、大膳、大中臣、清原等の族を以て之に補さる、筑前續風土記

武内大臣社、又大臣殿と云ふ、延喜式、太宰府例、社今廢たり、八橋本記、○按今香椎宮の一町許西に舊址ありて、其域甚廣く、礎石など今猶殘れりとぞ、姑附て考に備ふ、大臣武内宿禰命を祀る、延喜式、諸社根元記、初大臣

大足彦忍代別天皇の詔を承給はりて、東の方蝦夷の界を涉り、息長足姫命の謀を輔翼奉りて、西の方韓國を順服はしむ、其功烈世に超て、比倫なかりき、參酌日本書紀、古事記大意、故後に社を廟宮の西に建て、之を祭る、諸社元記、凡香椎宮の祭日、太宰府帥等廟宮を拜奉るの後、必ず大臣殿を拜奉る、即是也、太宰府例、醍醐天皇延喜の制、資人一人を置いて、得考の例に預らしむ、延喜式

大倉主神、菟夫羅媛神、今並に遠賀郡蘆屋村に在り、和爾雅、三才圖會、日本紀通禮、大倉主神、菟夫羅媛神を祀る、日本書紀 菟夫羅媛神は、蓋大水神の兒津布良比賣命也、延喜式

帳 初仲哀天皇筑紫に幸坐むとして、山鹿岬より岡浦の水門に到坐時、御船得進まず、爰に岡縣主熊罥に問し給はく、汝熊罥明心を以て參來と云に、何船の進まざるやと詔ふ時に、是臣か罪にわらず、此浦に坐女男二柱神の御心ならむと奏しき、故倭國菟田人伊賀彦を祝として、此神を祭らしむるに、御船即進みたりき、日本書紀 凡毎年二月、九月、十一月九日と以て、恒例の祭日とす、八橋本紀

朝倉神、今上座郡須川村長安寺にあり、蓋是也、管内神社考証 齊明天皇朝倉廣庭宮に坐す時、本社の木を斬除て、廣庭宮を作る、神崇大に顯れて、其殿を壞ち、また宮中に鬼火ありて、大舍人及近侍死者多かりき、日本書紀 背布利神、今早良郡板屋村の南背振山の巔に在り、筑前續風土記 清和天皇貞觀十二年五月庚辰、正六位上背布利神に従五位下を授く、

烏野神、今遠賀郡藤田村にあり、春日明神といふ、天兒屋命及比賣神を祀る、後に武御雷經津主二神を配せ祭る、鳥野春日神社記 清和天皇貞觀十五

年四月己亥、從五位下烏野神に後五位上を授け、陽成天皇帝元慶六年十月戊申、從四位上を加ふ、三代實錄○按本書元慶六年、從五位上烏野神に

此事著し、故今天皇文安五年祭祀料凡二百二十餘町ありき、本社所藏文書

高磯比咩神、今怡土郡高祖村高祖山の麓に在り、高祖大明神と云ふ、筑

續風土記、八幡本記、○按土人説に、高祖明神は彦火出見尊を祭ると云へど、

此は高磯を高祖とも書るに附て云る説にて、信難し、此神は比咩神なれば、火

火出見尊に非る事明、陽成天皇帝元慶元年九月癸亥、正六位上高磯比咩神

に從五位下を授く、三代實錄 凡毎年九月廿六日を以て祭を行ふ、筑前續風土記

天照神、今鞍手郡磯光村に在り、筑前續風土記○按俗説に、此神を天照大

を思ふに、天照大神にあらす、此社昔鶴田村の境内也と云り、舊事本紀、皇

日命の御從の神を云る處に、筑紫毘田物部あり、是に據らば、饒速日命を祀

れるにや、姑附、陽成天皇帝元慶元年十二月壬午、正六位上天照神に從五

位下を加ふ、三代實錄 賀津萬神、今那珂郡勝馬村に在り、中津明神又勝馬明神と云ふ、筑前續

福岡縣式 陽成天皇帝元慶四年三月乙亥、正六位上賀津萬神に正五位上

を授く、三代實錄 大歳神、今志摩郡宮浦村唐泊に在り、大歳明神と云ふ、筑前續風土記、三

社考 蓋須佐之男命の子大年神を祀る、古事記 陽成天皇帝元慶四年三月乙

亥、正六位上大年神に正五位上を授く、三代實錄 凡九月廿九日祭を行ふ、筑

續風土記 詫神、咩神、○按詫神、咩神、疑らくは、詫祖比咩神にして、上の高磯比

元慶四年三月乙亥、正六位上詫神、咩神に正五位下を授く、三代實錄○

萬以下三神に授位文關たり、故今神階記に據て之を補ふ、

宰府天神、今御笠郡太宰府の安樂寺にあり、筑前續風土記、三才圖會、○按

のほどりに、道真公の墓地を點て葬め奉らむとしける時、御車忽に道な

に止てばたらかす、依て其所を墓所とす、今の安樂寺是也と云り、姑附て考

に備、天穗日命の神孫右大臣菅原朝臣道真公の神を祀る、大平記、諸神

撰姓、醍醐天皇延喜五年八月十九日、味酒安行始めて神殿を設け、菅家

安樂寺草創日、號て天滿大自在天神と云ふ、天下庶人皆其德を仰かさ

る者なし政事要略、太初道真公忠誠の心を以て、朝政を異け奉りしか
と、讒臣の爲に位を貶し、筑紫に流されしより、其憤に得堪給はで、延喜
三年二月廿五日終に春の花の流れて還らぬ水に隨ひ、夜の月の晴ぬ
思を曉の雲に沈め給へり、然れとも其精靈天に昇て神となるに及て、
大に威靈を顯はす時は、朝廷又頗る之を畏れ給ひき、參酌日本紀略、扶
桑略記、太平記、楊
鳴曉、延喜元年四月甲子、詔して本位を復し、正二位を贈り、公卿補任、日
筆鈔、扶
要略記、扶
桑略記、扶
滿宮
一條天皇正曆四年五月丁未、管原朝臣幹政を太宰府に遣して、左
大臣正一位を贈りつるに、神異の事あるを以て、重て太政大臣を贈り、
日本紀略、百鍊鈔、六條天皇仁安三年、日別の神饌を供奉りき、太宰府天
金勝院本、太平記、
凡二月廿五日、八月廿一日と春秋二度の大祭とす、其四月十一月の廿
日を幸祭と云ひ、冬夏の神衣を奉る、凡其社司大鳥居小鳥居を社務職
とす、實に天神九世の孫、善昇の裔也、天神以下御供屋、執行房、浦房を合

せて別當職と云ふ、其它官司、三綱、文人、衆徒等凡二十六家あり、神殿の
宿直は檢校滿盛院勾當坊之に仕奉る、共に味酒安行の裔也、筑前續
風土記

○筑後國四座、大二座、小二座、

○三井郡三座、大二座、小二座

高良玉垂命神社、今府中高良山の頂に在り、筑後志略、高良玉垂命を祀る、
筑後地鑑、
高良玉垂命は蓋阿曇連の祖、綿津見神也、蓋息長帶比賣命、韓國を伐給
ふ時、此神大に威烈を耀し、千滿二珠を皇后に授けて、新羅を攻順はしめ

給ひき、仍て後世其神功を稱奉りて玉垂命と云ふ、參酌宇佐託宣集、八幡愚
齋記、○按諸社根元記に、高良神は藤原大臣連保也、神名帳頭注云、武内宿禰を祭る、
然れども此時藤原連保と云ふ名あるべくも思はれず、藤原姓を賜ふは、中臣鎌
足に始る時は、其謬り辨ふるに暇あるす、宇佐八幡祠官の説に、其配享の神玉垂
命、左に在り、武内宿禰右に在りと云ひ、高良山社説に、玉垂命、武内宿禰、應神天皇
を輔奉り、仁徳天皇の朝に至て、武内は因幡に至て終ふ、後人祭て宇倍神社とし
玉垂命、筑後に至て、薨給ひし後、之を祭て高良神社とすと云ふ時は、玉垂命と武
内とは別大なれば、武内宿禰を祭ると云者も亦謬也、一説に云、高良神は阿曇磯
良麻呂を祀る、又云住吉神の所化也、蓋住吉神は征韓の時、大に威靈を顯し給へ
るを以て思ふに、綿津見神も同じく神徳を著し坐けむ、阿曇氏は實に綿津見神
の裔にして、此神即住吉神の兄弟に坐り、故之を住吉神の所化と云ひし事著し、

さて日本書紀仲哀紀二年に、皇后如意珠を得たり、神功紀に磯鹿海人名草を遣して海上に國あるや否を察しめ、神名帳に玉垂命、豐比咩神を並載せるは、女男の神と開ゆるに、託宣集に豐比咩命は肥前河上大明神也、此神大帶姫の異國を伐給ふ時、龍宮に入て滿珠干珠を得て、韓國に渡りき、又兩顆の珠は宇佐宮に納奉るなどあるを、彼海神豐玉彦命の故事に合せ考ふるに、極めて綿津見神に由縁あるは、當昔實に阿曇磯良と云ふ人ありて、珠を海上に得て、韓治めの事に大功ありし歟とも思はるれど、しかにはあらで、綿津見神の神威を權して、如意珠を皇后に授け給へるを、其神裔の阿曇氏にかけて言傳へたるものなるへし、姑に備ふ、即筑後の一宮也、神記、桓武天皇延暦十四年五月壬申、高良神に從五位下を授け、日本紀、嵯峨天皇弘仁九年十一月丙午、高良玉垂神を名神に預らしめ、日本紀、仁明天皇承和七年四月丙寅、從五位上を加へ八年四月甲寅、正五位下に叙され、嘉祥元年十一月戊午、從四位下に進め、日本後紀、文德天皇嘉祥三年十月辛亥、從四位上を給ひ、仁壽元年三月甲戌、高良山玉垂神に正四位下を加へ、九月甲午、從三位を授奉り、齋衡二年五月丁卯、位田四町を加へ、天安元年十月丁卯、本神及豐比咩神に封戸位田を充奉る、二年五月甲戌、是よりさき二神正殿災に罹り、位記みな焼損れたるを以て、舊文を勘へしめ、玉垂神に正三位を賜ひ、殊に神封廿

七戸を充て、文德、清和天皇貞觀元年正月甲申、從二位を授け、六年七月辛亥、正二位に叙され、十一年三月、從一位に至り、三代實錄、醍醐天皇寛平九年十二月甲辰、正一位を授奉り、神名帳、延喜の制、名神大社に列る、延喜凡其祭九月九日、十月十三日を用ふ、筑後其祠官大宮司あり、大祝あり、宗崎氏と云ひ、鏡山氏と云ふ、皆物部姓也、筑後志、筑後地鑑、西行雜錄、○按久氏あり、五姓氏人と云、其中に安曇氏ありて、凡玉垂命の御子神凡九柱坐す、小祝と稱す、其裔今絶たり、姑附て考に備ふ、斯禮賀志命、朝日豐盛命、暮日豐盛命、淵志命、谿上命、那男美命、坂本命、安子奇命、安樂應寶秘命と云ふ、即是也、筑後國神名帳、伊勢天照御祖神社、今大石村にあり、明細、豐比咩神社、今高良の御手洗山にあり、筑後神社、豐比咩命一名淀姫と申す、蓋海神豐玉姬神を祀る、肥前風土記、神名帳、文德天皇嘉祥三年十二月壬申、從五位下を授け、筑後國神名帳、天安元年十月丁卯、封戸位田を充奉り、文德二年五月甲戌、從四位下を加へ、文德實錄、清和天皇貞觀元年七月庚申、官

社に預り、三代實錄六年七月辛亥、從四位上を給ひ、三代實錄本年正月甲申、は衍也、今筑後國神名帳に據て之を削る、十一年三月庚辰、正四位下を授け、三代實錄筑後國延喜の制、名神大社に列る、延喜式

○三原郡一座小

御勢大靈石神社、今大保村にあり、筑後志略筑後地鑑、按久留米舊式社調云、古老傳に云、祭神仲哀天皇に坐り、天皇筑前櫛日宮に崩まじりに依て、皇后即天皇の御手代として、姑く男裝を假り、石を以て天皇の御靈代とし、韓國を服ひ訖て、此石を此に祭り給ふと云り、されど他に明徴なし、姑附て考に備ふ、

○式外之神

高樹神、今高良上宮の西にあり、筑後神社改正調陽成天皇元慶二年十一月甲辰、高樹神に從五位上を授く、三代實錄後正五位下に叙さる、筑後國神名帳にせず、

物部名神、正五位下を授く、筑後國神名帳○按本

- 豊前國六座、大三座、小三座、
- 宇佐郡三座、並

八幡大菩薩、宇佐宮、

比賣神社、

大帶姫廟神社、並に三座、宇佐宮は廣幡八幡大神を祀り、比賣神は大神の后神を祭り、續日本紀、宇佐託宣集、○按八幡宇佐宮の神名は、正史にみえざれば、比賣神は宗像三女神なりと云へど、宇佐託宣集に引る阿蘇緣起、香椎宮記、及神祇鈔等を合考ふるに、恐らくは彦火火出見尊、豐玉媛を祀れるが如し、姑附て後考に、大帶姫廟は、息長帶姫命を祭る、三代實錄、合せて之を八幡三所と云ふ、宇佐託宣集、昔馬城峯頂なる三大石を以て神體とす、宇佐託宣集、八幡愚童訓、○按馬城峯、一名御

許、今其神殿は峯の西北菱形山に在て、南に向へり、豐國紀行、八幡山本記、○山の稱あり、蓋菱形山の別名也、比賣社、中間に在り、宇佐宮其西に在り、大帶姫廟其東に在り、西を第一殿、中を第二殿、東を第三殿とす、宇佐託宣集、三座並に薦枕を以て靈形となし奉る、宇佐託宣集、傳へ云ふ、初欽明天皇の御世、厩峯菱形池に神

異の翁あり、大神比義に託りて、我は譽田天皇廣幡八幡麻呂也、我名を護國靈驗威力神通大自在王菩薩と云と教給ひき、○按此神を大菩薩と云事二年閏二月丁酉に始る、然るを欽明の朝、既に云云と云るは、甚疑はし、姑附て後考を俟つ、故此後比義甚しく此神を敬ひ、當時神殿あしと雖も、其神山に向て幣帛を捧る時は、猶神語を承る事を得たり、或は自ら當神となりて、種々の異瑞を示し、辛島勝乙目等と共に祝として仕奉りき、元明天皇和銅五年、始て鷹居瀬宮を建て、其後小山田社に遷し奉り、元正天皇養老四年、大神諸男等始て菱形池の薦を刈て、御枕長一尺、徑三寸を造り、之を神輿に載て、御體に准ふ、宇佐託宣集○按本書に、比義の子大神春麻呂を和銅間の人とする時は、比義の欽明朝に在る者、妄誕辨を俟たず、然れども彼もどよ、り當世を欺きしなれば、其欽明朝の人と云ふも、深く難むるに足らず、今姑く書文に從て、其實を顯はすと云、聖武天皇神龜四年に至て神宮を菱形山に造り、因て名て廣幡八幡大神宮と云ふ、諸社根元記引書記○按託宣集、神龜元年、神社を小倉山に建と云ふは、或は之を指す歟、又按一代要記、孝謙天皇勝寶六年、宇佐宮を造る、とあるは、蓋改造を云に似たり、姑附て考に備ふ、天平三年、大神朝臣田麻呂か奏に依て、官幣に預り、十二年、軍事を以て勅使を遣し、神寶及封廿戸を奉り、東大寺要

錄引弘仁十二年官符 十三年閏三月甲戌、秘錦冠一頭、及封戸並馬五匹を捧け、十七年九月甲戌、阿倍朝臣虫麻呂をして幣帛を奉らしむ、續日本紀十八年、天皇御疾を祈るに驗あり、即三位に叙し封四百戸、水田二十町を奉る、又東大寺の佛を造る事を神に祈り、黄金を求め給ふ時に、神託して曰、黄金方に此土に出なむ、使を唐土に遣す事勿れ、後陸奥黄金を獻るに及て、其金百二十兩を本社に奉りき、弘仁十二年官符 孝謙天皇勝寶元年十一月己酉、大神々教に依て京に至り、東大寺の佛を拜み給ふ、事上に詳なり、十二月丁亥、大神に一品、比咩神に二品を授け、二年二月戊子、先に奉る所の封戸水田に増加へて、大神に封八百戸、位田八十町、比賣神に封六百戸、位田六十町を寄し、續日本紀、新 此後神宣に從て、常神田の外みな之を朝廷に返し奉りしを、大炊天皇寶字八年九月癸亥に至て、又二十五畑を奉り給ひき、續日本紀 稱徳天皇景雲三年七月己丑、天皇僧道鏡を愛坐て、皇位を讓給はむとせし時、和氣朝臣清麻呂に詔して、神命を承しむ、清麻呂神宮に詣り、神寶を捧て

祈り奉らく、今大神の教給ふ所は、朝廷の大事に坐は、神異を示し給へと申す時に、大神大に威靈を耀し給ひて、人に託りて宣給はく、我國天地の始より、君と臣との道定りて、臣を君と爲る事なし、天日嗣は必皇孫命を立奉れ、道鏡穢惡く悖れる心をもて、天位を望む事甚恐し、早く其を掃除けよ、汝其怨を勿懼れ、吾必教給はむと詔ひき、故歸りて具に奏し奉りしかば、即其事遂に寝たりき、其它神異甚多し、續日本紀、日本後紀、宇佐託宣集 光仁天皇天應中に至て、護國靈驗威力神通大菩薩の神號を奉り、弘仁十二年官符 嵯峨天皇弘仁十四年四月戊戌、詔して大神及比咩神社に准へて、新に大帶姫神社を造らしむ、凡三所として仕奉る事、此に始る、宇佐託宣集 ○按此大帶姫神を造る故なるへし、さて此廟を移せるは、此御世のほどより、八幡神を應神天皇と申説のやゝに行はれ、來つるに合せて、此神をも祭らては、理に合はざるを以て、彼宮造りより九十六年を隔て、例の神宣に託て、始て社を建しものと聞ゆ、姑附て考に備ふ、仁明天皇天長十年四月壬戌、從四位下和氣朝臣真綱をして御劔幣帛を奉り、新に位に即給ふ事を告ぐ、續日本後紀 真綱は清麻呂の子也、凡是後天子位に即時は、必ず和氣氏を以

て使とす、日本紀略、西宮記、和氣系圖、宇佐託宣集、之を宇佐和氣使と云ふ、百鍊 文德天皇嘉祥三年八月戊辰、寶劍明鏡名香絲帛等を奉り、齋衡二年九月壬子、東大寺の佛像毀損たるを以て、使を遣し幣を奉り、天安二年五月辛未、比賣神を一品に叙され、文德實錄 清和天皇貞觀六年二月丙寅、此歲屢災あるを以て、幣帛を奉り、十二年二月丁酉、大中臣國雄を遣して新羅海賊の事を祈らしむ、其詞に云く、掛卷も長き大菩薩は、我朝の顯祖と御座して、食國の天下を護助給ふ神にして坐せば、今如此異類の侮り奉るをば、何て拒き却け給はず、三 亦らむ、速けく諸神を唱道坐て、其寇等を擊滅し給へと申しき、實錄 ○按八幡大神を應神天皇と申奉る事は、かの大神比賣が偽言に出たる故にか、正史に其事なきを、天應中に至て、大菩薩の號あるは、比賣か言を信給へる也、さて私に天皇を祭れりと云ふ説のやゝに行はれつるより、弘仁中に神託ありて、大帶姫廟を建しかど、公けさまには然申さざりけむを、この貞觀の宣命に顯祖と申せるは、陰に應神天皇也と云ふ意を含て、申奉るに似たり、かくて思ふに、是よりさき武内宿禰の裔なる僧行教か石清水宮を創めたるに合せて、其祖先の仕奉れる君に附會して、比賣か説を實にせしより、朝廷に備ふ、陽成天皇元慶四年十二月甲辰、勅して宇佐宮三十三年毎に改造の制を定め給ひ、宇佐託宣集 醍

醐天皇延喜の制、三座並に名神大社に列る、延喜式朱雀天皇天慶元年十月壬午、小野朝臣好古を遣して、御幣及金銀幣帛、鈿鏡等を捧けて、寶位動なく、御體平安ならむ事を祈らしむ、地震の時御祈ありしを以て也、本朝五年四月庚辰、小野道風をして幣を奉り、東西賊徒討平の由を告し、日本紀略西宮部記引吏、村上天皇應和元年五月壬午、使を遣して鈿幣を奉り、西宮一條天皇正曆五年四月戊申、中臣氏人を宣命使とし、幣帛を大帶姫命廟に奉りて疫癘の事を祈る、本朝世記、後一條天皇治安二年二月丙寅、去年宇佐宮災あるを以て、諸道に勅し、勅文を奉らしめ、此に至て五日の廢朝を行ひ、藤原資業をして火災を祈謝し、日本紀略萬壽四年十一月壬戌、勅して宮殿を改造らしめ、小右近衛天皇仁平二年十一月甲午、宇佐使を遣して、鈿鉾弓箭鏡蓋神服及幣帛を奉り、山高倉天皇治承二年十一月己丑、三年一度の宇佐使を遣し、顯廣後鳥羽天皇文治元年十二月壬戌、勅使和氣相家武士の爲に逐れて、御劍神寶を失ひ、之を神社に奉る事あははず、百鍊是より

さき七月壬辰日、杵維隆、緒方維榮等寶殿を毀り、神寶を竊めると以て、明年七月丁丑、宇佐神を假殿に遷し奉り、閏七月丙午朔、使を遣して、損壞を實檢せしめ、玉海、東鑑、宇佐託宣、集、明年以下、據玉海、十月甲午、黄金神寶宮を神殿に納め奉らしむ、玉海、百鍊、鈿、後愚、後堀河天皇嘉祿元年本社三十三年改造の年に當れり、然れとも遷宮を行ふ事あははず、諸莊の貢調を輸送る事なきを以て也、百鍊、初勝寶中此神を崇奉りしより後、世世に齋き敬給ひ、世毎に必ず一代一度の大神寶使を遣し、類聚國史、續日本後、紀、西宮記、江家次第、三年毎に使を立て幣を捧げ、三十年毎に太宰府をして神宮を改造り、西宮國家大事には、使を遣して之を告しめ、類聚國史、日本紀略、伊勢大神宮と並へ奉りて、二所宗廟と稱奉れり、神皇正統、凡宇佐祭、毎年八月十四日、十五日、放生會を行ふ、養老四年に始る、政事要略、宇、又行幸會あり、六年に一度之を行ふ、七月初午日を以て神服神寶を奉る、其儀祝、權祝、及神人等菱形池に至り、御杖人に薦を刈しめ、之を輿に載せ、下宮に至る、下宮は即御炊殿也、時に神官祓を行ひ、薦

を以て本社神前の梁上に安置奉り鶴羽屋を作る。○按新舎を設けて、御枕を造る所を名けて鶴羽

屋と大神氏其屋に籠り、薦もて枕を裏成して後、神官扈從警蹕して、正殿に

納奉る、其舊御験は西戸より下宮に遷し、下宮の御験は舊輿に載て奈多

宮に渡し奉る。字佐託宣集○按本書に昔八幡神伊與宇和郡より豊後國埴郡

安岐郡奈多濱に至り坐る事を云る條に、其海中に大石あり、其

渡に休給ふ、之を御机石と名くどあり、今世御験をうつろ舟にのせて海上に流

じやるに、御机石の上に至て朽失る也と云るは、此事と聞わたり、附て異聞に備

ふ、凡其神官大少官司あり、禰宜神主、祝あり、年弘仁十二 初弘仁中大神朝臣、

宇佐公二氏を以て官司とすへく定め給ひしより後、又此制を改る事な

し、類聚國史、字佐託宣集、延喜式、凡大官司世毎に一度馬城峯に登て、石體を拜奉るを恒

例とす。八幡本紀

○田川郡三座小並

辛國息長大姫大目命神社。○按續日本後紀に、大姫大目を火姫大目に作、香

春山の第一嶽にあり、

忍骨神社、其第二嶽にあり、

豊比咩命神社、其第三嶽にあり。香春社所謂、今並に第一嶽の麓香春村に

合祀る。香春社傳辛國息長大姫大目命は、比賣語會神を祀る、昔意富加羅國

王の子都奴我阿羅須等國に在し時、黄牛に田器を負せて、田舎に往むと

するに、其牛忽失ぬれば、迹をとめて覓往に、其迹一郡家の中に留れり、時

に一老夫汝の求る牛は、此郡家の中に入りつ、然るに郡公等牛に負せたる

物に由て推量るに、必殺し食はむと設けたるなり、其主覓來は、物を以

て償ひころせめと云て、殺し食ひぬ、牛の直に何を得むと思ふと云は、

財物を莫望み、郡の内に祭る神を得むとすと云へ、と云教へき、間もな

く郡公來て、牛直に何を得むとするぞと云へば、老夫の教の如對へき、其

祭る神は白石なり、この白石を牛牛に授けき、因持來て寢中に置つれば、

其神石美麗童女に化ぬ、阿羅斯等甚く歡て合せむとす、然るに阿羅斯等

他所へ往し間、童女忽失ぬ、故甚く驚て、己が婦に童女いつち去きと問へ

は、東の方に向きと對へき、尋て追求に、遂に海を涉りて我國に入りぬ、求

ひる童女は難波に詣りて、比賣語會社神となり、又豊國の前國に至て、又比賣語會社神となる、合せて二所に祭はれ給ふ、按本書豊國の前國を、豊國の國字なく、又傍訓にトヨクニノミナシニとみは、國前郡は、豊後國なるに、豊後に比賣語會社ある事なければ、國字の衍文なる事著く、傍訓據あるを以て、之に從初此神新羅國より渡來坐して、清河原に住るを以て、鹿春神と申しき、釋日本記、字佐託宣、集並引豊前風土記、辛國息長大姫大目命、即是也、延喜式、忍骨神は蓋天照大神の皇子正哉吾勝々速日天忍骨尊、又忍種、日本書紀、又勝速日尊兒天大耳尊と云ふ、即天忍穗耳尊也、日本書紀、參酌肥前風土記、神名帳頭注大意、仁明天皇承和四年十二月庚子、太宰府奏さく、香春峯は元是石山にして、土木なかりしと、延曆年中遣唐僧最澄此山の神に祈て、平らかに海を渡る事を得たるは、神明の保護に依れり、其後草木漸翳鬱て、神驗在すが如く、水旱疾疫の災ある毎に、必威靈を顯し給へり、願くは官社に預らしめんと奏しき、即勅して之を許し給ひ、續日本後紀、清和天皇貞觀七年二月己卯、從五位上辛

辛春

國息長比咩神、忍骨神、並に從四位上を授く、三代實錄、凡毎年三月十五日、九月八日、十一月初午日祭を行ふ、福岡縣神社注進狀

○式外諸神

大富神、今上毛郡山田郷にあり、九國官社錄、清和天皇貞觀二年十月己卯、正六位上大富神に從五位下を授く、三代實錄、宇佐八幡若宮大神、若姫大神二座、今宇佐宮中に在り、八幡本記、朱雀天皇天慶二年閏七月、若宮若姫並に始て官幣に預る、朝野群載、西宮記、

○豊後國六座 大一座、小五座

○直入郡一座 小

建男霜凝日子神社、按三代實錄、建雄、今大田郷井手上村神原山の楯嶽にあり、楯嶽大明神と云、豊後國志、熊本藩神社書上特選、建男霜凝日子及比咩神を祀る、按豊後國志云、五瀬命、豐玉比咩命を祭ると云り、然れども文書の他に敬する者なきを以て、其果して然るや否を決め難しと雖も、其日子比咩二神を祭る事、積日本後紀と自ら符合るに、仁明天皇承和十年九月甲辰、無位建男霜凝神、并

比咩神に從五位下を授け、續日本後紀○按本書、此神を以て對馬島に坐神に附陽成天皇元慶七年九月乙丑、從五位上建雄霜起神に正五位下を授く、三代實錄

○大野分郡一座、大○按本書印本、大分を大野に作る、今諸本に據て之を訂す。

西寒多神社、舊祠野津庄三重郷寒田村に在り、一宮巡詣記、後之を大分郡植田郷寒田村に遷す、舊祠甚衰へて、新祠大に盛なり、豐州志、曰、許藩上申書、神名帳頭注、一宮記、之を豐後の一宮とす、一宮清和天皇貞觀十一年三月庚申、無位西寒田神に從五位下を授け、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列る、延喜式後宇多天皇弘安八年、神田凡二百四十六町あり、豐後國田帳凡毎年六月廿九日、神興生石濱に幸し、八月十四日放生會を行ふ、大友記、八橋本記

○速見郡三座、並小

宇奈岐日女神社、今油布郷油布山に在り、神名帳考証、仁明天皇嘉祥二年六月癸未朔、宇奈岐比咩神に從五位下を授け奉り、續日本後紀陽成天皇元慶

七年九月乙丑、從五位上より正五位下を授く、三代實錄火男火賣神社二座、今鶴見村鶴見山に在り、神道集成、神名帳考証、大分縣注進狀、鶴見社といふ、豐後國田帳火男神、火咩神を祀る、續日本後紀、三代實錄仁明天皇嘉祥二年六月癸未朔、火男火咩神に從五位下を授け、續日本後紀其後火男神に從五位上を加ふ、清和天皇貞觀九年八月壬午、是よりさき太宰府言さく、從五位上火男神、從五位下火咩神二社、速見郡鶴見山の嶺に在り、山頂に三池あり、一池は泥水色青く、一池は黒く、一池は赤し、正月廿日地甚く震動き、其聲雷の如く、俄にして硫黃の臭遍く國中に滿ち、雲を蒸し、火を發し、池水自ら沸騰り、山下の道路往來ことあなはす、或は石を飛し、砂を零し、神怪大に顯るゝ事を申しき、故此に至て、二神並に正五位下を授く、三代實錄後宇多天皇弘安八年、凡神田十五町ありき、豐後國田帳凡六月廿六日、七月廿九日祭を行ふ、明細帳

○海部郡一座、小

早吸日女神社、今佐賀郷佐賀關早吸灘の邊に在り、六所社と云ふ、日本紀、神名帳考、蓋速秋津姫命を祭る、此は伊弉諾尊の御子水戸神にして、所謂荒墟之墟の八百道の墟の八百會に、坐神也、日本書紀、延喜式、仁明天皇承和十年九月甲辰、無位早吸咩神に従五位下と授け、續日本後紀、陽成天皇元慶七年九月乙丑、從五位上より正五位下に叙さる、三代實錄、凡六月晦祭を修む、明細帳、

○式外諸神

志我神

直入物部神、今直入郡朽網郷社家村の鶴田に在り、

直入中臣神、今同郷中野村に在り、石神明神と云ふ、豐後國志、初景行天皇直

入縣爾疑野の土蜘蛛を伐給ふ時、柏峽大野に至坐し、石を礮て三神に

祈り奉りて、終に其賊を伐亡し給ひき、日本書紀、

○肥前國四座、大一座、小三座、

○松浦郡二座、大一座、小一座

田島坐神社、今田島村に在り、青山氏神祇考、蓋宗像の田島に坐神湍津姫命を祀る、田島明神由緒書、神名帳頭注、和爾雅、○按田島には志々岐神を配、平

城天皇大同元年、神封十六戸を田島神に充奉り、新抄格勅符、○按本書田

す、訂清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下田島神に従四位下を授け、二

年二月己丑、從四位上を加へ、十五年九月戊寅、正四位下に進め、○按本書、

月癸丑條に、又此叙位ある、光孝天皇元慶八年十二月壬寅、正四位上に叙さ

は蓋衍也、故今之を削る、九寶錄、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式、凡九月十六日祭を行ふ、

佐賀縣社調

志志伎神社、今平戸島の南端なる志自岐村宮之浦に在り、鹽尻平戸島考、

伎神社復古始末略記、傳云ふ、稚武王の第十城別王を祀る、神名帳頭注、下松浦明神

即是也、和爾雅、三清和天皇貞觀二年二月己丑、從五位下志志岐神に従五

位上を授け、十五年九月戊寅、正五位下を加へ、○按本書、十八年六月癸丑の

也、故今之、陽成天皇元慶四年三月乙亥、正五位上を授く、三代實錄、正五

位上據神階記、凡

九月九日祭を行ふ長崎縣神社記

○基肆郡一座小

荒穂神社、今宮浦村にあり神社要録、九國官社録、清和天皇貞觀二年二月己丑、從五位上荒穂天神に正五位下を授く三代實錄、凡五月七日、風鎮祭を本社の舊址基山に修め、旗を建て吉凶を卜ふの式あり佐賀縣神社調

○佐嘉郡一座小

與止日女神社、今河上村に在り一宮巡詣記、神名帳打聞、川上大明神と云ふ神名帳頭注、宣集、神名帳頭注、又世田姫と云ひ、豐比咩神と云ふ肥前風土記、宇佐託宣集、○按初、息長足姫命韓國を征けに往坐時、此神海中に入て滿珠乾珠を得て即渡り給ひき、其兩顆の珠は、今宇佐宮に在り宇佐託宣集、清和天皇貞觀二年二月己丑、從五位下豫等比咩天神に從五位上を授け、十五年九月戊寅、正五位下を加ふ三代實錄、類聚國史、後宇多天皇弘安中に此神靈威を顯し大に雨風を起し賊船を摧ひき乾元二年記、佐賀縣神社調、凡其祭九月十五日を用ふ佐賀縣神社調

○式外諸神

長岡神社、今基肆郡永吉村に在り、永世神といふ佐賀縣神社調、九國官社録、昔景行天皇筑紫高良行宮より還幸して、酒殿泉の邊に御食し給ふ時、御具の甲鎧光明て常に異なりき、仍て占問せ給ふに、卜部殖坂奏しつらく此地に神あり、甚く御鎧を欲すと申しき、天皇詔はく、實に然る事あらば、神社に納奉らむ、永世の財と爲よと宣へり、因て永世社と云ひしを、後人改て長岡社と云ふ、其鎧冑甲板今猶在り肥前風土記、即是也、凡毎年九月廿二日祭を行ふ佐賀縣神社調

物部神社、三根郡物部郷に在り、物部經津主之神と云ふ肥前風土記、蓋大和石上坐、布都大神を祭る參酌日本書紀、舊事本紀、肥前風土紀、推古天皇御世、來目皇子を將軍として新羅を征伐せ給ふ時、皇子勅を奉り筑紫に至坐し、物部若宮部を遣して、社を此村に建て、經津主神を祭らしむ、即是也肥前風土記、鏡宮今松浦郡松浦村に在り肥前國圖、松浦明神と云ふ、太宰少貳藤原朝臣

廣嗣の靈を祭る、扶桑略紀、色葉字、初廣嗣僧玄昉等の奸人を除き、朝廷を清め奉らむとして、兵を起しつるに、其事成らざるを以て、海に入て死たりき、其後靈崇屢顯れ、災異類に起るをもて、朝廷即吉備朝臣眞吉備に勅して、初て社を造て之を祭らしむ、實に聖武天皇天_平十七年也、
參取續日本紀、松浦社縁起、○後鳥羽天皇文治二年十二月癸未、將軍源賴朝、草野永平を本社の官司職に補さしめ、建久五年七月己卯に至て、鎧劔弓箭を奉りき、_{東鑑}凡九月廿二日祭を行ふ、_{佐賀縣社調}
久治國神、

天山神、今小城郡晴氣村天山嶽にあり、天山大明神といふ、正平廿二年文書、佐賀縣社調、傳云ふ、安藝嚴嶋の神を祀る、_{本社傳説、未社、}崑藏天山記、

温泉神、今高來郡小濱村温泉山にあり、山に五嶽あり、九國の鎮とす、長縣社調、向日別命速日別命豐久士比佐別命建日別命を祀る、之を筑紫國魂神と云、_{古事記、土人傳説、}清和天皇貞觀二年二月己丑、從五位下久治國神、天

山神、温泉神に從五位上を授け、光孝天皇仁和元年二月丙申、天山神に正五位下を授く、

金立神、今佐賀郡金立村にあり、佐賀縣社調、肥前國、清和天皇貞觀二年二月己丑、正六位上金立神に從五位下を授け、光孝天皇元慶八年十二月壬寅、從五位上を加ふ、_{三代實錄、}凡其祭二月初午を用ふ、_{佐賀縣社調}

稻佐雄神、今杵島郡邊田村にあり、稻佐三所大明神と云、九國官社錄、佐賀縣社調、云百濟の聖明王を祀る、_{稻佐社記、}○按肥前國、彼杵郡稻

堤雄神、今杵島郡猿石村堤雄嶽にあり、佐賀縣社調、清和天皇貞觀三年八月乙丑、正六位上稻佐神、_{○按本書下文、稻佐雄神に作、}堤雄神に從五位下を授け、光孝天皇仁和元年二月丙申、稻佐雄神、堤雄命に從五位上

を授く、三代實錄、○按本條稻佐雄神の上に、正五位下の四字あれど、凡毎年九月十九日祭を行ふ、_{佐賀縣社調}

丹生神、今藤津郡馬下村にあり、佐賀縣社調、○按肥前國、松浦郡丹生地、

に在 清和天皇貞觀三年八月乙丑、正六位上丹生神に從五位下を授く、
 甘南備神、今佐賀郡春日村甘南備峯の下にあり、佐賀縣神社調、九國官社錄、清和天
 皇貞觀十二年正月甲子、正六位上甘南備神に從五位下を授く、去年太
 宰府奏言に、新羅の賊船貢絹を奪去し後、又新羅の賊兵を調ひ船を裝
 て、我國を侵掠めむとすと、甘南備神の御教あり、又此神の位を上奉ら
 むと奏せり、故二月丁酉に至て、從五位下の位記に幣帛を捧持しめ、使
 を遣して、今も今も國家を懇懃に助守坐て、如此き災難と在へき事を
 は、未然に警悟し排鎮め坐ては、彌高彌廣に榮飾り崇奉り給はむ、と祈
 り申さしめ給ひき、三代實錄○按本書正月、從五位下を授け給ひて、二月に
 又云々とあるは、其位記をば未だ奉らすてありしを奉
 りし事と
 聞はたり、
 宗形天神、今松浦郡田平村字宗形に在り、宗形明神と云ふ、神名帳考、佐市
 賀縣神社調
 寸島比賣命、多紀理毘賣命、多岐都比賣命を祭る、古事記、三代實
 錄、土人傳説、清和天
 皇貞觀十三年四月巳卯、宗形天神に從五位下を授け、十五年九月戊寅、

從五位上を加ふ、三代實錄、凡九月八日九日を以て祭を行ふ、佐賀縣
 神社調
 葛木一言主神、今三根郡天建寺村にあり、佐賀縣
 神社調、葛木一言主神を祀る、
 清和天皇貞觀十五年九月戊寅、正六位上葛木一言主神に從五位下を
 授く、三代實錄、凡其祭八月十五日を用ふ、佐賀縣
 神社調
 白角折神、

温知神、今並に神崎郡朝日村にあり、佐賀縣
 神社調、清和天皇貞觀十五年九月
 戊寅、正六位上白角折温知神並に從五位下を授く、三代實錄
 神島神、今松浦郡小値嘉前方村野崎島神島山にあり、神名帳考、長
 崎縣神社錄、清和
 天皇貞觀十八年六月癸丑、正六位上神島神に從五位下を授く、三代實錄、
 類聚國史、
 鳴神、

銀山神、清和天皇貞觀十八年六月癸丑、正六位上鳴神、銀山神に從五位
 下を授く、三代實錄
 東屋明神、今養父郡牛原村の内東屋村にあり、佐賀縣神社調、九國官社錄、蓋日本武

尊を祭る本社記録、土人傳説

大神明神、醍醐天皇延喜廿年十一月、正六位上東屋明神、大神明神に従五位下と授く類聚符、宣鈔

櫛田祠、今神埼郡神埼驛にあり諸社一覽、九國官社録、奇稻田姫命、高志神、白角折

神を祭る、仍て三所大神と云本社所藏、永仁六年左辨官符、後深草天皇建長元年十一月

廿五日、鎌倉府書を本社に下して、別當季能を官司職とし、神社修造免

田の事を許さる、後醍醐天皇元弘三年十一月四日、勅して恒保晴氣等

の地頭職舊に仍て神領とせしめ、後村上天皇正平十六年二月廿八日、

征西將軍懷良親王の令旨を以て先例の如く神社を造營すべく制給

ひき本社所藏、文書

○肥後國四座、大一座、小三座、

○阿蘇郡三座、大一座、小二座、

建磐龍命神社、今阿蘇山の麓宮地村に在り、之を阿蘇第一殿とす筑紫巡遊、日録

一宮巡詣記、玉葛問、即肥後の一宮也、阿蘇社、興國七年、阿蘇社、一宮記、神武天皇の皇子、神八井耳命の

御子、健磐龍命を祀る日本書紀、阿蘇大宮司系圖、健磐龍命亦名を阿蘇都彦命と云ふ、

其妻を阿蘇津媛命と云ふ阿蘇社縁起、景行天皇阿蘇國に幸して、人わりやと

詔ふ時に、二神人に化て參來て、吾二人あり、いかて人なからむやと申し

き日本書紀、淳和天皇弘仁十四年十月壬寅、從四位下勳五等健磐龍神に封二

千戸を充奉る、凡旱する時、此神を祈るに、必ず雨を降して民を救ふを以

てなり日本書紀、仁明天皇承和七年四月丙寅、從四位上を授け、七月乙未、從三

位に叙され續日本書紀、文德天皇嘉祥三年十月辛亥、正三位を加へ、仁壽元年

十月丙午、從二位に進め給ひ、齋衡元年六月壬子、封三十戸を充奉り文德實錄、

清和天皇貞觀元年正月甲申、正二位を授く三代實錄、凡此神及姫神の坐す阿

蘇山嶺に池あり、神靈池と云ふ、其山常に火熾水沸騰りて、或は峯を燒崩

し、或は石を飛し、種々の災異を示し給ふ事は、蓋みな此神の靈威也、故屢

使を遣して、之を鎮祭らしめ給ひき日本後紀、續日本後紀、三代實錄、北史、六年十二月己卯、太

宰府奏さく、去十月神靈池震動き、水沸て空に上り、其東方に洒き落る事
 布を延たるが如く、廣十町に徑りて其色漿の如し、又比賣神嶺に高四許
 丈なる三石神あり、其二神一夜に崩れ給へり、之をトふに水疫の禍わら
 むと申しき、九年八月壬申に至て、神山又大に崩るゝを以て、太宰府に勅
 して此神を祭らしめ、三代實錄 醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式 凡本
 社及阿蘇比咩神、國造神を合せて、阿蘇三社といふ、後世に及ては、阿蘇十
 二宮明神と申しき、蓋阿蘇國造族類の神也、阿蘇宮文書、阿蘇縁起、後鳥羽天皇建久
 七年六月丁卯、將軍源賴朝令を三社神官等に下して、宇治惟次を大官司
 職とし、尋て十二月朔幣及上分稻を掌らしめ、順德天皇承久二年九月庚
 子、又惟次に仰せて中村、下田、永野、世田、荒木、上下、久木野、大野、柏村、草部、の
 地を賜ひき、大官司世々所領の地なるを以て也、後醍醐天皇元弘三年十月壬
 戌、詔して肥後甲佐、健軍、郡浦等を以て社領とし、延元二年三月壬寅朔、社
 祝等に勅して天下泰平を祈らしめ、後村上天皇正平二年十一月壬戌、津

守、矢部、彌持の地を三社領とすへく制給ひ、○按本書、貞和五年十月十八日、

明神に寄して、北主の爲に事を祈る事みゆ、貞和五年は、即正平四年にして、直冬肥後に在し時也、姑附て參考に備ふ、 後龜山天皇元中元

年十一月甲申、征西將軍懷良親王豊前今住莊を以て本社に寄奉りき、阿蘇宮文

凡年中祭祀甚多し、六月廿六日を大祭とす、此日魚鳥菓藻等の庶品を備て之を祭る、阿蘇縁起 其祠官大官司、祝社務、及氏人あり、阿蘇宮文書 大官司を

阿蘇國造と云ふ、即神八井耳命の裔孫也、阿蘇大官司系圖

阿蘇比咩神社、今宮地村一宮の左にあり、二殿と云ふ、神名帳考証、一宮巡詣記、玉萬間、 阿蘇郡

比咩命を祀る、健磐龍命の姫神也、阿蘇縁起、大官司系圖、 文德天皇仁壽二年正月戊寅、從四位下を授け、文德實錄 清和天皇貞觀元年正月甲申、從四位上を加へ、五

月壬申、官社に列り、十年閏十二月庚戌、正四位下に叙され、十五年四月己亥、正四位上に進め、十七年十二月丁丑、從三位を授く、三代實錄 凡毎年六月廿

六日祭を行ふ、明細帳

國造神社、今宮地村一宮の右に在り、三殿と云ふ、神名帳考証、神道集成、一宮巡詣記、玉萬間、 健

磐龍命の子速瓶玉命を祭る、實に阿蘇國造也、醫事本紀、阿蘇大宮、司系圖、阿蘇社緣起仁明天皇

承和十四年七月丁卯、官社に預らしむ、續日本後紀凡六月廿四日祭を行ふ、明細帳

○玉名郡一座小

匹野神社、今立願寺村、匹野原に在り、匹石野大明神と云ふ、神名帳考、和名、白河縣郡考、白河

社、縣調仁明天皇承和七年七月庚子、正石神を官社に預らしむ、蓋此神也、續日本後紀

凡每年二月初五日、九月十五日祭を行ふ、明細帳

○式外神

曾男神、文德天皇天安元年六月甲申、從五位上曾男神に正五位下を授

く、文德實錄

奈我神、今合志郡高永村に在り、白河縣社調清和天皇貞觀十八年九月癸未、

本郡擬大領日下部辰吉、正六位上奈我神社の河邊に於て白龜を獲た

り、即是也、三代實錄○按社北六町余、合志川の邊、凡九月廿九日祭を行ふ、

白河縣社調

蒲智比咩神、宇土郡にあり、陽成天皇元慶二年九月己亥、正六位上蒲智比咩神社の前なる河水變りて、赤き事血の如く、其緣邊の草木凋枯る事冬の如くなりき、神祇官陰陽寮之とふに、水火疾疫の患あるを以て、神明此怪異を示す由を奏しき、三代實錄

○日向國四座、小並

○兒湯郡二座、小並

都農神社、今都農郷都農村に在り、都農大明神と云ふ、日向國圖、一宮、巡詣記、三才圖會大已

貴命を祀る、參酌座袋、社傳說、一宮記○按座袋に昔國司神社の神人を驅役す

鈔に、國人癩瘡を患ふる者、此神に祈るに神驗ありと云るを、書記に合せ考へて、

彼醫藥の法を定め給ひ、又崇神御世に此神の御崇りありしにも由ありて、聞ゆ

神功皇后新羅を伐給ふ時、此神を其船に坐奉りて、船舳を護らしめ給ひ

しかば、大に功を成し給ひき、座袋、座添、壺蓋鈔即日向の一宮也、一宮記、神名帳頭注仁明天皇

承和四年八月壬辰朔、官社に列り、十年九月甲辰、無位都濃皇神に從五位下を授ひ、續日本後紀清和天皇天安二年十月己酉、從五位上より從四位上を

授く、三實錄凡每年十二月四日祭を行ふ、宮崎縣神社調

都萬神社、○按續日本後紀妻神に作る、今妻村穗木原に在り、妻萬宮と云ふ、既名勝考、宮社調

蓋都農神の姫神也、仁明天皇承和四年八月壬辰、官社に列り、本後紀

清和天皇天安二年十月己酉、從五位上より從四位下を授く、三實錄凡十

月廿八日祭を行ふ、宮崎縣神社調、後鳥羽天皇建久八年に至て、妻萬宮領凡九十

八町あり、地理纂考引日、向國圖田帳、

○宮崎郡一座小

江田神社、今那珂郡江田村養母に在り、宮崎縣神社調、○按本社東北二町を

仁明天皇承和四年八月壬辰、官社に列り、後續日本紀、清和天皇天安二年十

月己酉、從五位上江田神に從四位下を授く、三實錄凡每年四月十八日、十一

月廿八日祭を行ふ、宮崎縣神社調

○諸縣郡一座小

霧嶋神社、今細野村夷守にあり、昔高千穂二上南峯の間瀬戸尾にあり、仍

て瀬戸尾神社入霧島中央權現と云、後今の地に遷す、宮崎縣神社調、○按天永三年山

上大に火あり、六條天皇仁安二年神社災に罹り、四條天皇文曆元年又災ありし

を以て、瀬戸尾越に鎮座し、其後數遷座ありて終に今地に遷し奉ると云り、又往

古より霧島神社は六社ありて其五社は共に同國同郡に鎮座す、唯一社のみ大

隅國贈郡にありされは何れ式社ならん詳ならずといひ、又一説には本社高

原郷霧島山にあり、今東御在所兩所權、蓋天孫天津彦々火瓊々杵尊を祀る、

現と稱すともあり、附て後考を俟つ、參酌日本書、紀古事記、霧島山は日向大隅二國に蟠り東西二峯あり東峯殊に高く

峻しく西峯稍卑く常に火燃揚り時によりては、黒烟天を蔽ひ、石砂飛

散を以て、世人畏て神火と云ふ、二峯を合せて霧島山と名く、此山麓に霧

起り大風吹出、地とろき闇の夜の如く暗がりて霧にれほれ風に吹

放たれて、身を失ふ者あり、故山に登る者、神代の故事の隨に、稻穂を持て

拂ひつゝゆけば、天明りて、事故なし、其神威靈應、今に至て甚た嚴速しと

云、高子親遊記、日本紀通鑑、古事記傳、○按日向國圖、霧島山は諸縣郡にて大隅

りてはあれど、いづれも二峯ありて二上と云へき狀なるに、高千穂嶽は今も二

上山と云ひ、風土記にも稻穂の故事をば、日向郡なる方に記せれば、是ぞ神代の

高千穂二上峯ならむと思ふに、書記に觀之、高千穂峯とあるは、大隅の地名な

山西にありと云るも、霧島山と開ゆれば古へは此二山を推通して、共に高千穂二上峯と云しなるへし、姑附て考に備ふ、桓武天皇延暦七年三月壬子、大隅贈於郡曾乃峯、火炎熾起て、其響雷の如く、其後沙を山下に降す事厚二尺許なりき、太宰府之を朝廷に奏す、即此山也、續日本紀仁明天皇承和四年八月壬辰霧島峯神、官社に預り、後紀日本清和天皇天安二年十月巳酉從五位上霧島神に從四位下を授く、三代實錄凡其祭三月十一月十八日を用ふ、宮崎縣神社調

○式外神

高千穂保皇神、曰杵郡知舖郷三田井村德觸峯に在り、二上神社と云、日向風記、宮崎縣神社調、蓋天孫天津彦彦火瓊瓊杵尊を祭る、參酌日本書紀、初天孫天磐座を離れ、天八重雲を排け、稜威の道別々々て、高千穂二上之峯に天降らしし時に天暗く晝夜わかす、人物道を失ひ、物色別離し、爰に土人大鉗小鉗と云者、天孫に奏さく尊の御手以て稻千穂を抜して、扱になして四方に投散し給はし、天開晴なんと奏しき時に二人等が奏せる

如く、千穂稻を槎て扱として、投散し給ひしかば、即天開晴、日月照光、因て高千穂二上峯と云ふ、即是也、日向風、仁明天皇承和十年九月甲辰、無位

高智保皇神に從五位下を授け、續日本後紀○按本書甲辰條下云、對馬島國無位早吸比咩神、無位高千穂皇神、日向國無位健男霜凝并比咩神、豐後あれど、延喜式に據るに豐後國三字は無位健男霜凝の上に在るへく、日本書紀三代實錄に據るに、豐後國に高千穂峯なし、日向國三字は無位高智保の上に在るへき、事著し、故今此に附く、清和天皇天安二年十月巳酉、從五位上より從四位下を授奉る、三代實錄凡毎年例祭六月廿九日神樂を奏し、十二月三日兔祭あり、此日又神樂を奏し、大猪を鬼塚に備ふ、十社明神略傳

○大隅國五座、大一座、小四座、

○桑原郡一座、大

鹿兒島神社、今嚼啖郡國分郷宮内村に在り、鹿藩名勝考、神社傳記、傳云ふ天津日高日子火出見尊を祭る、神祇傳、土即大隅一宮也、一宮、醍醐天皇延喜の制、大社に列る、延喜後世に至て八幡神を配祭る、仍て大隅國正八

幡官といふ、天皇建久八年に及て、本社領凡一千二百九十六町三段あり大隅國田帳、宇佐託宣、集廿二社注式、中右記、後宇多天皇弘安七年二月丁未將軍惟康親王豐前國上毛郡勒原村を正八幡宮に奉て、聖朝安穩、異國降伏の事を祈り、後伏見天皇正安三年十二月己丑、又日向國臼杵郡田貫田を奉りき島津文書、即是也。

○噲啖郡三座小並

大穴持神社、今國分郷小村濱に在り、昔は小村の海上神造島の宮洲に在りしと、後今地に遷す鹿藩名勝考、神名帳考、大穴持命を祭る、即國作大神也延喜式、大炊天皇寶字八年十二月、大隅薩摩の界、雲煙甚晦く、電雷震轟き、鹿兒島信介村の海上に沙石自ら聚りて、三島となる、其形狀四阿の屋に似たり、神護中に至て震動く事猶止まず、其事甚神異なるは、皆此神の御所爲也、光仁天皇寶龜九年十二月甲申、神造島に坐す大穴持神を官社とし續日本紀、嵯峨天皇弘仁五年二月乙酉、幣帛の例に列しむ類聚國史、凡其祭九月廿九日、十一

月初五日を用ふ神傳記

宮浦神社、今福山郷宮浦村に在り、宮浦大明神といふ鹿藩名勝考、神名帳考、

○馭謨郡一座小

益救神社、今屋久島の宮浦村一品浦に在り、須久比神といひ、又寶珠權現と云ふ鹿藩名勝考、大隅國圖、神名帳、張打聞、鹿兒島縣神名帳、蓋天津日子火火出見尊を祭る日本書紀、平城天皇大同元年、益救神に神封一戸を充奉る新鈔格、凡二月四日、十一月廿四日祭を行ふ鹿兒島縣神名帳

○薩摩國二座小並

○穎娃郡一座小

枚聞神社、今穎娃郷枚聞嶽に在り、綿積明神と云ふ鹿藩名勝考、一宮巡詣記、三才圖會、神社啓蒙、蓋海神豐玉彥豐玉姬を主として、彥火火出見尊、埴土老翁、玉依姬を合祭る土人傳説、即薩摩の一宮也永仁五年本社鐘銘、一宮記、初彥火火出見尊皇兄火闌降命各々其幸を易し時、皇兄の幸鈎を持て海に入て魚鈎すに、曾て一魚をも得

給はて、其釣をさへに海に失ひき、故汝の釣は失ひてきと詔給とも、其兄強に乞敷き、故其弟御佩の十拳劔を破て、五百釣を作て償とも取らす、亦一千釣を作て償とも受すて、猶其本釣を得むとぞ言ける、於是其弟海邊に往坐て低徊愁吟給ふ時に、川鴈の霜に嬰て困厄を憐と思はして、解放給ふ、須臾ありて墟土老翁○按古事記鹽神に作る來て問けらく、何ぞ虚津日高の位患給ふ故はと問奉れば、即其由を答給ひき、爾墟土老翁我汝命の爲に善事謀せむ、復勿憂坐そと云て、無間勝間之小船一目云大鹿籠を造り、其船に載奉て教けらく、我此船を押流さは、差暫往坐せ、味御路あらむ、乃其道に乗て往なは、魚鱗の如造れる宮、其綿津見神の宮也、其神の御門に至坐なは、傍なる井上に湯津香木あらむ、故其木上に坐は、其海神の女見て相議む者そと教奉りき、故教し隨に行けるに、備に其言の如くなりしかは、即香木に登て坐々き、爾海神の女豐玉姬出見て、乃見感て、其父に吾門に麗人在すと白しき、爾海神自出見て、此人は天津日高の御子、虚空津日高に坐り

と云て、即内に率入奉て、美智皮の疊八重を敷き、亦絶疊八重を其上に敷て、其上に坐せ奉りて、百取机代物を備て、御饗して、其女豐玉姬を娶せ奉り、而して天神の御子此間に來坐る故は、奈何と問奉りき、故其事狀を語り給ふに、海神悉に鱗廣物鱈狹物を召集て、彼失たる釣を得たりき、於是彦火火出見尊、三年と云まで其國に住給ひしか、猶憶郷給ふ御心ありて、大なる歎一つし給ひき、時に海神問まつらく、若郷に還むと思さば、吾送奉らむと白して、其釣釣と取出て、潮溢珠潮濶珠を副て、其を用ふ法を教奉て、皇兄高田を作らば、汝命は下田を營り、其兄下田を作らば、汝命は高田を營給へ、然し給は、吾水を掌は、三年の間必其兄貧窮なりなむ、若其を恨みて攻戰は、鹽盈珠を出して溺し、若其愁まをさは、鹽乾珠を出して活し給へ、又其兄海に入て釣せば、汝命は海濱に在て風招し給へ、かゝらば吾瀛風邊風を起し、奔波を以て溺惱さむ、如此逼惱し給は、其兄自ら伏なむと白して、上國に送り返し奉りしに、其後海神の教に従て、大

に神徳を顯し坐て遂に皇兄を順服はしめ給ひき、海神の女豐玉姫は實に鵜茅葺不合尊を生坐し、弟玉依姫は神日本磐余彦命を生坐り、參取日本書紀古事記、蓋海神の功烈、上世に顯る者、既に此の如く、後世に至ても又甚靈あり、日本書紀、清和天皇貞觀二年三月庚午、從五位上開聞神に從四位下を加へ、八年四月辛巳、從四位上に叙さる、十六年七月戊子、太宰府言さく、開聞神山の頂に、自ら火焼出て烟氣天に滿ち、灰沙雨の如く零りて、震動の聲百餘里に聞む、社近き百姓みな恐みて情を失へり、故之をとふに、神社を汚し奉る事あり、又封戸を乞し給ふに依て、此神崇わりと云りと申しき、故勅して封二千戸を奉り、陽成天皇元慶六年十月戊申、正四位下を授け、光孝天皇仁和元年十月庚申、太宰府に勅して、幣を奉り、此神を祭らしむ、是よりさき神山屢災あるを以て也、三代實錄、凡毎年九月九日祭を行ふ、其祭前數日酒殿にゐる所の二大甕に酒を醸て備ふるを例とす、神社傳記

○出水郡一座小

加紫久利神社、今米津村に在り、賀志久利大明神と云ふ、一宮巡詣記、大隅産記、神社數錄、並に出水郷平松村に作る、文德天皇仁壽元年六月戊午、官社に預り、文德實錄、清和天皇貞觀二年三月庚午、從五位下賀紫久利神に從五位上を加へ、七年五月乙巳、正五位下を授け、八年四月辛巳、正五位上に叙さる、三代實錄、凡二月十一月三日祭を行ふ、神社傳記

○式外諸神

志奈毛神、今薩摩郡隈城郷宮里村に在り、志那尾又志明神と云ふ、鹿藩考、神社傳記、○按今稱に據るに、清和天皇貞觀二年三月庚午、從五位下志奈毛は、蓋志奈尾の誤なり、志奈毛奈毛神に從五位上を授く、三代實錄、凡九月十九日祭を行ふ、神社傳記、白羽火雷神、今薩摩郡平佐郷白羽村に在り、白羽神社と云ふ、鹿藩考、神社傳記、火雷神を祀る、三代實錄、清和天皇貞觀二年三月庚午、從五位下白羽火雷神に從五位上を授く、三代實錄、凡十一月三日祭を行ふ、神社傳記、智賀尾神、今日置郡伊集院郷嶽村に在り、知迦尾六所權現と云ふ、鹿藩名勝

考、神社傳記、鹿兒島縣志、清和天皇貞觀二年三月庚午、從五位下智賀尾神に從五位上を授く、三代實錄凡二月九月十九日祭を行ふ、鹿兒島縣志、

鹿兒島神、今鹿兒島郡澤牟田村に在り、宇治瀨神と云ふ、鹿兒島縣志、蓋

豐玉彥命豐玉姬命を祀る、鹿兒島縣志、清和天皇貞觀二年三月庚午、從五位下

鹿兒島神に從五位上を授く、三代實錄凡每年二月十月十七日の夜、櫻島穗

尾崎海濱を過る時は、船膠て進む事を得ず、又此夜鰐魚氏瀬川に上る

を以て、河水逆に流ると云傳ふ、蓋土人鰐魚を以て海神とする故也、鹿兒島縣志、

伊介色神、今鹿兒島郡伊敷村に在り、年之宮と云ふ、鹿兒島縣志、清和天皇

貞觀二年三月庚午、正六位上伊介色神に從五位下を授く、三代實錄

紫美神、今伊佐郡宮城郷司野村に在り、紫美神社と云ふ、鹿兒島縣志、今按鹿兒島縣志

勝考に、本社を以て伊佐郡宮城郷司野村紫美神社とし、神社傳記に同郡鶴田

郷紫尾村と出水郡高尾野郷麓村と兩所に有り、三代實錄の同じ叙位を再ひ

載る者、蓋之が爲也といへれど、諸國此例な、清和天皇貞觀八年四月辛巳、

正六位上紫美神に從五位下を授く、三代實錄○按本書、十年三月壬寅條、故今之を削る

多夫施神、今阿多郡田布施郷尾下村にあり、火燒明神と云ふ、鹿兒島縣志、

社、清和天皇貞觀十五年四月己亥、正六位上多夫施神に從五位下を授

く、三代實錄

○壹岐嶋廿四座、大七座、小十七座、

○壹岐郡十二座、大四座 小八座

水神社、今布氣村に在り、一宮巡詣記、壹陽略志、蓋水戸神速秋津日子神速秋津

比賣神を祭る、古事記、參取

阿多彌神社、今立石村事坂にあり、壹陽略志、式、蓋大己貴命少彥名命を祭

る、即温泉神也、延喜式、土、九月十九日祭を行ふ、式內神

住吉神社、今住吉村に在り、壹岐略志、壹、蓋底筒之男命、中筒之男命、上筒之

男命を祭る、實に墨江三前大神也、日本書紀、古、神功皇后韓國より還坐す

時始て之を祭ると云、本社記清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下住吉神に從五位上を授け、三代實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式十八年

十月乙卯、太宰府の奏に、壹岐島手長比賣明神社、住吉明神社、鳴動て大鼓の轟くか如く、且御體の美石、寶殿より出て地上に顯れ給へり、卜部をして之を卜はしむるに、兵革の兆也と申しき、所謂住吉明神即此神也、扶桑略記裏書凡

九月九日祭を行ふ、今猶敵國降伏軍越の神事あり、長崎縣神社記兵主神社、今風早郷本宮村に在り、兵主縁起、壹岐式社沿革考大巳貴命を祀る、社傳清和

天皇貞觀元年正月甲申、從五位下兵主神に從五位上を授け、三代實錄醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式

月讀神社、今籍崎村にあり八幡といふ、正慶元年棟札、壹岐國式社沿革考月讀尊を祀る、日本書紀、延喜式顯宗天皇御世、阿閉臣事代那に使用する時、月神の神教を得て、高

皇產靈神を祭らしめ給ひき、所謂月神蓋此神也、日本書紀清和天皇貞觀元年正月甲申、從五位下月讀神に從五位上を授け、三代實錄醍醐天皇延喜の制、名

神大社に列る、延喜式凡其祭九月廿三日を用ふ、式内神社記國片主神社、今國分村に在り、天滿天神と云、一宮巡詣記、壹陽略志、壹岐式社沿革考○按天滿社地の坤に國

分明神と云傳ふるあり、長峯色森と云所に國片大明神とて社あり、例祭九月十三日に祭らるるあり、國形とも書りと云り、かゝれば此國片明神は、其舊社地にして、後天滿社内に遷し、又其相殿に祭られしものなるへし、蓋大巳貴神、少彦名神を祭る、參酌日本書紀、土人傳説上古

二神力を戮せて、葦原中國を造り堅め成給ひき、其神功威烈尤大也、日本書紀古事記○按國片主神は、蓋國堅主神の義にして、二神の功烈を稱奉れる神名と思し、且土人の説も據あるに似たり、姑附て考に備ふ、

高御祖神社、今諸吉村に在り、一宮巡詣記、壹陽略志蓋高皇產靈尊を祭る、參酌日本書紀、延喜式、土人傳説顯宗天皇の御世、月神の神教に依て、高皇產靈尊を祭らしむ、

本社此國に在るは、蓋此故也、日本書紀、本社以下本書及延喜式大意醍醐天皇延喜十八年十月乙卯、太宰府奏さく、高御祖名神の社内鳴響き、火光照耀きて、東に飛去

る事あり、此は兵革の兆ありと卜部等卜申す由を奏しき、即此神也、扶桑略記裏書

手長比賣神社、今石田郡物部村中通に在り、壹岐式社書上、承應記、○按神名帳頭注、此神を以て思兼神の子

とす、何據ある事を知らず、姑附て考に備ふ、

佐肆布都神社、今新城村に在り、壹陽志略記、壹蓋建御雷之男神を祀る、古事記、延喜式

佐士布都神は、其平國劔の亦名也、古事記凡十一月十八日祭を行ふ、式内神

佐肆布都神社、○按本書佐肆の上同字あり、例今箱崎村に在り、陽略志、壹岐式

社略 蓋建御雷之男神を祀る、古事記凡九月二十八日祭を行ふ、式内神

中津神社、今新城村に在り、一宮巡詣記、壹陽略志、壹岐式社略記、○按社記に

越の嶽に鐵座とあり、中津の稱或は此に起る歟、

角上神社、今大武莊牛形郷角上岳角上大明神是也、壹岐國式文德天皇嘉祥

三年六月庚戌、官社に預らしむ、文德實錄

○石田郡十二座、大三座 小九座

天手長男神社、○按神名帳頭注、天手長男、天手長比賣二神、共に思兼命の子と云ふ、何據あるを知らず

天手長比賣神社、並に今物部村に在り、壹陽略志、壹岐式社略記天手長男神社之を壹

岐の一宮とす、一宮文德天皇嘉祥三年十月丁卯、二神並に官社に預り、文德實錄

醍醐天皇延喜の制、並に名神大社に列る、延喜式凡毎年住吉社軍越の神事

に幣帛を兩社に奉り、又大に鬨聲を揚るを例とす、壹岐式社沿革考

彌佐支刀神社、今志原村に在り、

國津神社、

海神社、今筒城村海神山の東海濱に在り、八幡宮といふ、一宮巡詣記、壹陽略

沿革考、蓋海神、豐玉彥命を祀る、日本書紀、延喜式清和天皇貞觀元年正月甲申、從

五位下海神に從五位上を授け、三代實錄醍醐天皇延喜の制、大社に列る、延喜式

凡毎年十一月四日祭を行ふ、式内神

津神社、今石田村津宮明神蓋是也、壹岐國式沿革考

與神社、今興村に在り、一宮巡詣記○按本社今興村に在るを以て考ふるに、與

色葉字類抄與部に與神社を收め、たれば決めては云がたし

大國玉神社、今川北村にあり、兵主神と云、即是也、壹岐式社沿革考、壹岐國式

を祭る、延喜式